

令和 5 年

第 1 回西原村定例会会議録

令和 5 年 3 月 8 日

令和 5 年 3 月 17 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和5年第1回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
3月 8日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長施政方針及び提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
3月 9日	木		休 会	・常任委員会	
3月10日	金		休 会	・常任委員会	
3月11日	土		休 会		
3月12日	日		休 会		
3月13日	月		休 会		
3月14日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3名） ・議案審議 (議案第2号～ 議案第7号) 	・条例
3月15日	水	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第8号～ 議案第18号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例 ・一般議案 ・補正予算
3月16日	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第19号～ 議案第25号) 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予算 ・一般議案
3月17日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 (議案第26号～ 議案第35号) ・発議第1号～3号 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続調査申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・当初予算 ・一般議案

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は3月24日までとする。

提出議案等

(令和5年3月8日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|---|
| 議案第 2号 | 西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 3号 | 西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 4号 | 西原村個人情報保護法施行条例の制定について |
| 議案第 5号 | 西原村個人情報保護審査会条例の制定について |
| 議案第 6号 | 西原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 7号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 議案第 8号 | 西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 9号 | 西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第10号 | 西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第11号 | 西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第12号 | 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第13号 | 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第14号 | 西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条 |

例を廃止する条例の制定について

- 議案第15号 村道の路線廃止について
- 議案第16号 村道の路線認定について
- 議案第17号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第18号 令和4年度西原村一般会計補正予算（第8号）について
- 議案第19号 令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第20号 令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第21号 令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第22号 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第23号 令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第24号 令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第25号 令和5年度西原村一般会計予算について
- 議案第26号 令和5年度西原村国民健康保険特別会計予算について
- 議案第27号 令和5年度西原村介護保険特別会計予算について
- 議案第28号 令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第29号 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第30号 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について
- 議案第31号 令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について

議案第 3 2 号 令和 5 年度西原村工業用水道事業会計予算について

議案第 3 3 号 工事請負変更契約の締結について

議案第 3 4 号 工事請負変更契約の締結について

議案第 3 5 号 工事請負変更契約の締結について

(令和 5 年 2 月 2 1 日提出)

(一般質問)

1 番 上野正博君 2 番 西口義充君

(令和 5 年 2 月 2 2 日提出)

(一般質問)

3 番 尾崎幸穂君

(令和 3 年 3 月 1 7 日提出)

(議員提出議案)

発議第 1 号 西原村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

発議第 2 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

発議第 3 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（3月8日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（議案第2号～議案 第35号）	5
日程第 5 休会の件について	17

第2号（3月14日）

議事日程第2号	19
応招議員氏名	20
出席議員氏名	21
事務局職員出席者	21
説明のため出席した者の職氏名	22
開 議	23
日程第 1 一般質問	23
（上野正博）	23
・企業誘致等の取り組みについて	
・県道堂園小森線と熊本高森線の道路拡幅について	
（西口義充）	31
・西原村の子供達の学力の状況と現状について	
・マスコミでも報道があっている「いじめ」に対す る、村の状況について	
・学校に対する危害、脅迫、FAX送信事案につい て	
（尾崎幸穂）	40
・本村のLGBTQ政策への取組について	
・本村の小学校、中学校における標準服、制服につ いて	
・文化芸術推進委員会発足について	

日程第 2	議案第 2 号	西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 2
日程第 3	議案第 3 号	西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	5 3
日程第 4	議案第 4 号	西原村個人情報保護法施行条例の制定について	5 4
日程第 5	議案第 5 号	西原村個人情報保護審査会条例の制定について	5 4
日程第 6	議案第 6 号	西原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 7
日程第 7	議案第 7 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	5 7
散 会			6 0

第3号（3月15日）

議事日程第3号			6 1
応招議員氏名			6 3
出席議員氏名			6 4
事務局職員出席者			6 4
説明のため出席した者の職氏名			6 5
開 議			6 6
日程第 1	議案第 8 号	西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	6 6
日程第 2	議案第 9 号	西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 7
日程第 3	議案第 10 号	西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6 8
日程第 4	議案第 11 号	西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 0
日程第 5	議案第 12 号	西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 2
日程第 6	議案第 13 号	西原村国民健康保険条例の一部を改	

		正する条例の制定について	7 3
日程第 7	議案第 1 4 号	西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について	7 4
日程第 8	議案第 1 5 号	村道の路線廃止について	7 5
日程第 9	議案第 1 6 号	村道の路線認定について	7 5
日程第 1 0	議案第 1 7 号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	7 7
日程第 1 1	議案第 1 8 号	令和 4 年度西原村一般会計補正予算(第 8 号) について	7 9
散 会			9 0

第 4 号 (3 月 1 6 日)

議事日程第 4 号			9 1
応招議員氏名			9 2
出席議員氏名			9 3
事務局職員出席者			9 3
説明のため出席した者の職氏名			9 4
開 議			9 5
日程第 1	議案第 1 9 号	令和 4 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号) について	9 5
日程第 2	議案第 2 0 号	令和 4 年度西原村介護保険特別会計補正予算(第 3 号) について	9 6
日程第 3	議案第 2 1 号	令和 4 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号) について	9 8
日程第 4	議案第 2 2 号	令和 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 号) について	9 9
日程第 5	議案第 2 3 号	令和 4 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号) について	1 0 0
日程第 6	議案第 2 4 号	令和 4 年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算(第 1 号) について	1 0 6
日程第 7	議案第 2 5 号	令和 5 年度西原村一般会計予算について	1 0 8
散 会			1 2 1

第5号（3月17日）

議事日程第5号	123
応招議員氏名	125
出席議員氏名	126
事務局職員出席者	126
説明のため出席した者の職氏名	127
開議	128
日程第1 議案第26号 令和5年度西原村国民健康保険特別 会計予算について	129
日程第2 議案第27号 令和5年度西原村介護保険特別会計 予算について	131
日程第3 議案第28号 令和5年度西原村後期高齢者医療特 別会計予算について	133
日程第4 議案第29号 令和5年度西原村中央簡易水道事業 特別会計予算について	136
日程第5 議案第30号 令和5年度西原村工業団地造成事業 特別会計予算について	139
追加日程第1 第2鳥子工業団地造成に対する住民投票について	151
日程第6 議案第31号 令和5年度西原村住宅用地造成事業 特別会計予算について	155
日程第7 議案第32号 令和5年度西原村工業用水道事業会 計予算について	158
日程第8 議案第33号 工事請負変更契約の締結について	162
日程第9 議案第34号 工事請負変更契約の締結について	162
日程第10 議案第35号 工事請負変更契約の締結について	162
日程第11 発議第1号 西原村議会の個人情報保護に關す る条例の制定について	166
日程第12 発議第2号 西原村議会委員会条例の一部を改正 する条例の制定について	167
日程第13 発議第3号 西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について	167
日程第14 組合議会の報告等について	168
日程第15 委員会の閉会中の継続調査申出書について	169
閉会	170
署名	171

第 1 号 (3 月 8 日)

令和5年第1回西原村議会定例会会議録

令和5年3月8日、令和5年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年3月8日（水曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長施政方針及び提案理由説明（議案第2号～議案第35号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工係長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第1回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和5年第1回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番議員、上野正博君、9番議員、桂悦朗君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、2月28日に行われました議会運営委員会で本日8日より17日までの10日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を3月24日までの17日間とすることとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日8日より17日まで10日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を3月24日までの17日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、熊本県町村議会議長会の第73回定期総会が令和5年2月22日に開催されました。

現在、熊本県町村議会議長会の会長には、美里町上田孝議長が着任しています。平成28年熊本地震からの復興・復旧に関する要望や新型コロナウイルス感染症対策に関する要望、また、令和2年7月豪雨災害に関する要望などがあり、前年度に引き続き取り組むことを確認しています。

以上で、議長からの諸般の報告を終わります。

ほかに諸般の報告として、何かございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）なければ、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長施政方針及び提案理由の説明を求めます。

暫時休憩します。

（午前10時07分）

（午前10時08分）

○議長（山下一義君）再開します。

(村長 吉井 誠君 登壇 説明)

○村長(吉井 誠君)おはようございます。

令和5年度第1回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例会は令和5年度、新しい年度の予算を審議していただく大事な議会でもございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスは、平成31年(2019年)の12月初旬に中国の武漢市で第1例目、翌年1月中旬に国内1例目の感染者が報告され、その後全世界に拡大し、日本においても、熊本日日新聞によりますと、2月末現在で感染者数3,322万2,959名で、熊本県内では53万1,473名が感染し、うち1,281名の方がお亡くなりになっておられます。

発生から3年以上が経過する中で、政府は、新型コロナ感染法上の分類を5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げることが決定され、法律に基づき、感染者への入院勧告や感染者及び濃厚接触者の外出の把握、感染者を診療する医療機関への補助といった医療的な措置も変わり、将来的には、医療費やワクチン接種が全額公費から一部負担に変わっていくことが予測されます。

また、緊急事態宣言等はなくなくなり、飲食店に対する営業時間短縮等の要請や水際対策も原則的にはなくなり、スポーツやイベント等における観戦客の制限も見直されるとなっております。

令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方につきましては、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるということで発表されております。

本村の役場窓口対応につきましては、窓口に来られた住民さんがマスクを着用されていれば職員もマスクを着用し、住民さんがマスクを着用されていない場合は職員個人の判断に委ねる方向で対応するよう調整をしております。住民さんの中には、高齢者や妊婦あるいは基礎疾患をお持ちでマスクを外すことへの不安を感じている方もおられると思いますので、来庁者に寄り添った、住民の対応に合わせた形で、当面の間この方法で取り組んでいこうと思っております。

令和5年度当初予算につきましては、歳入歳出それぞれ53億6,338万円となっております。

歳入につきましては、村税等の自主財源が19億9,099万円で、歳入全体からの割合は約37%、地方交付税等の依存財源が33億7,239万円で約63%となっております。

歳入では村税の伸びが見られますが、地方交付税や国庫支出金等の依存財源に頼るところが大きく、自主財源となる村税、財産収入をさらに伸ばすた

めに、企業誘致や定住促進、特にふるさと納税等も含め、積極的に推進してまいります。

歳出につきましては、目的別の支出の多い順で申しますと、総務費12億6,249万円、24%、公債費12億2,167万円、23%、民生費11億7,614万円、22%となります。

また、性質別に分類して申しますと、義務的経費となる人件費が9億1,082万円、17%、扶助費が5億4,680万円、10%、公債費が12億2,167万円、23%と全体の約50%を占めております。この義務的経費は任意に削減できるものではありませんので、普通建設事業費や物件費、補助費等の抑制に取り組んでまいります。特に普通建設事業費につきましては、国・県の補助金、辺地事業債の活用等で村の単独費を少しでも減らすことができるよう進めてまいります。

平成24年度より計画しておりました総合体育館、総合運動公園整備につきましては、熊本地震により中断後、令和元年より再開し、令和5年度で全ての工事を終える予定でございます。既に調整池整備、広場整備や駐車場舗装、園内道路の発注を終えており、順次ウォーキングコースの舗装や植栽工、テニスコート、遊戯施設等の工事の発注を本年6月までに行い、令和6年度より全ての施設が利用できるよう進めてまいります。

次に、工業団地の整備につきましては、法手続等の国や県との調整も一定のめどが立ち、順調に進捗しているところでございます。菊陽町に立地しますTSMC関連企業からの問合せも増えてきており、村内企業でも活発な動きが見られております。まだ企業名等の正式な発表はできませんが、近々村内で多額の費用を投じる事業展開もでございます。スピード感を持って全力で取り組んでまいります。

商工観光につきましては、熊本地震での被害からやっとの思いで事業再開をされたところでコロナ禍に突入し、商工観光需要は落ち込み、先が予測できない状況を余儀なくされてきました。観光協会、商工会と連携し、SNS等を活用した集客や阿蘇くまもと空港新ターミナルの開業に合わせ、村内外への観光PRに取り組み、萌の里やミルク牧場、俵山、白糸の滝、風の里キャンプ場等を核としたにぎわいづくりを推進してまいります。

農業につきましても、新型コロナ、ウクライナ情勢、円相場等による物価高騰に対し、迅速かつ適切な対策等を国・県への要望含め対応してまいります。カンショ基腐病対策や有害鳥獣被害対策においても生産者と産業課が連携を強化し、農業生産の維持向上に努めるとともに、担い手の育成・確保等、新規就農者の定住や生産振興を図りながら農家の皆様の生産意欲の向上に今後もしっかりと寄り添った支援を行ってまいります。

福祉関係につきましては、まず健康づくりに取り組み、幼・少年期、青壮年期、高齢期といったそれぞれのライフステージ（各年代層）に応じた健康

づくりを進めてまいります。疾病の予防、早期発見、早期治療を目指し、若い年代からの健康診断や定期検診の内容の充実、受診率の向上に取り組みます。

高齢化が進行する中、本村においても高齢化率は増加の傾向にあり、令和2年の高齢化率31.9%から団塊の世代が75歳以上となる令和7年には34.5%、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（西暦2040年）には38.3%まで上昇する見込みとなっております。

今後、要介護・要支援高齢者や認知症高齢者の増加による介護ニーズの高まりとこれに伴う保険給付費の増大が見込まれるとともに、生産年齢人口の減少により、地域における支え手の減少や介護人材の不足等が危惧されます。

一方、近年増加傾向にあります豪雨災害や昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、持続可能な介護サービスの提供体制の構築や新しい生活様式に対応した施策の展開等、日頃から関係機関等が連携し、有事への備えも重要となります。高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けることができるよう、介護サービスだけでなく、元気な高齢者やボランティアなどの地域住民が担い手として参加する住民主体の活動や、社会福祉協議会をはじめ、シルバー人材センター、民間企業などによる多様なサービスの提供を推進します。

このような点も踏まえ、本年はのぎく荘の拡張整備に伴う躯体健全性調査業務委託を計画しております。

子育て支援につきましては、公約にしておりました外国語教育の強化につきまして、令和5年度より、にしはら保育園、こうのとり保育園の両園で外国人教師による英語教室を行い、国際化社会に順応できるよう人材育成に取り組めます。

にしはら保育園につきましては、建設から20年以上がたち、園施設の長寿命化を図ることを目的に、劣化調査、保全計画作成業務委託を計画しております。

防災関連につきましては、河原小学校の体育館が滝川の浸水区域ということで、指定避難所である体育館の水害時での被害想定によりますと、約1から2m浸水するという結果が出ており、河原小学校の学童クラブを含めたところで今後早急に解決しなければならない問題であると捉えております。河原活性化委員会で取り組んでいければと考えております。

また、消防団につきましては、長年にわたり懸案事項となっております分団再編の話が分団長会議の中で上がっております。令和5年度は、まず各分団の団員数の実態調査を行い、各分団の地元議員、区長や役員の方々と協議し、村全体で話を進めていかなければならない案件であると捉えております。

交通施策につきましては、本村はソニーをはじめ、ホンダ、富士フィルム、

あるいはこれから操業を開始しますT SMCなど立地企業のベッドタウンとしても期待され、非常に重要な案件であると捉えております。西原村、大津町、菊陽町までの道路整備を3か町村で連携し、積極的に国や県へ道路の整備を要望してまいります。

また、路線バスにつきましても、県からの補助金が路線バスからコミュニティバスへ移行する方針であり、J R肥後大津駅から阿蘇くまもと空港までの鉄道整備等も踏まえたところで交通状況の把握、資料収集や検討を行い、喫緊の課題と捉え、取り組んでまいります。

住民票や所得証明書などのコンビニ交付につきましては、早ければ令和6年度、少なくとも二、三年以内にはコンビニから住民票等が取るできるよう進めてまいります。

令和5年度は、そのほかにも取り組まなければならない案件がまだまだございます。さきに述べましたように、これから新型コロナもインフルエンザと同様の5類に分類され、各種イベントや式典、スポーツ、会議等、全ての分野でコロナ以前に戻る、活気あふれる元気な西原村を住民の皆さんとともに取り戻していかなければならない年だと捉えております。

令和5年度におきましても、西原村のさらなる持続的発展のため、議員各位のご指導、ご鞭撻、ご協力を心よりお願い申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第2号、西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

組織の改編を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、関係条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第3号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

情報公開の総合的な推進に関して、開示請求を行うことができる対象者の範囲を拡大する必要がございますので、本条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては、企画商工課係長よりご説明いたします。

議案第4号と議案第5号につきましては、全て個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う条例制定についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第4号、西原村個人情報保護法施行条例の制定について、議案第5号、西原村個人情報保護審査会条例の制定について、以上2件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の保護に関する法律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるために

本条例を制定する必要がございます。

詳細につきましては、企画商工課係長よりご説明いたします。

議案第6号と議案第7号につきましては、全て地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第6号、西原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上2件につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第8号、西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

山西小学校敷地内の土地登記完了に伴い、山西小学校の所在地番を変更する必要があるため、本条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第9号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村内小中学校施設の貸出しに伴い、村内体育施設の貸出しと整合を図るため、本条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第10号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

村民運動場の管理に伴い、本条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第11号、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

山西小学校敷地内の土地登記完了に伴い、山西小学校学童クラブの所在地番を変更する必要があるため、本条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第12号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要がございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部を改

正する必要がございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第14号、西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

西原村農林漁業者トレーニングセンターの解体に伴い、西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、教育課長よりご説明いたします。

議案第15号と議案第16号につきましては、全て同じ路線の廃止及び認定についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第15号、村道の路線廃止について、議案第16号、村道の路線認定について、以上2件につきましては、鳥子工業団地用地拡張に伴い、鳥子団地3号線及び鳥子団地4号線の付け替え工事に伴い、路線の終点の変更が生じるため、路線の廃止及び認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第17号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明いたします。

熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和5年6月30日をもって玉名市が脱退するための組合同規約の一部変更でございます。熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第18号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,250万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,352万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げますと、歳入では、村税1億3,820万1,000円の増額補正、村民税1億1,698万6,000円の増額などがございます。

国庫支出金4,998万9,000円の増額補正、土木費国庫補助金の減額などがございます。

県支出金6,052万4,000円の減額補正、熊本地震復興基金交付金の減額等がございます。

繰入金4億1,242万2,000円の減額補正、財政調整基金繰入金の減額等がございます。

そして、村債5,240万円の減額補正、緊急防災・減災事業債の減額等がございます。

歳出におきましては、総務費1億2,510万円の減額補正、地域振興費8,320

万6,000円の減額補正等でございます。土木費7,904万6,000円の減額補正、道路維持費などの減額補正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第19号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,456万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税2,028万7,000円の増額補正、県支出金1,392万9,000円の減額補正、繰入金288万4,000円の減額補正でございます。

歳入につきましては、保険給付費1,828万7,000円の減額補正、諸支出金120万円の減額補正、予備費2,550万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第20号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,510万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,008万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国庫支出金884万6,000円の減額補正、支払基金交付金2,862万2,000円の減額補正、県支出金1,022万2,000円の減額補正、繰入金743万7,000円の減額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費4,944万1,000円の減額補正、地域支援事業費566万6,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第21号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億432万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、後期高齢者医療保険料340万7,000円の増額補正、繰入金3万円の増額補正であります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金429万8,000円の増額補正、予備費86万1,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第22号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825万1,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,592万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、給水収益422万3,000円の増額補正、その他営業収益402万8,000円の増額補正。

歳出につきましては、業務費601万8,000円の減額補正、積立金3,000万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第23号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ738万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,225万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、県支出金546万円の増額補正、繰入金1,284万5,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金738万5,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、企画商工課係長より説明いたします。

議案第24号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、予算総額の変更はございませんが、現在発注しております河原地区の造成工事の工期等を考慮し、繰越明許費を設定するものでございます。

詳細につきましては、企画商工課係長よりご説明いたします。

議案第25号、令和5年度西原村一般会計予算についてご説明いたします。

令和5年度西原村の一般会計の予算を歳入歳出それぞれ53億6,338万2,000円と定め、一時借入金の借入最高額を5億円と定めるなどのものでございます。

歳入歳出の主な内容を申し上げますと、歳入では、地方譲与税4,415万8,000円、地方消費税交付金1億6,400万円。

地方交付税におきましては、普通交付税19億2,000万円、特別交付税1億1,000万円で、前年度より1億円減の20億3,000万円。

分担金及び負担金は2,174万5,000円。

使用料及び手数料は3,551万5,000円。

国庫支出金におきましては、国庫負担金1,396万4,000円増、国庫補助金3億4,445万2,000円減等により、3億3,048万3,000円減の4億9,456万円。

県支出金は、県補助金2,008万1,000円減等により、1,764万1,000円減額の2億9,488万7,000円。

寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金の増により、1億1,000円増額の4億4,000円。

繰入金につきましては、財政調整基金 3 億 2,000 万円、災害復興基金 3,655 万円、平成 28 年熊本地震復興基金 4,263 万円等で、合計 4 億 2,265 万 4,000 円となっております。

繰越金は 9,000 万円、諸収入は 3,853 万 5,000 円でございます。

村債につきましては、臨時財政対策債 2,400 万円、公共事業等債 9,680 万円、一般単独事業債 3,640 万円、教育・福祉施設等整備事業債 1,120 万円、辺地対策事業債 1 億 1,700 万円で、合計の 2 億 8,540 万円となっております。

歳出についてご説明いたします。

議会費につきましては 6,801 万 4,000 円、総務費につきましては本年度より 4 億 7,583 万 4,000 円減の 12 億 6,248 万 6,000 円、民生費につきましては 5,484 万 5,000 円増の 11 億 7,613 万 5,000 円、衛生費につきましては 1,869 万円増の 3 億 4,260 万 2,000 円、農林水産業費につきましては 546 万 8,000 円減の 1 億 9,882 万円、商工費につきましては 2 億 166 万 6,000 円増の 2 億 3,694 万 3,000 円、土木費につきましては 3 億 3,916 万 5,000 円減の 2 億 3,997 万 1,000 円、消防費につきましては 671 万 2,000 円増の 2 億 3,260 万 6,000 円、教育費につきましては 339 万円増の 3 億 7,865 万 8,000 円、公債費につきましては 5,012 万 3,000 円増の 12 億 2,167 万 4,000 円となっております。

令和 5 年度の予算は、本年度予算と比べまして 4 億 8,422 万 5,000 円の減額予算となっております。令和 5 年度も、引き続き財源の確保等に努めながら、効率的な財政運営及び財政基盤の安定化に努めてまいり所存でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第 26 号、令和 5 年度西原村国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和 5 年度西原村国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 2,793 万 8,000 円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入で、国民健康保険税 1 億 7,831 万 4,000 円、県支出金 6 億 6,364 万 7,000 円、繰入金 5,492 万円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費 6 億 4,763 万 1,000 円、国民健康保険事業費納付金 2 億 6,376 万 8,000 円、保健事業費 830 万 8,000 円となっております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第 27 号、令和 5 年度西原村介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

令和 5 年度西原村介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 4,447 万 5,000 円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、保険料 1 億 7,193 万 8,000 円、国庫支出金 1 億 6,708 万 1,000 円、支払基金交付金 1 億 8,513 万 5,000 円、県支出金 1 億 471 万 5,000 円、繰入金 1 億 1,559 万 6,000 円などとなっております。

歳出につきましては、保険給付費 6 億 7,716 万 3,000 円、地域支援事業費

5,336万2,000円などで、保険給付費は歳出予算の91%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第28号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,507万3,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、後期高齢者医療保険料7,420万2,000円、繰入金1億2,861万9,000円などとなっております。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金2億190万7,000円で、歳出予算の93.9%を占めております。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第26号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億387万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしまして、給水収益6,124万7,000円、その他営業収益345万円、災害復旧事業債償還繰入金1,636万9,000円、前年度繰入金600万円でございます。

歳出といたしまして、業務費は6,670万3,000円、企業債償還金3,112万円、予備費289万円となっております。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第30号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,889万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入といたしまして、繰入金1億9,389万9,000円、村債4億4,500万円となっております。

歳出といたしましては、事業費6億3,889万9,000円となっております。

詳細につきましては、企画商工課係長よりご説明いたします。

議案第31号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ77万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、財産収入1,000円、繰入金77万円でございます。

歳出につきましては、事業費77万1,000円となっております。

詳細につきましては、企画商工課係長よりご説明いたします。

議案第32号、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算についてご説明い

たします。

令和5年度西原村工業用水道事業会計予算の収益的収入支出それぞれ2,785万6,000円、資本的収入7,000万円、資本的支出8,580万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、収益的収入につきましては、給水事業所8か所に対する給水収益1,709万3,000円、長期前受金戻入125万9,000円、契約水量に係る企業負担金949万6,000円でございます。

収益的支出につきましては、営業費用2,286万8,000円、営業外費用72万5,000円、予備費426万2,000円となっております。

また、資本的収入につきましては、企業債7,000万円、資本的支出につきましては、建設改良費8,580万円でございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第33号から議案第35号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括して提案させていただきます。

議案第33号、工事請負変更契約の締結について「医王寺向小川線（麦の庄大橋）橋梁補修工事」、議案第34号、工事請負変更契約の締結について「医王寺向小川線（長迫大橋）橋梁補修工事」、議案第35号、工事請負変更契約の締結について「堀切多々良線道路改良工事」、以上3件につきましては、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会への提案は議案34件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）以上で、村長施政方針及び提案理由の説明を終わります。

暫時休憩しまして、村長提案理由の修正がありますので、しばらくお待ちください。

（午前10時57分）

（午前10時58分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（吉井 誠君）まず、議案第7号につきまして、私が「議案第4号」と申しておりました。「第7号」へ変更をお願いします。

続きまして、議案第18号です。国庫支出金4,998万9,000円の、私が「増額」と申しておりました。正確には「減額」ということで訂正をお願いします。

次に、議案第19号です。19号につきまして、「歳出につきましては」というのを「歳入につきましては」と申しておりました。「歳出」に訂正をお願いします。

続きまして、議案第29号です。これを「第26号」と申しておりました。申し訳ございません。

最後に、議案第23号について、繰入金1,284万5,000円の「減額」が正解でございます。「増額」と申しておりました。

以上で訂正は終わります。申し訳ございませんでした。

○議長（山下一義君）以上で、村長施政方針及び提案理由の説明を終わります。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日9日から13日までの本議会を休会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日9日から13日までの本議会を休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前11時02分 散会

第 2 号 (3 月 1 4 日)

令和5年第1回西原村議会定例会会議録

令和5年3月14日、令和5年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年3月14日（火曜日） 議事日程第2号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 4号 | 西原村個人情報保護法施行条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 5号 | 西原村個人情報保護審査会条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 6号 | 西原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 7号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工係長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、2月28日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、8番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（8番議員 上野正博君 登壇 質問）

○8番議員（上野正博君）おはようございます。8番議員、上野です。

企業誘致の取り組みについて。

T S M C等の関連企業を誘致するに当たり、どのような考えを持っておられるのか、お尋ねします。

世界の半導体のトップである台湾のT S M Cの企業が菊陽町に進出することによって、にわかに近隣市町村の関連企業誘致が競争化しております。本村もそのことから第2鳥子工業団地の造成に向けて動き出しております。村の発展には欠かせない事業であり、税収や雇用や人口のアップにより経済効果が生じます。

昨年9月に新任されました吉井村長におかれましては、大きな責務であり、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

私が心配するのは、工業団地はできたが、果たして企業が来てくれるのか。T S M Cの工事の進み具合の速さを見ると、本村の工業団地は、現在、用地買収の段階であり、間に合うのか少々不安があります。T S M Cの日本の子会社J A S Mが来年の2024年末には稼働すると聞いているので、なおさら焦りを感じております。

工業用水については、まだ余力があると聞いてはおりますが、企業によっては工水を多く必要とする企業もあるのではないかと思います。不足の状況になった場合、どのようにされるのか。新たにボーリングを考えなければならないのではと思いますが、いかがでしょうか。

本村は地域環境に恵まれております。菊陽町のT S M Cや、熊本市内、またインターに近く、何ととっても熊本空港まで10分とかからないのが一番の魅力でございます。この利便性を生かした誘致活動をやっていただきたいと思っております。

そこで、村としてどのような企業を誘致したいのか。また、誘致するに当たり何か策を持っておられるのか。話せる範囲で結構ですので、手応えがあれば、お聞かせいただきたい。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）おはようございます。上野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の企業誘致に対する取組についてお答えいたします。

まず、県内の企業誘致の状況でございますが、県によりますと令和3年度の企業誘致件数は過去最高の59件でございます。うち、半導体関連も過去最高の22件であり、また、TSMC進出公表後、令和4年12月までの半導体関連の誘致件数は25件と、半導体関連企業の県内進出が急速に進んでいるところでございます。

また、熊本県工業統計調査によりますと、県内製造業の令和元年度の事業所のうち、誘致企業が占める割合は約14%ではございますが、従業員数の割合で見ますと約50%、製造品出荷額などは約64%と、誘致企業は県内経済へ大きな影響を与えており、企業誘致は村の今後の発展のために非常に重要であると認識をしております。

今後の企業立地の動向としまして、九州ファイナンスグループの試算によりますと、TSMC進出に伴い、約80社が新たな拠点を構えるか工場を増設するとされております。また、半導体分野を扱う専門誌を長年発行しております産業タイムズ社の泉谷会長によりますと、TSMC進出を機に九州に約120の新工場が立地すると見ていると述べられており、今後、多くの半導体関連企業の県内進出が予測されます。

一方、受皿となります工業団地の状況としましては、熊本県が保有する工業団地は、令和4年12月時点で長洲町の2区画しか残っておらず、新たな工業団地の整備を令和8年度の分譲開始を目指して進められており、他の市町村も同様に新たな工業団地を計画する動きがございます。

また、地域経済情報誌「くまもと経済」3月号によりますと、熊本県と熊本市は、令和5年度、都市圏渋滞緩和の抜本策となる10分・20分構想の高規格道路の整備に向け、熊本県が当初予算で1億5,200万円、熊本市が1億6,900万円を計上し、具現化へ向けて動き出し、早期実現へ、可能なら10年以内にといった声も聞こえているといった内容が記されております。

阿蘇くまもと空港からJR肥後大津駅までの鉄道整備と併せ、西原村は上水道、工業用水道の料金も他町村と比較しますと非常に安価であり、今のところ地価高騰の影響もなく、企業の進出や周辺立地企業のベッドタウンとして非常に大きな可能性を秘めていると予測をしているところでございます。

議員各位におかれましても、様々なイベントや会合等でよく耳にされてい

ると思いますが、各国会議員、県会議員、県内市町村長をはじめ、金融機関や経済界の方々からも、東熊本周辺市町村は、九州はもとより国、ひいては世界中から最も注目を浴びている地域であり、将来は25万規模の地域になるとも言われております。西原村も人口が増えれば、おのずと大型商業施設の充実や交通施策の改善も期待されます。このような状況から、村内への企業誘致に向け、この大きな流れに乗り遅れることなく、近隣市町村の動きに先んじて、まずは企業の受皿となる新たな工業団地の整備を進めているところでございます。

同時に、国・県や金融機関、経済界、村内既存企業へのフォローアップ、また、台湾総領事館との親交を深めるなど、多方面で連携を密にし、必要に応じて議員各位のご協力もいただきながら、村内への企業誘致を一丸となり全力で推し進めていかなければならないと考えております。

また、議員がお尋ねの工業用水につきましては、今定例会の施政方針のときに、増設または大型投資の話がありますということで話をさせていただきましたその企業につきましても、工業用水が足りないということで話を聞いております。これから早急にその増設の話に対応するべく、工業団地内の工業用水の増量を進めていきたいというふうに思っております。

場所に関しても、当初予算で計上させておりますけれども、新しい水源地の発見または今ある施設の改善等を検討することということで、当初予算で計上しております。

また、どのような企業を誘致するかという質問にお答えしますと、なるべく製造業関係を誘致したいというふうに思っております。製造業に関しましては、投資も多うございます。また、施設設備等も多うございます。従業員も多くの従業員を雇うことができるというメリットがございます。

西原村に関しましても、先ほど申しましたとおり工業用水道、上水道、また高圧電線、光ケーブル等、全てそろっておりますので、あと、交通の面も非常にそろっております。期待が相当大きいかというふうに思っております。

現に、多くの企業さんから問合せがあっており、いつ頃造成が終わるのかとか、カクラはどれくらいかという話を伺っております。今後、金融機関とか県・国と一緒にあって、企業誘致に尽力していきたいというふうに思っております。

終わります。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○8番議員（上野正博君）ありがとうございます。

誘致には製造業を中心に呼びたいということで、これも製造業ならば公害の心配もないということで、大変よいと思います。企業誘致には、来るのを待つ受け身の体制でなく、積極的に活動されると理解いたしました。期待しております。

次の質問にいきます。

今後の工業団地や河原地域の移住・定住促進のため、土地購入資金としての公用土地買収目的基金をつくることはできないかと質問を出しておりましたが、令和5年度一般会計予算の中の基金費に土地開発基金積立金として1,000円予算を組んでありました。私の認識不足で申し訳ありませんが、基金があるとするならば、現在どれぐらいの基金があるのか、どれぐらいの預金があるのか、お聞かせいただきたい。

T S M C 関連企業が先ほど村長から120社ぐらい来ると聞いています。そうであれば、本村の工業団地も早く企業で埋まることも期待されます。今後のために予備の工業団地が必要ではないでしょうか。予備の工業団地が必要ではないかということですが、以前、坂本議員が一般質問されたように、私もそのように思います。必要と思います、予備が。

今、移住・定住者を呼び込むために、秋田地区に村が分譲化しております。補助金も出すようにできました。これも埋まれば次を考えなくてははいけないと思います。しかし、これまでに移住者に関しての問合せが5件ほどあったと。しかし、いずれも成立していないということを聞いております。移住・定住者に対して、もう少し条件の緩和が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

公用土地買収には、高額な資金が必要であります。基金積立金があるのであれば、預金額を増やしていかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、基金とは、特定目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために、自治体が条例の定めに基づいて任意に設置した資金または財産であります。基金は任意に設置できますが、特定の目的が必要とされ、基金については地方自治法第241条において定められておまして、特定目的のために財産を維持し資金を積み立てる積立基金と定額の資金を運用するために設置する定額運用基金に大きく分けられます。

まず、積立基金につきましては、年度内の財源調整や大規模災害などの不測の事態が発生した際の活用が見込まれる財政調整基金と、地方債などの償還に充てるための減債基金、特定の目的のために資金を積み立て条例で定めた用途に限って取り崩すことができる特定目的基金の3つに区分されます。

当村においては、特定目的基金のうち、取崩し型の公共施設整備基金などがあり、果実運用型では地域福祉基金などがございます。また、定額運用基金としまして、当村では土地開発基金や奨学基金などが各基金設置条例に基づいて現在に至るところでございます。

積み立てている基金の処分としましては、基金は特定の目的のために設置

されるものであり、当該目的の遂行のため以外には取崩しなどの処分はできず、目的以外の場合は基金の廃止として条例廃止をしてから処分することとなります。

今回、上野議員からの質問としまして、今後の工業団地や河原地域移住・定住促進のための土地購入の公用地買収目的基金を設けることはできないかという内容でございますが、前もって事前に基金を設けて必要な際の資金を保持しておくことはいいことだと思います。しかしながら、新たに土地購入のための基金を別途設けた場合、その目的の遂行や遂行時期が不確定の場合は、その基金自体が長期にわたり、塩漬けになる可能性もございます。

当村にある土地開発基金につきましては、現在、基金残高が1,000万円強でありまして、本来この基金の目的や運用方法は、公用もしくは公共の用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事前の円滑な執行を図るために設置された基金でございます。あくまで先行取得ということで、基金より用地を取得し、基金においての土地保有としながら、正式に事業化となった場合に、基金が所有する土地については事業化した一般会計予算から買い戻すというのが正式な運用となるため、取得した土地が塩漬け資産となる可能性もあり、これも難しいのではないかと思います。

今後の新たな工業団地造成や移住・定住の用地確保につきましては、内容や時期、場所などについての不透明な要素もかなり多いため、様々な検討をした上で、近隣自治体の用地取得に関する財政的な動向など情報収集しながら、検討してまいりたいというふうに思っております。

また、予備の土地の確保ということでございますが、まずは現在進めております工業団地に全力を注いで、1区画、2区画なり売買が成立した時点で、次にまた全力を挙げて取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、移住・定住の緩和ということでございますが、これから、今現在工事を進めておりますが、工事用地取得費、工事費に関しましても、ある程度のお金がかかっております。これを土地を安くして提供するのか等、まだこれから議員の皆さん方と相談しながらやっていきたいというふうに思っております。まずは、1つ目の移住・定住の売却用の土地に取り組んで、それから反省なり、よかった点なりをまた議員さんと話し合いながら、次を目指してやっていければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○8番議員（上野正博君）基金積立、土地開発積立基金では、用地を買うときはちょっと厳しいということ同様、今、答弁でございました。

それでは、もう新たにそういう私がさっき言いました公用土地の予備のための基金をつくったらどうでしょうか。いかがでしょう、それをお願いします。

○村長（吉井 誠君）一応、考えられるのが、前回、工業団地造成を特会にしました。特会の中で、歳入歳出がございませう。特別会計のほうで売れた分は特会のほうに入れて、それをずっと順繰り順繰り運用していければというふうに思っております、新たな工業団地造成につきましても。以上です。

○8番議員（上野正博君）まとめにいきます。いいですか。

○議長（山下一義君）はい。

○8番議員（上野正博君）企業誘致には議会も企業誘致特別委員会を設けており、今後は執行部と相談しながら県の企業誘致課と連携を深めていきたいと思ひます。まずは工業団地の造成が始まり、ある程度、形が見えてから、県と熊本の大手銀行2社への挨拶回りから始めたいと思ひております。以上です。

○議長（山下一義君）次の質問を続けてください。

○8番議員（上野正博君）次の質問にいきます。

次の件については、県の事業でありますので、あまり突っ込んだ議論はできないと思ひますが、よろしくお願ひします。

堂園小森線と熊本高森線の道路の拡幅についてでございますが、俵山方面からの熊本高森線とセブン前の交差点から空港への堂園小森線の車の通行量が増え、行楽時期には渋滞化してあります。県に早期の拡幅工事を働きかけはできないかということでございませうが、現在、空港南側道路、東海大の前は、道路の拡幅が行われてあります。高遊地区も教会前から、あぜ道から東のほうに140mまでは用地買収が済んであります。

既に教会前から西原郵便局までは藤川建設に発注されてあります。その後、徐々に進んでいくとは思ひますが、この計画は、あぜ道から140m先までで終わりなんです。そこから100mはすりつけ道路になってあります。この道路は4車線になるわけではなく、片側1車線で双方の右折車両の対応として空港南側道路から中央線に沿ってゼブラゾーンを切れ目なく設けることのようにあります。

要するに3車線ぐらいの幅になるかと想像ができますけれども、私が言ひたいことは、あぜ道から400m先でストップしてあるから、それから西原寄り、東のほうに計画が未定となっておりますので、この延長を県に強く要望してほらいたい。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）上野議員よりご質問がございました県道の道路拡幅について、県への要望ということでございませう。

ご質問がありました区間につきましては、まず熊本高森線と堂園小森線の交差点、通称セブンイレブン交差点から西に向けて、あぜ道、星ヶ丘入口交差点までの約1,150mの直線区間ではないかと思ひます。

この区間につきましては、県に確認しましたところ、星ヶ丘入口交差点か

ら東へ約65m、先ほど上野議員が申されましたとおり、一本東の村道でございます約65m、下新所下原3号線と下原線の交差点まで、現行の県道改良区間にすりつけとして含まれているということでございます。

残りの下新所下原3号線の交差点から東へセブンイレブン交差点までの区間につきましては、今のところ、改良計画、詳細設計はないということ聞いております。

また、この下新所下原3号線から西側、益城町との町村境までの区間は、阿蘇地域振興局管内でございますが、順次改良工事を継続して進めておられます。

一方で、西原村と益城町の町村境、高遊カトリック教会付近から西へ第二空港線、交差点までの区間につきましては、上益城振興局管内でございますが、東海大農学部の開校等に伴い、早期完了に向け、重点的に進められているところでございます。

阿蘇地域振興局管内につきましては、用地等の問題も残っており、正確には返答できませんが、全ての工事が完了するまで、あと3年から4年を要するのではないかと伺っております。

村も要望するだけでなく、用地等を含め、できるだけ早期完了できるよう県と連携を強化し取り組んでいきたいというふうに思っております。場合によっては、議員各位のお力添えをお願いすることもあるかと思いますが、その際はどうぞよろしくお願い申し上げます。

今回ご質問がありました下新所下原3号線の交差点からセブンイレブン交差点までの直線区間につきましては、西原村のメイン道路であると認識をしております。

平日の出退勤時、土日祝祭日、特に行楽期には、渋滞も多く見受けられ、また、西原村総合運動公園でのイベントなどをはじめ、阿蘇くまもと空港新ターミナルの開業、国際線の充実、東海大農学部の開校なども重なり、今後ますます交通量の増加が予測されます。

阿蘇地域振興局管内へ早期完了の要望と併せ、上野議員が質問されております下新所下原3号線の交差点からセブンイレブン交差点の直線区間につきましても、南阿蘇、南郷谷の入り口でもございます南阿蘇村、高森町とも連携し、さらには議員各位のご協力を得ながら、積極的に要望していきたいというふうに思っております。

なお、詳細や経緯につきましては、建設課長より説明いたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）私のほうからは、県道堂園小森線の村内区間の事業進捗や経緯についてご説明いたします。

県阿蘇地域振興局に確認しましたところ、阿蘇地域振興局管内工区のうち、

西原郵便局から西へ向けて、益城町との町村境までの西工区においては、現在、工事発注済みであり、令和5年度中には完了見込みと聞いております。その後、南利クレーンから東に向けて、村道下新所下原3号線交差点までの東工区におきましては、用地買収を含め、おおむね3年から4年をめどに完了予定というふうに聞いております。

堂園小森線の改良事業につきましては、平成18年度に第1回の事業説明会を行ったとの記録があることから、測量設計はさらに前の年度でされたものと思われまゝ。詳細は、県も担当者が異動をしているため、詳細な日付は分からないということでございます。いずれにしましても、現在の東工区は計画から工事完了まで既に20年近くかかっていることから、質問のありました区間の新規要望に当たっては、今後もかなり時間がかかるものではないかと思っております。

ご質問にありましたとおり、行楽シーズンに限らず、休日などは慢性的な渋滞が発生しております。現道を拡幅しましても、渋滞の解消まではなかなか難しいところもあるのではないかと考えられます。

しかしながら、質問がありました区間の道路路肩は十分に取られていないことから、幅員が少しでも広くなれば、通行時の安全性、利便性は向上するものと思われまゝ。

また、歩道につきましても、自転車と歩行者が利用するには幅員が狭いため、車道の拡幅と併せて要望しなければならないと思っております。

なお、要望につきましては、先ほど村長が申しましたとおり、道路状況に応じて進めていく必要があると思ひますし、村内西工区、東工区におきましても、早めに完了ができるよう、これも含めまして県へ積極的に要望等を進めていければと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○8番議員（上野正博君）ありがとうございます。

今の計画が大体終われば、ある程度は渋滞緩和がされると思いますが、せめて総合体育館の入り口まではやってもらいたい。体育館でイベントや大会があるときは、少し心配になります。本村の人口も増えていきます。南阿蘇への観光客の増加もあり、交通量も多くなり、また、新しい工業団地ができればなおさらだと思いますが、道路問題は時間がかかるんです。

先ほど言われましたように、拡幅道路の計画は、当初、高遊のナフコまでの計画だったのが、平成18年に計画されておりますので、もう16年かかっているんです、今年で。県によりますと、これからの状況を見て判断されると思いますが、早期着工を望み、働きかけを再度やってもらいたいと思ひます。

これは余談ですけれども、私、素人の考えとしましては、あぜ道から先、今、工事が未定になつとるところですね、こちらから行くと北側が歩道になっていまして、左側にある程度大きな水路があります。右側の歩道を潰して、

道路の幅を中央線のゼブラゾーンにずっと持ってきて、左手の水路に蓋をかぶせて、あそこを歩道にしたらというような、私の素人考えも持っております。これは本当にそれではいかないかもしれませんが、そう言うたらどうだろうかというのを一応私なりに考えておりました。

以上で、私の質問をこれで終わります。

○議長（山下一義君）答弁いいですか。

村長。

○村長（吉井 誠君）上野議員の直線部分、水路のほうに拡張したらどうかという話がありました。

恐らく問題になるのがセブンイレブンの交差点ではないかというふうに思っております。現在でも交差点が微妙にカーブをしておりまして、交差点協議というのは県警とするんですけども、前後やはり150mから200mは直線部をつくらないと交差点協議ができないということで話を聞いておりました、どちらの、セブンイレブン側に振るのか、ヒライ側に振るのか、恐らく農協、ナフコあたりまで関係してくるんじゃないかというふうに思っております。交差点を北に振るのか南に振るのかが一番問題になってくると思います。そこら辺も含めて、振興局、県と一緒に早期実現に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）村長、訂正をお願いします。ナフコじゃなくてコメリと思えますけれども。

○村長（吉井 誠君）すみません、コメリです。訂正をお願いします。

○8番議員（上野正博君）よろしくをお願いします。これで私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時38分）

（午前10時49分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号2番、7番議員、西口義充君、件数3件、発言を許します。

（7番議員 西口義充君 登壇 質問）

○7番議員（西口義充君）7番議員、西口。通告件数3件、ただいまから質問させていただきます。

第1問目、西原村の子供達の学力の状況と現状についてということでお聞きしたいと思います。

ちょっとマスクを外していいですかね。

現在、東海大学の進出や台湾の集積回路の世界的なメーカーのTSMCの菊陽町への進出、JRの延伸、高規格道路の整備等、村には追い風が吹いていると思っております。このチャンスを生かすべく、私たち議員も、村民挙

げての村の活性化のために、ここぞとばかりに西原村を前に押し出すべく取り組んでいるつもりでございます。このことは、必ずや次世代を担う子どもたちにとっても、教育や就労面でもプラスになるであろうことは容易に想像がつくわけでございます。

さて、村内の各小学校の校庭やグラウンドの横には、県指定の「学力向上」の横断幕が下がっていますが、その横断幕を見るたびに、このような横断幕が下がっている状況は、学力が高いからなのか、逆に学力が厳しいからなのか、気になっております。というのも、先ほど触れました活性化した村を担うのは、今育ちつつある子どもたちの双肩にかかっていると思うからでございます。育ちつつある子どもたちが、私たちが望むように、世界に目を向けられるような子どもたちで、しかも世界の人々と協力できるように育ちつつあるのか。そして、今、現実的な学力はどうかということをお教えいただきたいと思っております。教育長、よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）おはようございます。西口議員の質問にお答えいたします。

西口議員におかれましては、日頃より本村の教育の振興発展にご支援いただき、大変感謝を申し上げます。

さて、1点目のT SMCの進出と学校教育の関連について、進出は追い風になっているか、教育長としての認識を問うておられるのかというふうに捉えていました。お答えいたします。

まず、私は、村長の方針どおり、T SMCや東海大学の進出、あるいはJ Rの延伸、高規格道路等は、学際的な文化の拡大等もありまして、将来的な就学、あるいは就労保障、あるいは起業等につながるというふうに思っています。そういうことから、学校教育に関しても追い風になっていると捉え、村長の言う「村を挙げて取り組む」という方針にのっとり、教育が目指す子どもたちが幸せをつかむための取組をやっていきたいというふうに思っています。

次に、じゃ、現実的な学力は一体どうなっているのか。特に、全国や県との比較に対する質問というところですが、ここで、ご案内のところだろうと思えますけれども、あえて申し上げておきたいのは、確かに学力というのは学習したことによって獲得した能力というふうに捉えていますけれども、文部科学省では、ここに「確かな」という言葉をつけて、「確かな学力」として、知識や技能、あるいは、これに加えて学ぶ意欲であったり、課題を自ら見つけて、それを主体的に判断しながら望ましい答えを見つけていこうというふうな問題解決の資質・能力、そういったものまで含めて学力というふうに言われています。

ですから、一概に学力がどうのというのは非常に難しい問いでございますけれども、今回お答え申し上げますのは、いわゆる学力テストというものでお答えさせていただきたいと思っております。

学力テストといっても、時間の経過等によって子どもの学力等は変わり得るものでございますので、直近の値をお示ししたいと思います。

この直近の値というのは、昨年の12月、県下一斉に行われました熊本県学力・学習状況調査というものの結果でございますが、実施学年は、小学校では3年生から6年生、中学校では1年生から2年生の2学年でございます。教科は、小学校では国語と算数、中学校では国語、数学、英語の3教科でございます。評価方法としては、これは、私、個人的な評価方法でございますけれども、県の平均値と比較して、かなり高い、高い、同じ、低い、かなり低いというふうに5段階で評価させていただきました。非常に曖昧でございます。

まず、小学校のほうです。小学校の国語、県平均と同じというのが3年生から5年生までで2学年、県平均より低いというのが1学年、県平均より高いというのが1学年、算数は、県平均よりかなり高いというのはほぼ全学年、つまり県平均よりも低かったというのは国語で1学年のみ、他学年は県平均とほぼ同じか、あるいは高い。小学校では、高いということです。

中学校に移ります。中学校では、国語は県平均に同じが1学年、県平均より高いのが1学年、数学では、県平均と同じが1学年、県平均より低いのが1学年。英語は、県平均よりかなり高いのが1学年ですが、県平均よりかなり低いのが1学年でございます。つまり数学と英語がそれぞれ1学年ずつ県平均よりも低い。特に、英語は県平均より数字でいいますと7ポイントほど、全国と比べましたら10ポイントほども低いという結果でございます。

暫時休憩願います。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時58分）

（午前11時00分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

○教育長（竹下良一君）ご協力に感謝いたします。

それでは、対応についてでございますが、じゃ、どんなふうになっているかということですが、村を挙げて授業力をつける取組、議員が話していただきました熊本の学びによる県学力の向上の取組を今年度と来年度、特に来年の1月26日に全県下に発信する予定でございますが、その取組をやっています。これは、つまりこのように学力では特に中学校が状況的に厳しいと。後でご指摘あるかと思いますが、グローバル教育を目指している割には英語がちょっと厳しいんじゃないかというところがございまして、そういった

ところも含めて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）ただいま教育長より、西原村の子どもたちの学力の状況と現状について詳しく説明を受けました。全国、県、西原村の生徒たちの学力レベルを拝見させていただきましたが、本校の生徒たちのレベルの高さには感心しましたが、これもひとえに先生方の温かいご指導のたまものと思っております。一部、英語においては大変厳しいところがありますけれども、これはまた教育内容でも変わってくると思いますし、子どもたちの意欲によっても変わると思いますので、今後ともご指導のほうよろしく願いますところでございます。

今後の課題として、生徒たちのレベルを上げていただきたいとともに、生徒の今後のやる気に期待したいと思いますけれども、先生たちは、この教育、英語を上げるための、レベルアップのための指導といたしますか、対応は今後どうされるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

英語教育のレベルを上げるという方策でございますけれども、TSMCの進出を視野に入れた場合には、どうしてもグローバル教育を進めるということは必要でございます。それは認識はしているつもりでございます。その際、どうしても英語教育というのは外せないところでございますけれども、ご指摘のように英語の学力は今ちょっと厳しい状況でございます。

それで、村の教育研究会というのを今組織しておりますけれども、特に英語は小学校段階から、今年で2年目でございますが、英語の指導員を入れてやっておりますので、英語関係の担当者、英語の先生と、それから指導員を集めて、英語部会だけを今、英語部会に特化して会議を開きながら、英語の学力向上をどんなふうにしたらいいかというところで取組を今、検討を実施しているところでございます。

一例を挙げさせていただきますと、放課後の時間を活用して英語に特化した個別の質問時間をまず設けようということ。それから、週2回、西原中学校の時間、西中タイムとして、基礎・基本の徹底に充てる。学年裁量、学年ごとに決めた時間を設定して基礎・基本の充実を図る。3点目が、実際の英語の授業時間中に、基礎的な項目であったり基本的な事項の確実な定着までを行うというところで、今、実践をしているところでございます。

一番大事なのは、家庭学習の英語の重点化というところを今お願いしようとしているところでございますけれども、これは英語だけに家庭学習を充てるというのは厳しい状況でございますので、今度、4月以降に、これまではペーパーテストで行われておりましたが、全国学力・学習状況調査が初めて英語をこういったタブレットを使ってやるというふうになっておりますので、

そういったことも含めて、タブレットの活用、家庭学習での英語の時間の重点化というところも、さらに実施することを検討していきたいと思っています。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）②の質問は、今、教育長のほうからお話しされましたけれども、本村の子どもたちの英語教育レベルを上げるための方策についてということで、今お話が分かりました。状況はよく分かりました。

学力は一朝一夕にはいかないと思っております。なかなか我々も体験して、身に全然つきませんでした。今後、やはりTSMCのこと、いろんな企業が来ますので、いろんなことを考えると、気持ち的にもちょっと焦るわけでございます。

先ほど、小学生のほうも、2020年から教育改革によって3年生から外国語活動が始まり、年間35単位の週1回というようなことになっておりますけれども、また小学生から英語が必修化されたということで、年間72単位、週2回という大きな変化になっております。

現在、世界は英語が中心で、共通語というか、もうそういう時代となっております。今後ますます西原村も企業も大手が来るかもしれませんし、大きな会社に就職した場合、ある程度の大きい会社は、ほとんど会議は英語でやっているというのは情報でございます。熊本県でお世話になっております堀場さんも、会議は英語というふうなこと、京都府に行ったときに言われておりました。全て英語で会議をしますと。

やはり大きな会社は、テレビを見ておりましたが、英語でやっているというところなどがほとんどになってきておりますので、やはり教育の中でも特に英語は力を入れて今後やっていかないと、大変なことになるかなと思っております。

今、2年生においては大変厳しいような状況でございますけれども、やはりこの子どもたちのためにも、ぜひご尽力をいただいて、子どもたちが大きな夢を持てるように頑張っていたきたいと思っております。

これで1番目の学力の状況と現状についての質問は終わらせていただきます。

続きまして、2番、マスコミでも報道があります「いじめ」に対する、村の状況についてということで質問をさせていただきます。

熊本県では、大変残念なことで、高校生のいじめによる自死等、いじめについての報道が続いています。それで、西原村は大丈夫なのかというようなことです。

今回、阿蘇地域小学校においても、低学年の不登校、重大事態ということで、新聞等にも大きく載っております。小学校低学年の児童が不登校になったのは、いじめが原因だと。両親の訴えで、学校では、いじめ防止対策推

進法に基づく重大事態として、学校でも認定しておられます。

新聞に載っておりましたけれども、全国のいじめ認知件数、校種別に我々も見てみますと、2011年までは小学校全体で47.1%、中学校では43.7%、高校生は8.5%でございましたが、10年後の2021年になりますと、いじめの件数が小学校では81.3%、倍以上伸びております。中学校では15.9%、高校生では2.3%と、低学年になりつつ問題が起きております。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

西原村の生徒たちは、今、大丈夫なのかというようなことでお伺いします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）今の2点目の質問にお答えする前に、先ほど英語の対応について、英語の学力向上について、小学校や保育園の取組を申し忘れましたので、ちょっとだけ言わせてください。

先ほど申し上げましたが、現在、小学校では、英語指導員を充てています。もう今2年たっておりますので、その成果がほぼ出てきているのではないかなと思うんですが、現在の1年生の英語は結構県下でも通用するような値になっています。

それに加えて、来年の4月から保育園でも英会話教室を週1回開講するというふうな計画をしています。もし間違いがあれば訂正をお願いいたします。

そういうふうにして、村を挙げて英語教育に関心を持っていただきながら、英語の学力を高めたいというふうに願っています。

次です。2点目のいじめについてでございますが、簡潔に申し上げますと、西原村では大丈夫なのかというところですよ。

西口議員をはじめ、議員の皆様にご心配をいただいていることに、大変感謝を申し上げます。ありがたいと思っております。

と申し上げますのは、実は結論から申し上げますと本村でもあります。ただ、これは多くの方々が関心を持っていただかないと、やっぱり解決していかないのではないかなと思っています。

結論から言うと、そういうところでございますが、学校から、いえいえ、世の中から、いじめがなくなることが、最大の希望でございます。と申しますのも、クラスの中にいじめがあることで、先ほど阿蘇の小学生の例がございましたが、学校に行く足が遠のいた。簡単に言えば、不登校になったというふうな事例もありますが、それより以前に、勉強はおろか友達との交流さえも断たれてしまうというふうなことが、いじめに原因があると思っています。これは、今現在、小学校、中学校の教職員の間では共通認識をさせていただいているつもりでございます。

そこで調査をしています。熊本県では年1回、ちょうど今頃でございますが、いじめの有無についてアンケート調査をしています。西原村では、紙に書くアンケート調査と同時に、先生方に子どもが相談する時間を取って、

先生方に直接お話をするという時間を取っています。紙に書いて子どもたちが報告をするといいますか、今こういうふうな状況ですというのを先生方にSOSを出すというのは、毎月やっています。

結果です。直近の1月の調査では13件です。ちなみに、1月まで発生した村全体の発生件数18件でございます。決して少なくありません。これは教師がつかんだ値です。重大事案は発生してはいないというふうに認識しています。なぜかといいますと、内容の大部分は、学級担任が把握して、把握後すぐに取り組んでいます。中身としては、学童クラブでの消しゴム隠しや、運動クラブあるいは教室内でのからかい。中学校では、言葉がきつい生徒との対応に悩むといいますか、いわゆる言葉の強い子どもがいるということ。その子たちに対して、やっぱり恐れを感じている子ども、あるいは集団になじめないというふうな訴えを持っている子どもがいるというところなんです。

私が心配しているのは、それもありますが、今回明らかになりましたSNS上でのトラブルです。中学校では2件報告されていますが、LINEグループから外すということです。こういった子どもたちはSNS等を使って会話はしていますが、不用意なものが外部に漏れていくというところが心配でございます。

このように、いわゆる心のアンケートと言われるものですが、心のアンケート等で集約していますけれども、学校や私たちは、ある程度、今、子どもたちの心の様子はつかんでいるつもりでございました。けれども、今回、住民福祉課のほうから、ある資料をいただきまして、熊本市を中心とした熊本連携中枢都市圏へのLINEによるこころの悩み相談で、SNSを使って、その悩み相談の方に相談が来ていると。この西原村から、恐らく西原村の子どもたちであろうというところなんです。学年は分かりませんが、例えば人間関係や自分のことで中学生が10回、小学生が4回相談をしているというふうなことをつい最近教えていただきました。

つまり、私たちは学校の中ではある程度情報を取れているかなと思うんですけど、そうではないような子どもたちもいるということが分かりました。それで、校長会の中で、こういうふうな実態があるので、くれぐれも子どもたちの様子、変化等については十分把握をしておいてほしいという願いをしたところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）今のお話をお聞きしまして、本当に少し心配が増えてまいりましたが、まずは学校は子どもたちが楽しく生活する場でなければいけないんじゃないかと思っております。人それぞれ、人間、考え方も違いますし、行動も違いますし、いろんな問題が起きることは、これを抑えることはちょっと難しいと思いますけれども、やはり問題が起きたときの対応ですね、早めの対応を先生方に取っていただきたいと思っております。

今の先生方におかれましては、生徒指導も大変ではなかろうかと思っております。いろんな保護者等の厳しい面もございまして、先生方の意欲を裂くようなお話も聞きます。本当に今の先生方、やる気があっても、やる芽を潰されてしまうというような状況もあるのではなかろうかと思いたすけれども、やはり事件が起きたときの問題解決に向けての対応策というのは、どのような形になっているのか、ちょっとお伝え願えませんか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

児童・生徒から悩みが上がるのは、大体紙媒体によるアンケート、それから2点目が先生方に直接言う場合。それから、3点目が、学校にはスクールソーシャルワーカーが巡回していただいている。その方との相談の中で出てくるというケース。今のところ、大きくはその3点でございしますが、そのときには、必ず学校の中で判断をして、ケース会議という会議を開きます。そして、学校の中だけで解決しそうなときは本人と担任でやる。いや、これは保護者も交えないといけないというときには、子ども、保護者、担任。これは学校全体の問題だというときには、校長、教頭も入って、解決に臨むというふうなやり方をやっております。

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○7番議員（西口義充君）先ほども申しましたが、生徒にとっては、学校は本当に楽しいところでなければいけません。学校が楽しいと、成績も上がってくると思いたすし、成績が上がれば、常に自分の目標としている夢とか、それも大きく持てるようになってくるのではなかろうかとも思っております。

今後とも先生方には将来の子どもたちのために温かいご指導をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

3点目にいきます。

3点目、学校に対する危害、脅迫、FAX送信事案についてお伺いいたします。

学校に対する脅迫文が流れたとの情報でしたが、その後の警戒と対応はどのようなされているのか。

日頃から先生方は十分注意されているとは思っていますが、想定外の事件がこうして起きますと、皆さん方も大変心配されたんじゃないかと思いたすけれども、今までにもこのような問題が起きていたのか、お聞かせいただけますか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

学校に対する危害や脅迫、ファクス送信ということに関しては、1月の下旬にあったあの件でございいたすね。

○7番議員（西口義充君）はい。

○教育長（竹下良一君）後で詳細を述べたいと思いますが、私の記憶では、ほとんどそういったことはなかったのではないかとこのように記憶しております。少しずつ時代は変わってきつつあるのかなというふうに思っています。以上でございます。

○7番議員（西口義充君）分かりました。

○議長（山下一義君）2件目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）学校は、一番やはり楽しいところ、そして一番安全な場所でなければいけないところですけども、突如として危害に遭わないとも言えない場所でもあるわけでございます。先月から学生の殺傷事件等も起きておりますけれども、しばらくはそういう問題は今まで少なかったんですけども、またテレビ等でも流れております。

やはり危機に対する準備はしておかなくてはいけないんじゃないかなと思っておりますけれども、今、学校単位で、そういう犯罪者といいますか、危害を持った人が侵入した場合の対応の訓練とかは準備できておりますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

子どもたちには、主に今までやってきたのは避難訓練等が中心でございます。今回のような、いわゆる大阪の池田小学校のように外部から入ってくるとか、あるいは登下校のときに大きな車が突っ込んでくるとか、そういったことを想定しての訓練というのは、やっぱり最近は少なくなってきたように思います。

ただ、小学校段階では、今回、堀田議員もご案内のように、学校の中に不審者が入ってきた場合にどう対応するかというのは、子どもたちではなくて大人の対応ですよね。大人の対応として、ロケットランチャーを使うとか、あるいは捕り物で使うような、押さえるような、さすまたですか、その使い方等を指導していただきながらやるというケースもございますが、中学校では、ちょっと今回は、私の記憶ではもしかしたらないのかもしれないと。申し訳ございません。

○7番議員（西口義充君）駐在所の方とちょっとお話をしておまして、今、保育園とか河原小学校ではたまにやっているというようなことで、非常にありがたいなということで、駐在所の方が犯罪者役で、いつ何時頃来るといようなことで指定はされますけれども、入り口は指定はしないということで、緊急的に対応できるかというようなことを今見ておられて、やっぱりしとかないかんというようなことで準備はされておりますけれども、やはり災害というのはいつ起きるか分かりません。

地震もそうですね。6年前、もう7年になりますけれども、やはり災害が起きたときの対応というのは、あろうがなかろうが、たまにはやっぱり年に

数回でも。地震の場合は年に数回やってもらいたいですけれども、いろんな危機に対する災害対応は、取り入れを、年に2回でもいいんですけれども、やはり学校でも取り組んでいただいて、自分の身は自分で守るというのは、意識づけを。地震の災害と一緒に。自分の身は自分で守る。災害にもいろんな災害、世の中に出てもいろんな危機に遭うかも分かりませんが、そういうときの対応のためにも、自分の身は自分で守るんだよということをやをぜひ今後ともご指導いただきたいと思っております。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時29分）

（午前11時29分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、1番議員、尾崎幸穂君、件数3件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）おはようございます。1番議員、尾崎です。

通告に従い、3件の質問をさせていただきます。ちょっと鼻声で聞きづらい点があるかもしれませんが、ご了承ください。

本村のLGBTQ政策への取り組みについてお伺いいたします。

最初に、LGBTQとパートナーシップ制度についてを説明させていただきます。

LGBTQのLはレズビアン、女性を愛する女性。Gはゲイ、男性を愛する男性。Bはバイセクシャル、女性または男性、あるいはその他の2つ以上の性に引かれる人のこと。Tはトランスジェンダー、身体の性と心の性が異なる人。身体的性というのは、生まれたときの身体的、見た目とかの性になります。心の性、これは性自認とも言いますが、自分自身の性を男性か女性か、またその両方か、あるいはその他かという自分自身の性について、自分がどう認識しているか。これは身体的性と一致しない場合もあります。

そして、LGBTQのQ、こちらには2つの意味があります。1つは、クイア。日本では異性愛者、及びLGBTの4つ以外の様々な性的指向——これは好きになる相手が同性か異性かということです。——と性自認の総称的な意味で使われます。2つ目は、クエスチョニング。自分自身の性的指向や性自認がはっきりしていない人、または意図的に決めていない人のことを指します。

そして、パートナーシップ制度。こちらは、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。この制度がない状態ですと、公営住宅へ一緒に応募でき

ない。病院で、家族扱いされず、面会を断られる。また、同性カップルにおいては、DV防止法が適用されないなど、いろいろな問題があります。

このパートナーシップ制度は、2023年3月1日現在で、全国では267の自治体が制度を導入しております。熊本県内では、平成31年4月1日、熊本市、令和3年10月1日、大津町、令和4年7月30日、菊池市、令和5年3月1日、菊陽町の4市町が制定されております。新たに、本年、令和5年4月1日に合志市が制定されます。

以上を踏まえて、質問をさせていただきます。

本村の職員への研修やガイドライン政策はどうなっているのか。また、本村でのパートナーシップ制度の導入は考えているかをお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

職員への研修やガイドライン政策はどうなっているかというご質問にお答えいたします。

まず、職員の研修につきましては、LGBTQなど性的マイノリティーに対する理解は、人権を守る観点から必要であると認識をしております。まずは職員が性的マイノリティーに対する正しい認識を持つとともに、当事者が抱えている困難などについても十分理解し、寄り添った適切な対応を心がけることが必要であると捉えております。

本村における近年の人権問題に関する職員研修としましては、村で行っております西原村人権フェスティバル、阿蘇郡市人権同和教育研究大会、熊本県人権教育研究大会、部落解放熊本県研究集会などに参加をしております。県の研修などでは、LGBTQなど性的マイノリティーに対する研修は、今のところ行われておりません。

今後、職員への研修などを踏まえ、LGBTQなど性的マイノリティーの理解を深め、先進自治体の状況などの情報収集、及び国・県の動向を注視し、検討してまいりたいというふうに思っております。同時に、LGBTQなどの人権問題に関する個別のガイドラインや職員向けハンドブックなども現在作成しておりませんので、先進自治体の状況などの情報収集を行いながら検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、2つ目の質問なんですけれども、パートナーシップの導入ということでお答えさせていただきます。

パートナーシップ制度は、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の観点から、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQなど性的少数者のカップルに対して婚姻に相当する関係であるとする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度であると認識をしております。

当該制度につきましては、同性婚とは違い、法的な効力はございませんが、その代わり法的以外の部分で市町村などの自治体ができ得る範囲で家族となるべく同じように認めるというもので、運用方法は導入自治体が独自に規定するものであり、各自治体によって制度の詳細は異なりますが、当該自治体がパートナーシップ関係を認め、公的な書類を交付することにより、行政や民間事業所でサービスを受けられるようになるものと認識しております。

日本におきましては、平成27年（2015年）に、東京都渋谷区で初めて導入され、当時はLGBTなど性的マイノリティーの人たちが暮らしやすい環境をつくるため、全国的に制度導入の動きが、議員がおっしゃるとおり広がっております。

県内では、現在、熊本市、大津町、菊池市が既に導入されております。本年3月より菊陽町が導入、4月から阿蘇市、合志市が導入予定と聞いております。この制度によりますパートナー登録件数について、各市町に確認したところ、2月27日現在で熊本市では18組、大津町1組、菊池市1組とのことでございました。

本村でのパートナーシップ制度の導入につきましては、現在のところ、この部分についての相談というのはあっておりませんが、身近にないのではなく、言えないのかもしれない。気づいていないだけで、性的マイノリティー、いわゆる性的少数者に対する正しい認識を持つとともに、理解を深め、相手に寄り添った適切な対応を心がけることが重要であり、誰がどこに住んでいても同じ条件で生活できる統一した制度が運用されることが望ましいというふうに思っております。

先ほど職員への研修についての中で申し上げましたように、今後、職員への研修などを踏まえ、また住民さんと一緒になって考え、理解を深め、先進自治体の状況などの情報収集、及び国・県の動向を注視し、積極的にスピード感を持って検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）前向きに検討いただき、うれしく思います。

質問では職員への研修としましたが、先ほど村長も言われたように村民の皆さんに対しても、講演会などを開き、LGBTQのことを知り、理解していただく必要があると思います。

西原村における部落差別の撤廃とあらゆる差別の撤廃をめざす条例にもあるとおり、第7条に「村は、村民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力関係を密にし、差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする」とあります。

本年1月に合志市が行いました「LGBTQのことをもっと身近に」という講演で、この講演の講師をされた方はゲイの方で、小学校5、6年生の頃、

性的指向を自認されました。中学校では壮絶ないじめに遭い、30歳のときにカミングアウトされたそうです。その後、ご自身でNPOカラフルチェンジラボというLGBTQに関する普及啓発活動を行うものを設立し、講演会などをいろいろされているそうです。

この方のお話の中で、性的指向性は自分で選べるものではない。カミングアウトは命がけの行為である。LGBTの7割がいじめに遭っている。私たちの無意識の偏見や刷り込まれた思い込みがあり、例えば、職業などでいうと「看護師さんは優しい女性」、会話の中で「普通は何なんだろう」など、当たり前が無意識に使って話しています。

このように直接的な偏見や差別に加え、無意識・無自覚な言動によって傷つけてしまうことがあるということを皆さんで知り、理解することが大切だと思います。

また、合志市が4月1日から制定されますが、こちらはファミリーシップ宣誓制度も併せて制定されます。ファミリーシップ制度というのは、パートナー関係にある成人カップルが、2人と一緒に暮らす子どもを含め、彼女、彼らの関係性を家族として届出をしたときに、自治体がそれを受理し証明書などを交付する制度のことです。

本村でもパートナーシップ制度とともにファミリーシップ制度も合わせて検討していただきたいと思います。

そして、パートナーシップ制度を申請している方の数を先ほど言われましたが、前述の講師の方が言われていましたが、パートナーシップ宣誓制度が設けられて、申請される方の割合は約3割だそうです。この数が少ないというのは、この制度に反対をしているとか、この制度は必要がないというふうに思っているわけではなく、この制度ができたことで、自分たちも幸せになっていいんだと認められた安心感や何かあったら守られるという感じがする。けれども、今は必要ない。今はしなくてもいい。まだ声を上げられないという思いがあるようです。

この講師の方のパートナーの方も、まだいいんじゃないというスタンスで、まだ申請はされていないようです。

しかし、病気や介護の問題が発生すると、先ほども出ましたように家族と認められない、面会ができないなどもございますので、そのことを考えれば、いずれは申請をしようと考えているようです。

時代の流れとか、ほかの自治体も制定しているからということではなく、差別のない平和な明るい西原村の実現を目指していただきたいと思いますので、どうか前向きにご検討のほうよろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）答弁はいいですか。

○1番議員（尾崎幸穂君）大丈夫です。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。

○1番議員（尾崎幸穂君）あるのであれば。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員が申されましたとおり、村内でも、できれば小・中学校から、村民を挙げて人権教育フェスティバル等を活用して、ぜひ進めていきたいというふうに思っております。

また、合志市でされていますパートナーシップ制度なんですけれども、これに関しましても、行政でいいますと公営住宅への入居、また、民間でいいますと、先ほど申されましたとおり、病院での付添いや同意、賃貸住宅の入居、携帯電話料金の家族割など、あるようでございます。合志市、近隣市町村のよりよい施策を調べさせていただいて、西原村独自の施策に取り入れていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）次、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）じゃ、続いて、2つ目の質問です。

本村の小学校、中学校における標準服、制服についてです。

ジェンダー（社会的な性別、生物学的な性別）に関係なく自由に選べる制服を導入する学校が増えてきています。本村においても、児童・生徒、保護者にアンケートを取るなどして、ジェンダーレスな制服、標準服を検討してはいかがでしょうかという質問です。

私も保護者さんから、自分の子どもが中学校ではスカートをはかないといけないから学校に行きたくないというふうに言っているという話をもう何名からか聞きました。少し前なら、女性だから、男性だから、わがままを言うな、決まり事だからなどと言って押さえつけられていったりした事案だと思います。先ほどの質問でも話しましたが、これは無意識の偏見や刷り込まれた思いがあると思います。子どもたちにもそれがあって、スカートをはきたくない、ズボンをはきたくないと口にするのは、いけないことだという思いがあったと思います。

今現在は、先生などには言えなくても、親には自分の性とは関係なくズボンがいい、スカートがいいと口にできるようになっていると思いますので、アンケートのほうを取って検討いただけないかと思います。

教育長、よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

本当に、今日、多様な生き方、多様な性の在り方というのをよく耳にするようになりました。今回、こういうふうな質問がありまして、LGBTQやLGBTsという言葉についても勉強させていただきましたが、この多様な性の在り方というのは、学校の中では十分ではありません。ですから、村長も言いましたが、教育の中身も含めて、こういったことを広く村民の中で知

っていただくということが、まず必要であるというのは、私も同感でございます。

ただ、基本的なことは、男女の性差というのは自然なものですよね。ところが、ジェンダーというのは社会的な意味だと。大事なものは、この社会的な意味というのは誰がつくっているのかということ、人間がつくったということですから、人間の努力によって、これは大いに変わり得るといふところを子どもたちに訴えていきたいと思っています。

実は、今年度も村の校長会の中で、阿蘇郡内の中で、いわゆる子どもたちから、自分たちの着ている服、制服を変えていきたいという声が上がった。それは、単純に上がったというだけではなくて、子どもたちの中で学習を積んだ段階で、そういうふうな状況ができたんですよという声を聞きました。

それで、私も、答えを教えながらやるということではなくて、子どもたちの中から課題を見つけて、それを解決する力を大いにつけさせたい。もちろん、ただ知らん顔をするんじゃないなくて、教師自身が社会的につくられた性というのを考え直すというふうなところも含めて、子どもたちと一緒に論議を深めていくというふうなやり方がいいのではないかなというところで、前回の会議を終わったところです。

アンケートを取ってはどうかというところでございますが、実は私の中で少ないんじゃないかなと。ズボンやらを自由にして、はいてみたい子はいるかなというふうに思って、個人的に聞いてみました。10名強の子どもたちに聞いたところ、自転車通学の子どもたちです。4人だけですよ、悩む、どうしようかなと思うのが。あとは何と、ズボンはいてもいいよとなったらズボンにしますと、女性ですけども、意外でした。私の中では意外でした。だから、それぐらい、いわゆる刷り込みというんですか、そういったものが私の中ではあるというところです。

それで、アンケートを取って検討してみてもどうかというところでございますが、アンケートを取るということも確かに大事ではないかと思うんですけども、ジェンダーフリーというのを上から押しつけるというふうなことではなくて、そういったことも勉強しながら、保護者のほうにも投げかける機会がありますよね、PTAの会議等で。ですから、私は積極的に投げかけていながら、その中で、いわゆる標準服であったり制服というのは、子どもたちの中に論議として深められたらいいなというふうな思いでございます。

アンケートを決して否定しているわけじゃありません。事実、私も聞いてみているわけですから、そういったことも含めて前向きに検討していきたいと思っています。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）アンケートの件に関していうと、声に出して言えない子どももいると思います。なので、タブレットにすると特定されるかもし

れませんので、紙媒体などで、子どもたちだけのアンケート、親たちだけのアンケートなどを取るなどして、数を調べてみるのもいいかと思います。

先ほど村民に対する研修も行っていただきたいということを行いました、もちろん子どもたちに対しても行っていただきたいと思います。その中で、先ほど話されていましたが7割がいじめに遭っている。自分の性自認を自分がこうだという自覚をしたのが小学校の頃であるということも踏まえまして、小学校の頃から悩んでいる子どもは多いと思います、口には出せなくても。なので、そういう動向を調べていただきたいと思います。

この質問をするに当たり、中学校の校則と服装検査の基準を確認しました。中学校の生徒心得ですか、こちらの服装のところでは、個人的な配慮を要することについては、保護者と学校が相談して例外を認める事項もある。これは多分、制服のズボンだかスカートだかということも含めてだと思えます。これは、だから自分が自認していても、自分はこうであるというふうな子に関しては、言えるからいいと思います。それと、けがをしていて、どうしてもズボンにしないといけないとか、そういうのがあれば、言えると思いますが、ここに書いてあるからといって、個人的に、いや、スカートがいいです、ズボンがいいですというのは、言えないので、これも考えていただきたいと思えます。

もう一つ、服装検査基準も確認させていただきましたが、ちょっと首をかしげてしまうような部分があったので、そちらも見直しが必要なのではと感じました。こちらは、せっかく生徒会、児童会がありますので、LGBTQも踏まえた中で、子どもたちがこれを、ここはどうなんだろうかという考える機会を与えて、変えていく必要があるのではないかなと思います。

そして、このアンケート結果がもし出た場合、これを家庭には数的なものを公表して、家族の中でどうかなというのを話し合ってもらって、家庭内でもLGBTQに対する考え方を考えてもらうといいのではないかと思います。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ご意見ありがとうございます。

ジェンダーフリーの制服というふうなこととアンケートということに関して、前のめりになるというふうなことではありません。

あえて申し上げますけれども、先ほど議員もお話にありましたが、私の中で心配しているのは、いわゆるカミングアウト、子どもの中でカミングアウトしたときに、それがどういう状況で出てくるのかと。そして、カミングアウトには真摯に対応しなければなりませんよね。けれども、これがいわゆる暴露、アウトイングというふうな状況にならないようにしなければならないというところが、やっぱり教育上の配慮ではないかと思っています。

ですから、それが差別につながるようなものであったら、この調査が、何も役に立たないと言いますか、そういうふうな言い方は大変失礼な言い方に

なりますけれども、本来の目的からずれるというところになるといけませんので、これは丁寧にやっていきたいと思っています。

ですから、アンケートの集計等に関しても、責任を持って学習を進めるものという意味です。子どもたちの中に出す場合もそういったことを考えながら、前向きに検討していきたいと思っています。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回、まとめてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）ありがとうございます。

女子がズボンをはくというのは、あまり性差別にはつながらない。男子がスカートをはくというと、やっぱり目立ってしまう。そういう面では、いじめにつながる面があると思います。自分の気持ちが男性だからズボンをはきたいという気持ちだけではなく、スカートをはいて自転車に乗るのが苦痛である。スカートの中が見えるから嫌であるという思いもあって、ズボンがいいという子もいます。小学校の頃ずっとズボンをはいていたから、もうスカートをはきたくないという子もいます。それをわがままと捉えるか、それは人によってはいろいろあると思いますけれども、数的に、もし男子がスカートをはきたいとなると、やっぱり差別につながる可能性もあります。

ですが、ジェンダーレスの制服にしたいという子がいますという数字だけを出せると思います。スカートである、ズボンであるではなくてですね。それを踏まえて家庭内で考えてもらいたいなという思いがあります。

以上で、次の質問に移らせていただきます。

最後の質問です。文化芸術推進委員会発足についてです。

本村では、スポーツ推進委員会やスポーツ協会はあります。ですが、文化・芸術に関する推進委員会は見当たりません。今後、発足の予定はあるでしょうか。

西原村にはスポーツ協会というものがあって、西原村スポーツ協会は、村内における体育・スポーツを振興し、村民の体力向上を図り、スポーツ精神の涵養に資することを目的とするというものがあります。

あと、スポーツ推進委員会が行っているスポーツ振興計画、こちらのほうでは、子ども（就学前・児童生徒）の体力向上、生涯スポーツの推進、競技スポーツの推進、スポーツ施設の整備・充実。これは、健康の保持増進や体力の向上、ストレスの解消を図るため、自己表現や仲間との交流、生きがいづくりなどを通して、私たちの生活に豊かさや喜びを与えてくれ、村民が生涯にわたって、運動・スポーツ活動に親しみ、健康で充実した生活を送り、明るく活力ある社会の形成を目指すとっております。

肉体的、体力的な面でのスポーツに関するサポートはありますが、文化・芸術面、こちらは子どもたちに対すれば情操教育、これが必要だと思いますので、そちらの委員会の発足などは考えていらっしゃるでしょうか。村長、お願いします。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 尾崎議員のご質問にお答えいたします。

ご質問にありましたとおり、本村にはスポーツ基本法の規定に基づくスポーツ推進委員を10名委嘱しているところでございます。住民スポーツの振興を職務として、村内スポーツ行事の企画、立案、運営やニュースポーツの普及活動など、広く取り組まれているところでございます。

また、スポーツ協会におかれましては、議員が申されましたとおり、村内9つの競技団体などが所属し、村内における体育・スポーツの振興、村民の体力向上、スポーツ精神の涵養に資することを目的に活動いただいている状況でございます。

以前よりスポーツ活動には積極的に取り組まれている村民の皆様が多い状況でございましたが、最近では、文化・芸術活動も増加傾向にあると認識しております。

昨年10月に、本村を拠点に活動されておられます音楽家の方でございますが、そのコンサートを見させていただく機会がございました。その中には、村内の子どもたちや住民の皆さんが出演したミュージカルが開催されまして、もう本当に鳥肌が立つような新たな発見と感動がございました。子どもたちの表情が本当に自信に満ちあふれ、忘れられないくらいのきらきらと輝いた笑顔を見ておりますと、本当に感動と勇気をいただきました。

また、11月には、3年ぶりの開催となりましたふれあいまつりが開催されまして、その中におきましても夢運太鼓をはじめ音楽クラブやダンスが披露され、その中でも子どもたちの元気な姿を見ることができました。

同日の文化祭におきましても、華道、書道、手芸や科学などが出展されており、そのレベルの高さに驚くと同時に、私たち世代の子どもの頃と比べると、本当にスポーツ・文化を問わず多種多様で、子どもたちは表情豊かで生き生きとしていると感じました。

一方で、これまで2回ほど村内の芸術家の方々が開催されております文化プロジェクト座談会に私も参加をさせていただきました。西原村の文化や芸術を通して西原村の子どもたちの未来に貢献し、西原村のPRや文化の継承を目的に、まだ具体的な内容は詳細まで決まっておりますが、阿蘇や西原村をテーマにした絵画や写真展、また、子どもミュージカルや絵本ミュージカル、大地を舞台にしたコンサートなど、様々なアイデアがその中で出されているところでございます。

参加されています方々のほとんどが、絵画や陶芸、写真、音楽などを通して、子どもたちの育成に対しても日頃よりご協力をいただいているところでございます。尾崎議員におかれましても、ぜひ次回の文化プロジェクトがありますときに参加いただければ、会員の皆さんも喜んでいただけたと思います。どうぞその際はよろしくお願い申し上げます。

そのほかにも、これまで長年活動しておられる夢運太鼓や、以前、小城議員からご質問があったと思いますけれども、神楽も文化・芸術的活動の一つがあると認識をしております。これから先は、スポーツ活動と文化活動といった個別の認識ではなく、幅広い意味での村民の皆様の活動支援を念頭に取組みたいというふうに考えております。

理想としましては、行政主導ではなく、住民さんが主体となった自立団体に対し、ある程度の決まりや設置基準を設け、そこに対し行政が協力していただけるような形でできれば、持続的にやっていけるんじゃないかというふうに思っております。

西原村学童野球クラブを例にしますと、小学校のソフト部がなくなったことを契機に、自発的に西原村学童野球クラブが結成され、今年4月から6年生になる子どもたちが学童野球クラブ22期生になりますが、運営方法や指導者の選出など全て歴代の当クラブの方々に運営されております。現在では、当クラブの出身の子どもたちが大人になっておまして、その先輩たちが後輩たちに野球の指導を行っているところでございます。

恐らく夢運太鼓等もそうで、卒業生の方々が後輩たちに教えているというふうに伺っております。

このように、持続的、継続的に活動しているクラブ、団体に対して、村が後押し、子どもたちにとっては健全育成を目的に補助していくような体制づくりを早急に行っていければというふうに考えております。

お尋ねの文化・芸術関連につきましても、地域活性化と青少年健全育成はもとより、住民の皆様のニーズや多様性に対してバックアップが可能となればと考えております。今後、どのような形態で推進していくのか、積極的に検討していきたいと考えております。

詳細につきましては、教育課長が答弁いたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

まず、スポーツ推進ですが、当該推進委員は、スポーツに関し、基本理念を定め、国、地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするなどの目的に定められているスポーツ基本法の第32条に基づき、10名の方に非常勤として委嘱をして活動いただいております。

また、村のスポーツ協会は、村内における体育・スポーツを振興し、村民の体力の向上を図り、スポーツ精神の涵養に資することを目的に、野球、ソフトボール、バドミントン、グラウンドゴルフ、柔道、剣道、陸上、少林寺拳法、ソフトテニスなどの9つの競技種目団体が協会に加入しております。

しかしながら、近年は、新型コロナウイルス感染拡大により、以前と比べ、活動の自粛を余儀なくされ、スポーツの機会が減少している傾向が見受けられます。そのような昨今であります。健康増進や技術の向上、また青少年

健全育成等を念頭に置き、工夫をしながらご尽力をいただいているというのが現状でございます。

また、昨年度より、村内でジュニア育成を目的に活動されている11の団体にお集まりいただき、ジュニア育成連絡会という情報を共有しながらジュニアを育てる団体を発足したところです。その団体には、野球やバレーボールなどの球技や、武道、また文化的活動の太鼓なども所属されています。今後、本村の子どもたちの健全育成を推進し、バックアップすることに大きな一歩になっていくと考えております。

もちろん、文化・芸術活動であるやまにしっ子音楽クラブや河原自転車クラブなどの小学校社会体育活動の団体にもこれまでと変わらず支援していくことが大切であり、今後においても、活動を発足されるであろう様々な団体にも、その団体に合った形での応援をしていくべきというふうに認識しております。

ほかにも、現在設立準備を進めております総合型地域スポーツクラブ、カラスポにつきましても、スポーツだけにこだわらず、文化・芸術活動を含む様々なニーズに対して取り組み実践をしたいと協議を進めております。一過性のものではなく、継続することで、本村に根つき、多くの方が参画できるような活動を推進していく考えです。

一つの例を挙げるのであれば、以前は3団体あった本村の神楽の継承団体は、後継者不足により、現在活動されている1団体のみと聞いております。ここにおられます中西議員、小城議員も神楽に取り組み、伝統を継承されておられますが、今後の神楽保存会の存続に危機感を持っておられます。

そのような中、設立に向けて準備を進めております総合型地域スポーツクラブのプログラムの一つに神楽を取り入れることができないかということを検討しております。もちろん保存会の皆様に指導者としてご協力いただくことが最重要となると考えております。

文化・芸術的な活動は、どうしても発表の場が少ないのが現状です。イベントでのステージや、ふれあいまつりと同時開催をしております文化祭での展示など、今後はさらに発表や披露の場を創出して活性化をさせていきたいというふうに考えております。そのためには、華道や茶道、編み物や歌う会など、生涯学習の充実や村民企画講座としてのバックアップを継続していきたいというふうに考えております。

今後は、そのような活動団体を支援することで、文化協会なるものの設立を視野に入れた検討も必要になっていくと考えております。

しかしながら、現段階としては、中身づくりとして、まずはそれぞれの文化・芸術活動の活性化を支援しながら、村全体での文化・芸術活動への取組の活性化へつなげていくことが大切であるというふうに考えております。

スポーツ活動も文化活動も芸術活動も、一過性のものとならないような土

台づくりと、それを継続させるための指導者の確保が必要不可欠となるというふうを考えております。子どもたちのみならず、多くの住民の皆様が、体を動かし、技を極め、また技術向上を目指し、何より笑顔になれる時間のために、今後、多方面の方々のご意見を聞きながら、様々な取組を模索、検討、支援していきたいと考えております。以上です。

○議長（山下一義君）2件目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）先日、小学校の風の子塾で陶芸のほうを見学させていただきました。土に触れ、自らつくり出し、色づけする行為は、子どもたちの情操教育に大変いいものだと思います。こういうのも文化・芸術の中に入ると思います。

また、先ほど話されました小城議員が質問されました神楽の存続について、これも文化推進委員会を発足し、地域の方だけでなく、ほかの周りを含め巻き込んで、存続に対する問題を解決していけるのではないかと、この文化推進委員会の発足を提案しました。

村の夢運太鼓も、先ほど行事がなくなって発表の場が少なくなったと言われましたが、そのせいもあるか分かりませんが、人員の確保がままならない、人が少ない。あとは、もともとやっていたところの兄弟は入るけれども、それ以外はなかなか入ってくれないなどという問題も聞きました。

このような問題解消や子どもたちの情操教育に協力できる文化芸術推進委員会を発足し、神楽は神楽、太鼓は太鼓、陶芸は陶芸と、別々にするのではなく、いろんな人が集まったら、いろんな知恵が出てきますし、いろんなつながりが出てきます。

先日、村長にご紹介させていただきました大阪府の和泉市のいずみ太鼓さん、こちらの方はボランティアで私は知り合いましたが、現在も一緒にボランティア活動をさせていただいております。その方が、夢運太鼓と一緒に西原村で演奏したいと言っております。

資料のこの紫色の紙になりますが、こういう発表の場で一緒にしたいと言われております。あとは、2枚目にありますTAOさんですね。こちらも訪問していただきましたが、太鼓の指導をされている。私は太鼓に全く関係ありませんが、こういうつながりも出てくると思います。

なので、いろんな人が集まって、いろんな知恵を出し合って、神楽や太鼓を存続させる何かができると思います。もちろん今話に上げた陶芸、神楽、太鼓に限ったことではありません。いろんなつながりで文化・芸術の団体を盛り上げて、団体の活性化、ひいては村全体の活性化につながると考えておりますので、よろしくご検討のほうお願いいたします。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○1番議員（尾崎幸穂君）はい。

○議長（山下一義君）これより暫時休憩します。

(午後 0時16分)

(午後 1時19分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第2号、西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) それでは、議案第2号について説明いたします。

議案第2号、西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

組織の改編を行う必要があるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、関係条例の規定を改正する必要があるございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、皆様にお配りしております別紙により説明いたします。

本条例(案)の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

村の簡易水道事業は、国の要請に伴って令和6年度より地方公営企業法の全部適用に向け取り組んでいるところでございます。

よって、令和6年度より法適用として村が経営する企業となり、組織体制としても今までの地方自治法に規定する組織から地方公営企業法の規定に基づき設置される組織となり、村長部局とは別の独立した組織という扱いとなり、関係職員の身分においても、地方公務員法の適用から企業職員としての地方公営企業等の労働関係に関する法律が適用されることとなります。

また、複式簿記を適用することとなり、経営状況を踏まえて的確な経営改善や経営判断を行って、より機動的で柔軟な経営を行うことが要求されます。

この移行作業においても、膨大な事務量が発生しており、また適用後においても、複雑な公営企業会計により事業運営を行うため、かなりの事務量が予想されます。

このことを踏まえ、組織の改編を行う必要があり、西原村課設置条例の一部を改正し、関係条例の規定の改正を行うものでございます。

2、主な内容でございます。

第1条関係は、西原村課設置条例の一部改正でございます。

当該条例第1条第8号の次に第9号「水道課」を加えます。

第2条第5号の建設課から水道課分を削り、第9号に水道課分を加えます。
次に、第2条関係は、西原村工業用水道事業の設置に関する条例の一部改正でございます。

当該条例第3条第3項中の「建設課工業用水道係」を「水道課水道係」へ改正いたします。

施行期日は、令和5年4月1日から施行としております。

参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第2号、西原村課設置条例及び西原村工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工係長（堀田和也君）それでは、議案第3号についてご説明いたします。

議案第3号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

情報公開の総合的な推進に関して、開示請求を行うことができる対象者の範囲を拡大する必要があるため、西原村情報公開条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

条例改正の内容に関して、さきに議席にお配りしております西原村情報公開条例の一部を改正する条例（案）の概要により、ご説明させていただきます。

す。

今回の条例改正の趣旨は、開示請求権者の住所要件を撤廃し、広く情報公開を推進するものであります。

改正内容についてご説明いたします。

条例第5条に規定されている開示請求権です。

これまでの条例では、開示請求できる方を住所要件にて限定しておりましたが、近年の交通・通信手段や情報網の発達により、人や物の交流が以前より広域にわたって行われている実情を踏まえ、また県内の市町村においても住所要件が撤廃されている状況を鑑み、ほかの市町村との相互主義を考慮すべきであること。あわせて、海外からの請求を排除する積極的な意義も乏しいことなどから、今回、個人・法人を問わず日本国民のほか外国の方にも開示請求権を認めるように改正するものでございます。

参考資料として、新旧対照表を添付しております。

以上が本条例改正の内容でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第3号、西原村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第4号、西原村個人情報保護法施行条例の制定について、日程第5、議案第5号、西原村個人情報保護審査会条例の制定についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工係長（堀田和也君）議案第4号、議案第5号につきましては、全て個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う条例制定についてでございますので、一括して内容を説明させていただきます。

まず、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、西原村個人情報保護法施行条例の制定について。

西原村個人情報保護法施行条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により、個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるために条例を制定する必要があるとございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

条例の内容に関しまして、さきに皆様方の議席にお配りしております西原村個人情報保護法施行条例（案）の概要により、ご説明させていただきます。

今回の条例制定の趣旨は、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体にも法が一律に適用されることになったことに伴い、現行の西原村個人情報保護条例を廃止し、規定を整理の上、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する西原村個人情報保護法施行条例を新たに制定するものであります。

条例の内容についてご説明申し上げます。

まず、第2条の実施期間の定義として、この条例においての実施期間を村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価委員会と規定するものでございます。ここで言う村長には公営企業管理者の権限も含まれます。

次に、第3条の開示請求に係る手数料についてです。

改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関に対する開示請求を行う場合、条例で定めるところにより手数料を納めなければならないとされています。現行条例では手数料は無料であり、文書または図面の写しの交付、その他の物品の供与を受ける場合に実費を徴収すると規定されているため、施行条例においても、これと同様に規定するものでございます。

最後に、第4条の審査会への諮問についてですが、改正個人情報保護法では、個人情報の適正な取扱いを確保するために、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審査会等へ諮問することができることとされています。現行条例において、審査会に対し、審査請求に関する諮問以外に、個人情報保護制度に関する重要事項について調査・審議することとしていたため、施行条例においても諮問について規定いたします。

議案第4号の説明は以上であります。

続きまして、議案第5号についてご説明申し上げます。

議案第5号、西原村個人情報保護審査会条例の制定について。

西原村個人情報保護審査会条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条の規定による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるために条例を制定する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

条例の内容に関しまして、さきに皆様方の議席にお配りしております西原村個人情報保護審査会条例（案）の概要によりご説明させていただきます。

今回の条例化制定の趣旨は、デジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律第51条による個人情報保護法の改正により、全地方公共団体の個人情報に関する取扱い等については、改正後の個人情報の保護に関する法律が適用されることとなるため、現行条例は廃止することとなり、改正法適用後においても、開示請求等の審査請求に係る諮問は各地方公共団体が設置する諮問機関に対して行うことが法改正で規定されており、審査会に係る規定を条例で定め直す必要があることから、新たに西原村個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。

まず、第1条から第4条に関しましては、審査会の設置や組織に関する規定を定めるものでありまして、基本的に現行の西原村個人情報保護条例で規定されていた審査会体制及び運用を継続するものでございます。

次に、第5条の審査会の調査権限ということですが、個人情報の取扱いについての調査権限について、改正後、個人情報の取扱い等について諮問を受けた場合の審査会の権限、特に口頭での説明や資料の提出等を諮問庁に求めるものを明文化するものでございます。

以上が本条例の主な内容であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第4号について、討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第4号、西原村個人情報保護法施行条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第5号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第5号、西原村個人情報保護審査会条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第6号と議案第7号につきましては、全て地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う条例改正についてでございますので、一括して内容を説明させていただきます。

議案第6号、西原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備をする必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、皆様にお配りしております別紙により説明させていただきます。

本条例(案)の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例の規定を整備する必要がございます。

次に、主な改正内容でございます。

地方公務員法の一部改正に伴う、地方公務員の定年を60歳から65歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げることを踏まえて、そのことを条例で規定するため条例改正を行うものでございます。

別紙の説明資料参照、次のページの定年延長の実施に伴う制度改正についてをお願いいたします。

法改正の内容。

①職員の定年について、国の職員の定年を基準として、次のとおり段階的に引き上がります。

定年年齢が令和5年度で61歳に、令和7年度で62歳に、令和9年度で63歳に、令和11年度で64歳に、令和13年度から65歳になります。

②役職定年制（管理監督職勤務上限年齢制）について。

組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、管理職の職員は、管理監督職勤務上限年齢60歳に達した日以後の最初の4月1日に、管理監督職以外の職に降任することになります。

③給与の取扱いについて。

職員の給与月額、職員が60歳に達した日以後の最初の4月1日の以後、7割水準になります。

次ページに、別紙参照、令和4年人事院資料で給与の取扱いイメージを付けております。

④定年前再任用短時間勤務制について。

60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳に達した日以後、定年延長前に退職した職員について、本人の希望により、短時間勤務の職に採用する制度でございます。

戻っていただきまして、施行期日は、改正法の施行に合わせ、令和5年4月1日から施行といたします。

参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。

続きまして、議案第7号についてご説明いたします。

議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を一括して整理する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明いたします。

本条例（案）の概要をご覧ください。

2の主な改正内容でございます。

議案第6号の定年延長改正に係る9つの条例の一部改正と1つの条例の廃止でございます。

第1条関係は、西原村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の一部改正に伴う再任用制度への新たな適用規定を整備するものでございます。

第2条関係は、公益法人等への西原村職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の規定に改めるものでございます。

第3条関係は、西原村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございます。地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の規定を改めるものでございます。

第4条関係は、西原村職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の規定に改めるものでございます。

第5条関係は、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。こちらも、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の規定に改めるものでございます。

第6条関係は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。こちらも、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の規定に改めるものでございます。

第7条関係は、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、定年対象職員に対する適用規定を整備改定するものでございます。

第8条関係は、西原村一般職の職員の降給に関する条例の一部改正でございます。こちらも、地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の規定に改めるものでございます。

第9条関係は、技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項の規定に改めるものでございます。

第10条関係は、職員の再任用に関する条例の廃止でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、既条例で規定する必要がなくなるため、当該条例を廃止するものでございます。

施行期日は、改正法の施行に合わせ、令和5年4月1日から施行といたしております。

参考資料としまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第6号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第6号、西原村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第7号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 1時57分 散会

第 3 号 (3 月 1 5 日)

令和5年第1回西原村議会定例会会議録

令和5年3月15日、令和5年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年3月15日（水曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 8号 | 西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 9号 | 西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第10号 | 西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第11号 | 西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第12号 | 西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第13号 | 西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第14号 | 西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第15号 | 村道の路線廃止について |
| 日程第 9 | 議案第16号 | 村道の路線認定について |
| 日程第10 | 議案第17号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |

日程第 1 1 議案第 1 8 号 令和 4 年度西原村一般会計補正予算（第 8 号）
について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工係長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第8号、西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 山田 孝君 登壇 説明）

○教育課長（山田 孝君）おはようございます。

議案第8号についてご説明いたします。

議案第8号、西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

山西小学校敷地内の土地登記完了に伴い、山西小学校の所在地番を変更する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（案）の概要でご説明させていただきます。

改正の趣旨でございます。

山西小学校敷地内に含まれる土地所有権移転登記が完了したことにより、地籍調査事業完了後、山西小学校敷地付近の筆界未定が解消し、合筆や地目変更などの土地登記が完了したことに伴い、これまでの山西小学校地番が使用できなくなったので、新たに正規の地番として表示するものでございます。併せて字句の改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容について、ご説明いたします。

本則中、（1）西原村大字小森「2,764番地」を西原村大字小森「2754番地1」に、また、（3）西原村大字小森「3,251番地」の字句で、3,251中の、を改正し、西原村大字小森「3251番地」に改めるものでございます。

お手元にお配りしております資料の2枚目に、今回の土地登記完了後の地籍図の写しと、3枚目には登記前の地籍図の写しを添付しております。

参考資料として、西原村小学校及び中学校設置条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第8号、西原村小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第9号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 山田 孝君 登壇 説明）

○教育課長（山田 孝君）議案第9号についてご説明いたします。

議案第9号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

村内小中学校施設の貸出しに伴い、村内体育施設の貸出しと整合を図るため、本条例の一部を改正する必要がございます。これが、議案を提出する理由でございます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、村内体育施設の使用料との公平性を鑑み、小中学校施設の使用料を改正することで、主な利用者である青少年スポーツ団体の利便性向上及び継続利用を促すため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な内容についてご説明します。

別表中、小中学校施設の1時間当たりの使用料を変更するもので、各校1,000円を500円に改め、摘要の「村内の者が使用し照明装置を点灯する場

合」と「部分使用の場合は左記の半額」を削除し、照明施設使用の有無に限らず1時間500円とし、使用単位を全面のみといたします。

また、「照明装置を使用しない場合は無料」を削除するに改めるものでございます。

参考資料として、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第9号、西原村立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第10号、西原村村民運動場の施設及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

（教育課長 山田 孝君 登壇 説明）

○教育課長（山田 孝君）議案第10号についてご説明いたします。

議案第10号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

村民運動場の管理に伴い、使用料の額を設定するなど本条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容につきまして、お手元にお配りしております西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要で説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、村内の他施設の使用料との公平性を鑑み、新たに村民

運動場の使用料を設置することで、管理体制の適正化を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

別表中、2、夜間照明施設使用料の設備の名称を「照明設備」を「照明設備（多目的コート）」と「照明設備（Eコート）」と分割し、1時間当たりの使用料を照明設備（多目的コート）は1,500円のままに、新たに照明設備（Eコート）を500円に設定するものでございます。

参考資料としまして、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行いたします。

以上で説明終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）5番、坂本です。

質問なんですけれども、村外の方が使われる場合、村内の人が何%ぐらいいけば村内の料金になるとか、そういったものは何かありますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）失礼します。坂本議員のご質問にお答えします。

村民運動場のほうの使用料金でしょうか。村民運動場の通常の使用料金のほうは、村外が4倍になっております。村内料金の4倍という金額となっております。外灯は村内も村外も電灯、照明機材の分は村内も村外も同一料金でございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）使用料なんですけれども、例えば村内の人が借りた場合と村外の借りた場合で倍ぐらいになるというふうに言われていますけれども、村外、例えば村内の人が予約して、使うのは村外の人という場合もあるかもしれないし、例えば村内の人で何%、村外の人と一緒に、例えば野球チームの中に村外の人と村内の人が交じた場合とか、そういった場合の内訳、何かありますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）お答えいたします。

現在、予約のときに、村内と村外の人数をご確認しております。その中で、半数以上が村外の場合は村外料金、半数以上、村内の場合は村内料金ということで、一応、今線引きをさせていただいております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

以前は、照明設備全部一緒に1,500円だったみたいですが、なぜEコートだけが500円になるのかをお伺いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）金額の設定は、多目的コート部分の照明設備の電気出力とEコートの部分の電気出力、およそ3分の1でございますので、多目的コートを1,500円、Eコートを500円というような料金設定にさせていただいております。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第10号、西原村村民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第11号、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）おはようございます。

議案第11号についてご説明いたします。

議案第11号、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

山西小学校敷地内の土地登記完了に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要でご説明させていただきます。

改正の趣旨ですが、現在、山西小学校学童クラブは、山西小学校を含めた学校敷地内に建設されております。山西小学校敷地内に含まれる土地の所有権移転登記完了したことに伴い、地籍調査事業完了後の山西小学校敷地付近の筆界未定が解消し、合筆及び地目変更などの土地登記が完了したことにより、山西小学校学童クラブの所在地番を変更する必要が生じたため、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

第3条中の山西小学校学童クラブの位置、所在地番ですけれども、こちらを変更するもので、「西原村大字小森2760番地」を「西原村大字小森2754番地4」に改めるものでございます。

お手元にお配りしております資料の2ページ目に、今回の土地登記完了後の地籍図の写しを、3ページに登記前の地籍図の写しを添付しております。

参考資料として、西原村放課後児童育成施設の設置及び管理に関する条例の新旧対照表を添付しております。

この条例の施行期日は、令和5年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時23分）

（午前10時24分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）すみません、私の今の説明で訂正をお願いいたします。

西原村放課後児童健全育成施設が正しくて、私のほうでこの「健全」が全て説明の中で抜けておりました。訂正をお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第11号、西原村放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第12号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第12号についてご説明いたします。

議案第12号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、熊本県後期高齢者広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思っております。

概要のほうをご覧ください。

条例改正の趣旨につきましては、令和4年2月14日付で、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が改正され、令和4年4月1日付で施行されたことに伴い、条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

主な内容といたしまして、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第3条及び条例附則第4条を削り、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金について規定している条例附則第5条から第8条までが、附則第3条から6条までに繰り上がったことに伴い、西原村後期高齢者医療に関する条例第2条第9号の一部を改めるものであります。

施行期日につきましては、公布の日より施行するものといたします。

改め文及び新旧対照表を参考資料として添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第12号、西原村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第13号についてご説明いたします。

議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由といたしまして、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要をお配りしておりますので、これにより説明させていただきたいと思っております。概要のほうをご覧ください。

条例改正の趣旨につきましては、令和5年2月2日に、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、出産一時金等の支給額の内訳を見直し、令和5年4月1日から施行されることとなりました。これに伴い、細かな文言の訂正と併せ、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

主な内容を申し上げますと、出産一時金の額を現行の40万8,000円から8万円増額し、48万8,000円と改正するものであります。

施行期日につきましては、令和5年4月1日としております。

なお、経過措置として、施行日以前に出産した被保険者に係る西原村国民健康保険条例の第8条に係る出産一時金の額については、なお従前の例によります。

改め文及び新旧対照表を参考資料として添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第13号、西原村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第14号、西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を教育課長に求めます。

(教育課長 山田 孝君 登壇 説明)

○教育課長(山田 孝君) 議案第14号についてご説明いたします。

議案第14号、西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。

西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように制定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

農林漁業者トレーニングセンターの解体に伴い、西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する必要がございます。

これが、この議案を提出する理由でございます。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例(案)の概要でご説明させていただきます。

廃止の趣旨ですが、老朽化により施設を解体することから本条例を廃止するものでございます。

主な内容につきまして、ご説明いたします。

昭和58年から約40年の長きにわたり、村民を含む農林漁業者の健康増進とコミュニティーの育成を図ることを目的に、数々のイベントや行事等の開催をしてきました農林漁業者トレーニングセンターは、平成28年、熊本地震により大きな被害を受けました。その後も支援物資の受入れ、保管施設として活用してまいりましたが、老朽化と総合体育館の建設により令和5年3月で解体することとなることから、本条例を廃止するものでございます。

この条例の施行期日は、令和5年3月31日から施行いたします。

以上、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）教育課長より訂正がございます。どうぞ。

○教育課長（山田 孝君）失礼いたします。

今お手元にお配りしております条例の案の概要書でございます。

概要書のタイトルの部分に、農林魚漁業者というような形で1字多く入っております。農林の後の「魚」の部分が不必要な文字でございますので、削除、訂正をお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第14号、西原村農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第15号、村道の路線廃止について、日程第9、議案第16号、村道の路線認定についてを一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）まず、議案第15号についてご説明いたします。

議案第15号、村道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、村道路線を次のとおり廃止することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

路線名、183号、鳥子団地3号線。起点、西原村大字鳥子字中原526の6番地先。終点、西原村大字鳥子字中原530番地先。延長221.6m。平均幅員、6.0m未満。摘要、その他。

路線名、186号、鳥子団地4号線。起点、西原村大字鳥子字西原552番地先。終点、西原村大字鳥子字中原525番地先。延長225.9m。平均幅員、5.5m未

満。摘要、その他。

提案理由としまして、村道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要があります、これが議案を提出する理由でございます。

内容についてご説明いたします。

この村道鳥子団地3号線及び鳥子団地4号線につきましては、現在、鳥子工業団地内から外周にかけて整備をしている村道の一部でございますが、鳥子工業団地内企業における工場拡張に伴う造成計画に基づいて、既設工場用地の東側への拡張に伴い、新たな造成用地の外周部分に村道の付け替えを計画しております。この付け替え工事を行うに当たり、2路線とも終点位置の変更が生じることにより、旧路線の廃止と新路線の認定という2つの手続を取る必要があります。

よって、この2路線を一旦廃止するものでございます。また、これに伴って新たに付け替える村道の路線認定を次の議案第16号で上程するものでございます。

参考資料としまして、次のページに位置図を添付しております。白い点線の路線が今回廃止をお願いする路線でございます。丸が起点、矢印が終点となります。

では、続きまして、議案第16号についてご説明いたします。

議案第16号、村道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定により、村道路線を次のとおり認定することとする。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

路線名、鳥子団地3号線。起点、西原村大字鳥子字中原。終点、西原村大字鳥子字中原。摘要、その他。

路線名、鳥子団地4号線。起点、西原村大字鳥子字西原。終点、西原村大字鳥子字中原。摘要、その他。

提案理由としまして、村道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があります、これがこの議案を提出する理由でございます。

内容についてご説明いたします。

今回のこの2路線につきましては、現鳥子工業団地内企業における工場拡張に伴う造成計画に基づいて、既設工場用地の東側への拡張に伴い、新たな造成用地の外周部分に村道の付け替えを計画しております。この付け替え工事を行うに当たり、2路線とも終点位置の変更が生じるため、既存の2路線を一旦廃止し、付け替え後の起終点において、新たに同路線名にて路線認定を行うものでございます。現在、令和5年秋の供用開始に向け取り組んでいるところでございます。

参考資料としまして、次のページに、それぞれの路線の位置図を添付しております。黄色の実線が今回認定をお願いする路線でございます。丸印が起点、矢印が終点となります。

内容としては以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は1議案ごとに行います。

議案第15号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第15号、村道の路線廃止について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第16号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第16号、村道の路線認定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第17号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第17号についてご説明いたします。

議案第17号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務

組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附則、施行期日。

1、この規約は、令和5年7月1日から施行する。

経過措置。

2、改正後の熊本県市町村総合事務組合規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行期日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由でございます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

主な変更内容は、熊本県市町村総合事務組合規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、令和5年6月30日をもって玉名市が脱退するため、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があります。

参考資料としまして新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第17号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時55分)

(午前11時09分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11、議案第18号、令和4年度西原村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君)議案第18号についてご説明いたします。

議案第18号、令和4年度西原村一般会計補正予算(第8号)。

令和4年度西原村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,250万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,352万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の廃止及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

2 総務費、1 総務管理費、庁舎防犯カメラ設置事業300万円。みんなの家利活用移転事業300万円。風の里キャンプ場遊具改修事業3,440万円。特定地区公園事業4億9,458万9,000円。

2 総務費、4 選挙費、県議会議員選挙ポスター掲示板設置撤去事業52万1,000円。

3 民生費、2 児童福祉費、にしはら保育園園庭遊具整備事業1,097万5,000円。

5 農林水産業費、1 農業費、農地利用効率化等支援交付金事業119万円。

6 商工費、1 商工費、鳥子工業団地道路改良事業6,631万9,000円。観光施設維持事業937万円。

7 土木費、1 土木管理費、建築管理事業25万円。項 2 道路橋梁費、道路新設改良事業1,437万4,000円。項 5 辺地対策費、辺地道路橋梁維持事業 2 億4,136万2,000円。辺地道路橋梁改良事業8,942万円。

9 教育費、4 社会教育費、自治公民館再建支援事業247万5,000円。項 5 保健体育費、西原村トレーニングセンター解体事業4,094万2,000円でございます。

7 ページをお願いいたします。

第 3 表、債務負担行為補正でございます。

廃止。

事項、定住促進事業補助金（令和 4 年度分）。

期間、令和 4 年度から令和 6 年度まで、限度額200万円でございます。

8 ページをお願いいたします。

第 4 表、地方債補正でございます。

1、廃止。

起債の目的、4、緊急防災・減災事業債（構造改善センター特定天井他改修事業）、限度額4,740万円でございます。

2、変更。

起債の目的、2、公共事業等債（道路新設改良事業）、11、辺地対策事業債（道路橋梁維持事業）、12、辺地対策事業債（道路橋梁改良事業）、13、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（学校施設トイレ洋式化改修事業）。

補正前、限度額、970万円、1 億7,700万円、1 億3,730万円、1,540万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

補正後、限度額、520万円、1 億8,050万円、1 億3,640万円、1,230万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

上段の款 1 村税、項 1 村民税、目 1 個人2,985万8,000円の増額補正でございます。

款項同じく、目 2 法人8,712万8,000円の増額補正でございます。

13ページをお願いいたします。

上段の款11地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税3,143万6,000円の増額補正でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 4 土木費国庫補助金3,386万1,000円の減額補正でございます。社会資本整備総合交付金事業等の減額でございます。

款項同じく、目 6 総務費国庫補助金1,782万9,000円の減額補正、新型コロ

ナウウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減額でございます。

17ページをお願いいたします。

中段の款16県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金3,691万9,000円の減額補正でございます。熊本地震復興基金交付金等の減額でございます。

18ページをお願いいたします。

上段の款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金3,629万9,000円の増額補正でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金4億518万6,000円の減額補正でございます。財政調整基金繰入金等の減額でございます。

19ページをお願いいたします。

中段の款22村債、項1村債、目3一般単独事業債4,740万円の減額補正、構造改善センター特定天井他改修事業等の減額でございます。

次に、歳出でございます。

22ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目9電子計算費1,010万8,000円の減額補正、行政基幹ネットワーク機器更新業務委託料等の減額でございます。

款項同じく、目12地域振興費8,320万6,000円の減額補正、震災ミュージアム地域拠点整備事業等の減額でございます。

28ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1,029万3,000円の減額補正、結婚新生活支援事業補助金等の減額でございます。

32ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費5,362万9,000円の減額補正、構造改善センター特定天井他改修事業等の減額でございます。

33ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費1,023万8,000円の増額補正、鳥子団地4号線道路付け替え工事等の増額でございます。

款項同じく、目3工業団地造成事業費2,023万円の減額補正、工業団地造成事業特別会計繰出金等の減額でございます。

34ページをお願いいたします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費3,800万円の減額補正、村道路路面性状調査業務委託料等の減額でございます。

款項同じく、目2道路新設改良費1,045万2,000円の減額補正、役場堤下線道路改良工事等の減額でございます。

款項同じく、目4がけ崩れ対策費2,000万円の減額補正、被災宅地復旧支援事業交付金の減額でございます。

35ページをお願いいたします。

中段の款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費1,001万1,000円の増額

補正、出勤報酬及び消防事務委託料等の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

ページは23ページ、総務費、総務管理費、13番の青少年の森管理費のところです。

これは国・県の支出金から一般財源のほうに移っているのはどうしてでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時29分）

（午前11時34分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）尾崎議員のご質問に対してお答えいたします。

青少年の森管理費の財源の内訳というところのご質問かと思ひます。

それにつきましては、昨年の令和5年9月の定例会におきまして、のり面の復旧工事等につきまして、コロナ対策財源のほうを充当させていただいたところでございます。

のり面の工事につきまして、工事が完了いたしましたので、それに伴います減額という形で、工事費の確定によります減額というところでの財源組替えというところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番（尾崎幸穂君）減額で、なぜ一般財源になったのでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）再度お答えします。

工事費につきまして、今回、繰越しの申請の中で、キャンプ場の遊具改修事業、こちらのほうの工事も計上させていただいております。今回、工事費については減額ございません。工事費の工事がある程度、繰越しをさせていただきたいと思ひますので、工事については併せて減額をしていないところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番（尾崎幸穂君）すみません、国・県からもらったお金を払うというイメージだったんですけれども、何で一般財源から出さないといけないのかということなんですかね。何で国・県から出す予定だったものを一般財源から出すんですか、組み替えてあるんですかということですかね。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前 11 時 37 分）

（午前 11 時 39 分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番（坂本隆文君）5 番、坂本です。

ページは、22 ページになります。

目の 12 地域振興費になります。みんなの家の利活用ということで、本来ならば震災ミュージアムが利活用でできるはずでしたけれども、金額が 7,000 万円超えておりますが減額になっております。また来年度というふうに思っていましたけれども、当初予算にこちらの項目がないようですけれども、どういうふうになっているのかの説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

震災ミュージアム関係につきまして、令和 4 年第 3 回定例会にてご予算を承認いただき、事業を進めてまいりました。震災ミュージアムの予定候補地については、熊本県の意向や震災関連施設としての意味を考慮して、候補地として場所を選定して用地交渉等を行ってまいりました。地権者とは今も継続的に用地交渉を行っておりますけれども、現段階では年度内の用地の契約締結が見込めなくなりましたので、今回、用地費及び関連事業費の減額を要求させていただいたところでございます。用地交渉につきましては今後も継続して行い、震災ミュージアムの事業をご理解いただき、用地の契約に向けて交渉を進めていきたいと思っております。

そして、地権者より用地提供の内諾がいただけたタイミングで、改めて用地及び関連事業費を計上させていただきたいと思っております。つきましては、今回の補正予算で減額をさせていただくこととなっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5 番議員、坂本君。

○5 番（坂本隆文君）ありがとうございます。

じゃ、この金額が減額されているというのは、用地交渉が、言うなれば難航しているということだと思いますけれども、大体場所が我々も分かっておりますけれども、この土地はもともと総合体育館ができるときにもこの土地を購入する予定ではなかったですかね。そのときにも購入されていないということだったと記憶しております。

そうならば、震災ミュージアムも建物等みんなの家ですかね、これを利活用ということで、品物はあるわけですよ、どこかに。となるとやっぱり場

所も選定しなければならないことにもなるのではないかと思いますけれども、吉井村長、こういうのはどう思いますか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

坂本議員が言われましたとおり、地震発災直後から仮設住宅を建設するときに交渉しております。交渉が決裂しております、その後、持ち主の方が残念ながらお亡くなりになられて、その後、代替わりということになっているんですけれども、代替わりも相続で数筆分けてあります。今は、相続で分かれていたものが一部集約されてというか、兄弟の方が隣と隣を買われて、今2名の方が所有しているような状況でございます。これもなかなか金額面だったりとかそういうので難航しております、議員が申されますとおり、代替地といいますか、ほかの候補地も今後含めたところで並行していかなければいけないというふうに思っています。

解体も終わっていますので、終わっているか（発言の声）——今現在解体中です。解体して物を置きっ放しだとやっぱり悪くなりますんで、なるべく早くやらないといけないというふうに認識をしています。今後、用地の交渉と併せて、別の候補地も選定しながら両輪でやっていければというふうに思っています。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）ありがとうございます。

土地も持ち主の方がおられますし、当時もいろいろ聞いておりますので、代替地のほうも考えられて進められたらというふうに思っております。

続きまして、また別の質問にまいります。ページは、32ページになります。

目の2農業総務費、節の14、構造改善センター特定の天井の修理工事費の5,000万円ほどの減額になっております。またこちらも新年度予算のほうを見ますと、そちらのほうにも入っておらず、別な外壁修理と屋根修理とかそういったものになっております。この改善センターの天井のほうというのは、どういうふうな形になっておりますでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）今回、減額いたします5,000万円余りにつきましては、おっしゃいますとおり改善センターの大研修室の天井、これが特定天井に該当するというので、改修はしなければなりません。平成26年の建築基準法の改正によりまして、一定の支持力を持った構造にしなければならないというふうになったことから、この工事を計画したところでございます。

令和4年度当初では、予防接種が夏ぐらいには終わるだろうということでもございましたので、接種完了後、速やかに着手しようと考えておったところでございますが、結果的に、年度いっぱい予防接種が行われたということで、今回減額をいたします。

この特定天井並びにトイレの改修工事のための設計委託を令和3年度に行っております。設計業務の委託契約期間中に、令和3年の夏頃でございましたけれども、ちょっと強い雨が降りまして著しい雨漏りが発生いたしました。従来から何度か雨漏りは発生しておりましたけれども、令和3年度の雨漏りしたときに、設計業務の期間中でしたので、そのときに併せて緊急に外壁と屋根の調査をしていただくということで、調査いたしましたところ、特にガルバ屋根については塗装が必要であると、それから外壁についても大分劣化しておりますので、塗り直し等も必要であるということで、調査報告、これは概算の工事費も含めたところの調査報告を出してもらったところであります。

令和5年度では、この調査報告に基づきまして、屋根と外壁の改修のための設計委託料320万円余りを計上いたしております。これで屋根・外壁の工事費が算定されましたのに併せて、今回減額いたしております大研修室の天井並びにトイレ等の改修工事を一本の工事として発注するほうが、経費的にもそれから工程的にも速やかにいくのではなかろうかということでございますので、令和5年度の屋根・外壁工事の設計が完了し次第、天井も併せたところで発注を予定しておるといところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）ありがとうございます。

いろいろな絡みでできなかつたということで、また、来年度もコロナの予防接種もあるように聞いておりますので、その辺のほうは、ちょっといろいろ話し合われて、場所をやはり変えられたりとか、そういうこともできるのではないかと、そこまで多くは接種されないのではないかとというふうにも思いますし、また、今回は合算してされるということであれば、相当な金額かかると思いますので、財源的にはそういうものはどういふふうになりますでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）今回、減額いたしております大研修室の天井、トイレ等につきましては、大半が緊防債、緊急防災・減災事業債、今回そちらも減額補正になっておりますが、これが当初は令和2年までということでございましたけれども、令和7年まで延長されましたので、これを充当していこうというふうに考えてございます。

また、屋根と外壁につきましては、緊防債の対象にならないということでもありますけれども、復興基金の充当が可能であろうということで、財政のほうとも打合せをしておりますので、そういったものを充当していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番（西口義充君）33ページの商工業振興費、12番委託費ですけれども、プレミアム付商品券事業委託料、減額が1,059万7,000円ですけれども、せっかく国の事業で、皆さんに気持ちよく使っていただきたい商品券でありましたけれども、これだけ残ってしまったというふうなことで、もったいないなと思っております。

全体的の7割ほどを使って、3割ほどは売れ残ったというようなことでございますけれども、今後、こういうプレミアム券がまたあるかもしれません。そういう場合のときに、やはりもっと内容を精査して、皆さんが使いやすいようなプレミアム商品券にしたらいと思いますけれども、今後、どう考えておられるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）西口議員のご質問にお答えいたします。

プレミアム商品券につきましては、2回目ということなんですけれども、1回目、2回目行いまして、2回目はやはり食品関係を多くしたということで、その結果が顕著に表れているような状況でございます。

売れ残りに関しましては、今後、商工会だったり議員さんたちと相談しながら、もしあるのであれば最善の方法を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番（西口義充君）今、村長が言われたとおり、やはり今後見直していかなければいけないと思っております。一般の方から使い勝手が非常に悪いというのが指摘されておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それから、28ページの児童福祉総務費、18の負担金、補助金及び交付金の減額660万円、結婚新生活支援事業補助金、これはどういう内容になっておりますか、ちょっと説明お願いします。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今のご質問にお答えいたします。

結婚新生活支援の減額ですけれども、これにつきましては、当初6件の申請見込みということで、当初予算計上をさせていただいていたものですが、されど本年度1件の申請がございまして、その1件分を残して残りのほうを減額補正というふうにさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

7番議員、西口君。

○7番（西口義充君）こういう補助金があるということは、一般の方はご存じなんでしょうか。ちょっとなかなか広報等も伝わっていない部分があるんじゃないかと、せっかくこういう事業があるなら、やはりもっと大きく村の広報等にも載せてやったらどうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）ホームページ等には掲載はしておりますけれども、まだ周知不足ということで、なかなか多くの方がご存じないというご指摘でございますので、その辺は、また今後、新年度に向けて周知にちょっと徹底していきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）6番、中西です。

ページ12の地方税の収入の件で、森林環境譲与税ですか、この使い道についてちょっと教えていただければと思います。道路とかには、原野の道路とかには森林、山には使えないのかと思うので。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）森林環境税の譲与税の使い道ということでございます。

基本的には、国が申しておりますのが、なかなか手入れが行き届かなくなった森林の整備ということが一番に掲げられてございます。ですので、当村では、現在、不在村所有者、村内にお住まいではありませんが、村内に森林をお持ちの方、不在村所有者の方に、その意向を聞いておるところです。郵送ですね。

村に管理をお願いしたいというような意向も幾分か上がってございます。その森林自体が、まず、森林に該当するかどうか。それから、村で受けることができるか。例えば何でしょう、山林まで入る進入路があるかないかとか、あるいは竹林は、これは山林に該当しませんので対象外になってしまいますというようなことを調査した上で、村で受託する山林を定めていくという工程を今やっております。

工程が進んでいきますと、今度は次に団地化をやりまして、その団地化した中で、間伐等の制御をやるわけですが、間伐を行うために、現道では通行が困難であるとか、そういった場合には若干の作業道の整備といいますか、そういったものには使えるというような内容でございます。以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）ご存じだと思いますけれども、イイモリから上がっていく真っすぐ原野に上っていく道は村道だと思っておりますが、スマタといいますか、川を分かれ道からずっと二、三キロ行った先は崩れております。去年の10月見た時点でも崩れておりますし、そういったところに活用できるのであれば、観光にもよくなると思っておりますけれども、やっぱり使えませんか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）申しましたとおり、森林の制御のために必要な道路

ということになってまいりますので、当該地については、まだ意向調査を行ってございません。ですので、その道路沿線、あるいはその先に委託をお願いしたいというような山林が出てきまして、そこが一定の団地化ができるようであれば可能であるかというふうに考えてございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）できればそういった方向になっていければとは思いますが、できればそういったのを活用して、やっぱりお金がかからない道路整備ができればと思います。

続きまして、ページ17、これも産業さんになりますけれども、イノシシ等の減額ですけれども、これはどう受け取っていいのかという質問です。捕る方々が減額なのか、それとも村の頭数が減ってきているのか、どちらなんでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）有害鳥獣捕獲でございます。

端的に結論から申し上げますと、飛躍的に捕獲頭数は増加してございます。数字申し上げますと、平成30年度、令和元年が206頭、令和2年、令和3年が三百三、四十頭、令和4年度は480頭ということで、大幅に増加してございます。

ただ、ここは歳入でございまして、国の補助金が入るところでございまして、国の補助金は、大きな枠がございまして、その範囲内で交付されますので、捕獲頭数と同等の金額が交付されるものではございません。国の交付決定額に基づく減額というふうにご理解いただければというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時00分）

（午後 0時59分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

まず最初に、住民福祉課長のほうから訂正がありますので、お願いいたします。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）午前中に、西口議員の結婚新生活の660万円の減額補正について、私のほうから答弁をさせていただいたんですけれども、その内容の中で、当初6件見込んでいたというふうに申し上げましたけれども、当初12件の誤りでございました。訂正をさせていただきます。

なおかつ、この結婚新生活の内容につきましては、ご承知のとおりご夫婦合わせて所得が合計400万円未満という形になっておりまして、その中でや

っぱりちょっと要件が厳しいということで、令和4年度に4件相談はあったんですけども、そのうち1件が申請に至ったということで、令和5年度からはその要件が緩和されて合計500万円未満という形にちょっと緩和されることになっておりますので、そのあたりも今後、周知していきたいというふうに思っております。申し訳ありませんでした。

○議長（山下一義君）次に、1番議員の尾崎議員のほうから質問ありました企画商工係長の訂正文と答弁をお願いいたします。

○企画商工係長（堀田和也君）午前中の尾崎議員のご質問に対しましての回答を修正、答弁をしたいと思います。

尾崎議員のご質問に関しまして、令和4年3月定例会において、風の里キャンプ場遊具改修工事として3,377万円を計上させていただき、そちらの財源として、今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を100%充当させていただいております。

今回の補正予算につきまして、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、キャンプ場の遊具改修工事の設計額が算定ができたこと、併せてほかの事業等への配分もありまして、今回キャンプ場遊具改修工事についての配分額を3,000万円というところで配分をさせていただいたと、それについての377万円の減額というふうになっております。

ちなみに、キャンプ場の遊具改修工事につきましては、先月入札が終わりまして、契約額につきましては2,991万100円となっておりますので、配分の額以内では契約をしておりますので、変更とかがなければそのままいけるのかなと思っております。万が一、変更等があった場合について、工事費についてをそのまま、工事費について一応予算を確保する関係上、今回の補正では歳出の減額をしていないというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）尾崎さんいいですか。（発言の声）

それでは、引き続き質問にいきたいと思います。ほかに質疑ございませんか。6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）教育関係の総合体育館の運営の金額で減額とありましたけれども、1年間やってこられて感触というのはどういう、金額的なのも、初めての体験で予算を組まれたと思っております。実際まだ、今回、令和4年度の予算は想定の前算だとは思っていますし、これぐらい人が入ってどうだろうかと、電気料金から何からされてこられたのかなと思っておりますけれども、何か感想というか想定というか、難しいでしょうけれども実際やってみてどうだったかというのをいただければ。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）中西議員の質問にお答えします。

感想ということですので、実質的な数字でのお答えではないのですが、電

気代に関しましては、通常想定していたものよりも少額になっております。

それと今回いろいろな減額補正をさせていただいている中では、様々な施設関係が、1年目貸し関係がございましたので、貸しの期間中は保守点検のほうをしなかったりと、あとそのほかでは運動公園の清掃手数料ということで、外のトイレ関係の清掃関係も当初予算組ませていただいておりましたが、つい先日、2月19日の日に芝生広場のほうの開放になりましたので、そこまでは、今年度ではトイレの清掃委託関係はもう発注しないというような形になっております。

そのほかの大きなものと、トレーニングルームの入札残、また、そういったもので今回減額にはなっております。ただ、1年運営をしてみまして、今、管理人が3名でございます。土日、また夜間、お一人で勤務されているような状況でございますので、そういったところで、また人の、スタッフの確保という部分で力を入れなくてはならないなというふうに感じているところでございます。

収入につきましては、村外の方もかなり多く利用されておりますので、今後、こちらのほうも積極的に増やして、土日の利用等も増やしていければ、もう少し収入増にもつながっていくんじゃないかというふうに感じております。以上です。

○議長（山下一義君）質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第18号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は16日10時より行います。

これをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 1時07分 散会

第 4 号 (3 月 1 6 日)

令和5年第1回西原村議会定例会会議録

令和5年3月16日、令和5年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年3月16日（木曜日） 議事日程第4号

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第19号 | 令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 2 | 議案第20号 | 令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 3 | 議案第21号 | 令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第 4 | 議案第22号 | 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について |
| 日程第 5 | 議案第23号 | 令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第24号 | 令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第25号 | 令和5年度西原村一般会計予算について |

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工係長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第19号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）おはようございます。

議案第19号についてご説明いたします。

議案第19号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,456万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税2,030万7,000円の増額補正、目2退職被保険者国民健康保険税2万円の減額補正でございます。調定額より収納見込額を算出しての補正であります。

7ページをお願いします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金1,392万9,000円の減額補正でございます。普通交付金1,586万円の減額補正でございます。保険給付費に対する補助であるため、医療給付費の減額に伴う県補助金の補正であります。特別交付金193万1,000円の増額補正でございます。補助金決定に伴う補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金288万4,000円の減額補正でございます。繰入金額の決定に伴う補正であります。

款8諸収入、項2雑入、目3雑入249万5,000円の増額補正でございます。令和3年度国民健康保険診療報酬等の精算に伴う補正であります。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費1,254万5,000円の減額補正であります。年度内支払見込額によります補正であります。

款 2 保険給付費、項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費335万5,000円の減額補正であります。年度内支払見込額によります補正であります。

款 2 保険給付費、項 2 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金249万5,000円の減額補正であります。年度内支払見込額によります補正であります。

あとは、予備費に2,550万3,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第19号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第20号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第20号についてご説明いたします。

議案第20号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,510万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,008万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6 ページの歳入予算をお願いします。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金581万1,000円の減額補正、款 3 国庫支出金、項 2 国庫補助金303万5,000円の減額補正でございます。補助金変更申請等に伴う交付額の決定による補正でございます。

款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金2,862万2,000円の減額補正。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金1,014万3,000円の減額補正でございます。これにつきましては、補助金変更申請等に伴う交付額の決定による補正でございます。

7 ページをお願いします。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金743万7,000円の減額補正でございます。これにつきましては、歳出見込額に村の負担割合を乗じて補正させていただいております。

次に、歳出の主なものを説明させていただきます。

8 ページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 介護サービス等諸費4,690万1,000円の減額補正、項 4 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者サービス等費262万9,000円の減額補正でございます。これにつきましては、年度内支払見込額を算出しての補正であります。

9 ページをお願いします。

款 3 地域支援事業費、項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費349万1,000円の減額補正でございます。こちらでも年度内支払見込額を算出しての補正であります。

款 3 地域支援事業費、項 2 一般介護予防事業費、目 1 一般介護予防事業費158万6,000円の減額補正でございます。年度内支払見込額を算出しての補正であります。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第20号、令和4年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第21号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第21号につきましてご説明いたします。

議案第21号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億432万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料250万2,000円の減額補正、目2 普通徴収保険料590万9,000円の減額補正であります。調定額より収納見込額を算出しての補正であります。

次に、歳出の主なものをご説明させていただきます。

7ページの歳出予算をお願いします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金429万8,000円の増額補正であります。

あとは、予備費を86万1,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

先ほど、歳入の中で、普通徴収保険料590万9,000円の減額補正と申しましたが、申し訳ありません、590万9,000円の増額補正であります。訂正いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第21号、令和4年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第22号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第22号につきましてご説明いたします。

議案第22号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ825万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,592万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをお願いします。

第2表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

1 水道事業費、1 営業費用、簡易水道配水管布設事業1,168万1,000円。これは、鳥子工業団地内配水管布設工事及び県道堂園小森線配水管布設工事となりますが、双方とも道路改良工事との関連であり、その進捗に合わせて、今回、繰越事業とするものでございます。

続いて、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いします。

歳入予算でございます。

款1 水道事業収益、項1 営業収益、目1 給水収益、節1 水道使用料422万3,000円の増額補正。現在の収入状況から年度末までの収入見込額を勘案し、増額するものです。

目 2 その他営業収益、節 2 工事申込金402万8,000円の増額補正。現在の水道加入金の収入実績に基づき、増額するものでございます。

8 ページをお願いします。

歳出予算でございます。

款 1 水道事業費、項 1 営業費用、目 1 業務費、節10需用費152万3,000円の増額補正。こちらは、水源地及び配水池の電気料金不足見込みに伴い、増額するものでございます。

節12委託料845万円の減額補正。各委託業務の進捗に伴う執行残の減額補正及び第 2 鳥子工業団地（仮称）区域までの配水管布設における測量設計業務委託料につきましては、新工業団地詳細設計の進捗に伴い、既設の簡易水道本管が新工業団地区域予定地に隣接し、予定していた県道山西大津線へ新規布設する必要がなくなったことにより、今回減額するものでございます。

節14工事請負費135万円の増額補正。既存鳥子工業団地における村道鳥子団地 4 号線の付け替え工事に伴っての配水管本管布設工事でございますが、今回、接合予定としている既設本管の一部が民有地内に布設されていたことが判明し、移設に伴って布設延長が増えたことにより、増額するものでございます。

項 2 営業外費用、目 3 積立金、節24積立金3,000万円の増額補正。こちらは、基金利子確定及び財政基金に積み立てるために増額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第22号、令和 4 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

日程第 5、議案第23号、令和 4 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工係長（堀田和也君）議案第23号についてご説明いたします。

議案第23号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ738万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,225万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

明許繰越費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

1事業費、1事業費、工業団地造成事業3億662万5,000円。これは、鳥子地区の新工業団地造成における関連事務費及び用地費、補償費となりますが、現在、申請の最終準備を行っております。開発行為申請の許認可までの進捗を考慮し、今回、繰越事業とするものでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款2県支出金、項1県補助金、目1商工費県補助金、節1商工費県補助金546万円の増額補正。これは、一般会計で発注した工業団地造成の測量設計業務委託のうち、地質調査業務分の2分の1が市町村工業団地整備促進補助金としての歳入が確定いたしましたので、その分を増額するものでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金1,284万5,000円の減額補正。これは、一般会計で発注した工業団地造成の測量設計業務委託料の額の確定による減額と、県補助金の額の確定に伴って、地質調査業務分に対する県補助金を今回特別会計へ充当することに伴い、一般会計発注分の測量設計業務委託料の一般財源分である繰入金を減額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款3諸支出金、項1繰出金、目1他会計繰出金、節27繰出金738万5,000円の減額補正。こちらは、一般会計で発注いたしました工業団地造成測量設計業務委託料の事業費が確定したことにより、その委託料の財源であります一般財源分の繰出金を減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

訂正をお願いいたします。

補正予算第1号の1ページになります。

第2条の上の繰越明許費、こちらのほう私が明許繰越費ということで読み上げましたので、訂正しておわびします。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

諸支出金で、もう738万5,000円減額されておりますが、その後の支出というのはもう必要ないということではよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

今回、738万5,000円の減額とさせていただきます。こちらのほうは、一般会計で発注しております委託費のほうは確定をさせておりますので、これ以上の支出はございません。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）前回、私が動議を出しました、二重計上ではなかろうかということで。そのときにおかしいと思ったのが、この補正の1個前、当初予算で、諸支出金のほうで1億2,300万円を、本来当初で繰出金という項目をしており、当初でこれが出てくること自体が私はおかしいと。今の時点で出てくるならば、この第1号で補正の。そこで疑義を思ったわけでございますが、これに関しては、どうして当初予算で繰出金の1億2,300万円をもう既に繰り出したのか。そして、一般会計、昨日立ちませんでした。なぜ立たなかったかというと、そこが関係するからでございます。一般会計から繰出金42億9,603万6,000円、この中には、測量設計委託繰出金が1億2,300万円含まれておる。これを1回特別会計に持って行って、そして、また同じ金額を一般会計に繰出金で返す。財務会計上おかしいんじゃないかなと思うんですが、そのあたりの説明をお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

この会計につきましては、本来であれば、最初から一般会計ではなくて、特別会計のほうでやらなければならない案件だと反省をしております。もう一回おさらいではないんですけれども、一番最初から話をちょっとさせてい

ただきたいと思います。

工業団地造成事業特別会計につきましては、まず、令和4年度一般会計当初予算において概略設計委託料として297万円を計上し、用地確保を目的とした調査検討を行い、その後、6月議会の一般会計補正予算（第1号）におきまして、地質調査及び詳細設計を実施するため、委託料として1億2,300万円を計上しており、当該業務につきましては、昨年7月に委託契約を締結しております。その後、9月議会の一般会計補正予算（第4号）におきまして、歳入予算へ概略設計や地質調査に対する県補助金731万8,000円、歳出予算へ開発許可等申請手数料など事務経費90万4,000円を計上したところでございます。9月以降におきましては、新工業団地関連予算の法的根拠等を精査してありましたところ、地方財政法及び同施行令において、当村が進める工業団地造成事業は、同法に規定される宅地造成事業に該当するかどうかを判断しました。その結果、他自治体の状況や熊本県からの見解を踏まえ、特別会計を設置し事業を進めるほうがいいのではないかとの判断となり、12月議会において、西原村工業団地造成事業特別会計条例の制定を上程し、議決をいただいたところでございます。

また、12月議会におきましては、西原村工業団地造成事業特別会計当初予算に委託料や用地費、立木補償費を新規計上し、9月の一般会計補正予算（第4号）で計上した未執行経費を特別会計に組み替え、計上させていただきました。また、6月の一般会計補正予算（第1号）で計上しました測量及び詳細設計委託料1億2,300万円につきましては、既に執行中であったため予算の組替えができず、令和4年度においては一般会計と特別会計に事業の経費が分散することとなり、当該造成事業の将来的な総事業費の精査や住民への報告が非常に複雑で分かりにくいものとなることが想定されます。そこで、執行中の委託料予算額と同額を特別会計に繰り出し、さらに、本来、特別会計にて測量や詳細設計委託を行う必要がございましたが、既に執行中の一般会計において、その事業、例えば委託が、今は一般会計上で発注していますので、その発注の工事の精算ができたところ、補助金の額が確定したところで同額を繰り越すという方法を取っております。

今のおりなんですけれども、方法として大きく2つあると思うんですけれども、一般会計で、例えば1,000万円発注をしていました、まだ工事が終わっていません、これを工事が終わっていない中で一般会計に予算化して組み替えるのか、または、この工事が完了して精算の見込みがついた時点でこっちに持ってくるのかという方法なんですけれども、西原村の今回の場合は、この事業が取りあえず終わってしまっていて、特別会計のほうに予算を移そうという方法を取っています。もちろんどちらも法的な間違いではないというふうに認識をしております。

最初のほうは、1つ目の方法として、1,000万円発注をしていたところで、

特別会計に事業が終わっていない中で持っていった場合は、一般会計と特別会計に二重計上しないと難しい。例えば、一般会計で減額するとなりますと、契約している金額が一旦払えなくなります。特別会計のときに、仮に否決された場合は、もう契約している金額の予算がなくなります。今回考えたのが、もう動いている事業は取りあえずもう一旦終わらせましょう、一般会計で代行として終わらせましょう。そして、終わってしまつて補助金と精算額が確定した後に特別会計のほうに移しましょうということで、各課、非常に分かりづらかったんですけども、何日か役場の頭がいい職員総動員で考えた結果、こういう方法を取らせていただきました。

本当振り返ってみますと、6月補正の最初のときに、新規に特別会計を設けた上で予算を計上すべきであったと思います。もうこれは本当に住民の皆さん、議員の皆さんに分かりづらくなっておりまして、もう本当反省すべきであると思います。申し訳ございません。この件に関しましては、見方によれば、今回の手法は二重計上に見えるかもしれませんが、委託料を二重にしたわけではなく、あくまで同額を特別会計に繰り出して代行してもらっているという、一般会計に再度財源として繰り出したという、1周予算がぐりっと回る感じなんですけれども、今後の特別会計決算書においても、事業費の全体が分かると思ひまして、このような措置というか、方法を取らせていただきました。

以上でございます。

○議長（山下一義君）産業課長。

○村長（吉井 誠君）頭がいい職員と言いますけれども、事務に精通した職員ということで訂正お願いします。すみません。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）はい、そこを聞こうかと思ったんです。役場の職員は全て頭がいいはずなんですけれども、その中にもっと頭のいい職員がいたのかなど。

この特別会計というのは、村長も当初言われたとおり、これはもう円滑な運営とその経理を適正に図るために特別会計を設定します。その中でも、明確に分かりやすい予算にするがためであります。それが今回の、ずっと整理していくと、全く難しい、職員でも分からない、多分議員さん、分かりますか、多分分かられんと思う、分かっとなるの。

すごいですね。こういう方が頭のいい議員さんです。

それで、当初ずっと遡っていくと、令和4年3月の当初予算で、市町村工業用地で193万5,000円を計上されて国庫支出金で入っておりますが、その中で、歳出で委託料で297万円か、この存在が後半で出てきていないんですね。ですから、これがどうなるのか。自分は頭が悪いんで、全然分からないんですけれども、そのあたりの透明性。

それと、訳の正直言って私分からんとですけれども、こういうところの精査はもうされないんでしょうか。このまま決算書でこれでいって、また疑義が生じるようなことが、まだ予算だからいいです。決算では大丈夫なのか、そのあたりをいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）もしかしたら、この自分たちが取っている方法がもう一回正しいのかというのを調べさせていただければというふうに思います。もし議員さんたちにも相談させていただいて、間違っているところ等があれば、臨時議会等でも開かせていただいて、訂正をさせていただければというふうに思います。もう一回全庁的に精査します。そして、また議員さんからもご助言等あれば、それをいただいて参考にして、住民さんに分かりやすいような会計を訂正していきたいというふうに思っていますので、よろしければこのままいかせていただいて、また、訂正等が必要な場合は臨時議会等で、ご足労願うんですけれども、お願いできればということでお願います。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今回の第8号の補正の繰入金と繰出金の相殺の処理、これも何のためにされたのかちょっと私は疑義が残りますし、この処理を行っても第1号補正で計上された委託料は一般会計に残ったままの状態であり、円滑な運営とその経理の適正を図るとはちょっと言い難いのかなと思います。一般会計から特別会計へ旅費とか役務費を組み替えられたように、他の関連経費も組み替えて執行されるのが正しいのではないかと私は思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員の言われました方法も、私たちも検討いたしました。基本的に違いますのが、先ほど申しましたように、動いている事業に関しましては代行として一般会計で行う、まだ未執行とか決まっていない分については特会に移したりとか、新たに事業費を組ませていただいているような状況でございます。そこら辺も踏まえて、再度もう一回どの方法が最終的に住民さんに分かりやすいのかを検討して、必要であれば、臨時議会等で対応させていただければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）工業団地造成事業特別会計は、造成した土地が完成し、地方債の償還が完成するまで、これはもう廃止できません、ご存じですね。ということは、土地が売却できない期間は、公債費の財源は住民の税金

である一般会計でしなければならないと。ということで、やはり村長が言いましたとおり、私としては、ここは1回、反対させていただきます。また、いい方策、見やすい予算の組替えができてやり方ができたところで私は賛成したいと思いますので、今回はこの案に対しては反対という討論をさせていただきます。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第23号、令和4年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時56分）

（午前11時08分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議案第24号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

（企画商工係長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工係長（堀田和也君）議案第24号についてご説明いたします。

議案第24号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費。

第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

2ページをお願いします。

第1表、繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順で読み上げます。

1事業費、1事業費、宅地用地造成事業848万2,000円。これは、河原地区の住宅用地造成事業において、現在発注中の工事の進捗等を考慮し、今回、

繰越事業とするものでございます。

なお、予算総額につきましては、額の変更はございません。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今発注中の工事の内容ということですが、発注の工事の内容を教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）堀田議員の質問にお答えさせていただきます。

発注の工事ということで、場所のほうは河原団地の南側のほうの場所になります。工事につきましては、宅地部分の造成ということで、道路高まで盛土をして造成をします。それに伴いまして、村道の側溝の敷設、あと水道の配管の整備を行って、工事を進めております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ただいま今年度分に繰り越されるということであり、ますけれども、新年度予算のほうにもちょっとこの予算が入っております。

これは多分分筆の作業だろうと思っておりますけれども、販売提供はいつぐらいから始まるのかをちょっと教えていただければと思います。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）高本議員のご質問についてご説明申し上げます。

工事につきましては6月ぐらいを予定して、竣工につきましては6月末を予定しております。その後、事業費等を精査して、河原地区の活性化委員会等でいろいろ審議をしていただいて、用地の販売価格のほうを決定、検討いたしまして、その後からの販売を予定しております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第24号、令和4年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1

号) について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前11時14分)

(午前11時15分)

○議長(山下一義君) それでは、会議を再開します。

日程第7、議案第25号、令和5年度西原村一般会計予算についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第25号についてご説明いたします。

議案第25号、令和5年度西原村一般会計予算。

紙ベースでの1ページをお願いいたします。

令和5年度西原村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53億6,338万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

7ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順で読み上げます。

西原村定住促進事業補助金（令和5年度分）、令和5年度から令和7年度まで、400万円。

議会タブレット端末通信料、令和5年度から令和7年度まで、198万6,000円。

山西小学校校務支援システム使用料、令和5年度から令和9年度まで、258万5,000円。

河原小学校校務支援システム使用料、令和5年度から令和9年度まで、258万5,000円。

西原中学校校務支援システム使用料、令和5年度から令和9年度まで、258万5,000円。

地籍調査事務支援・成果管理システムリース料、令和5年度から令和9年度まで、878万円。

建設課土木CADシステムリース料（令和5年度導入分）、令和5年度から令和9年度まで、249万5,000円。

学童クラブ自動体外式除細動器（AED）レンタル料（2台）、令和5年度から令和9年度まで、63万5,000円。

税務課コピー機リース料、令和5年度から令和9年度まで、110万5,000円。

電算室入退室管理システムリプレースリース料、令和5年度から令和10年度まで、683万1,000円。

続きまして、8ページをお願いいたします。

第3表、地方債でございます。

記載の目的、1、臨時財政対策債、2、公共事業等債（特定地区公園事業）、3、公共事業等債（防災重点ため池緊急整備事業負担金）、4、公共事業等債（道路新設改良事業）、5、緊急防災・減災事業債（小型動力ポンプ付積載車等購入事業）、6、緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業）、7、緊急浚渫推進事業債（河川緊急浚渫推進事業）、8、学校教育施設等整備事業債（学校施設トイレ洋式化改修事業）、9、辺地対策事業債（特定地区公園事業）、10、辺地対策事業債（小型動力ポンプ付積載車等購入事業）、11、辺地対策事業債（観光施設等改修事業）、12、辺地対策事業債（道路橋梁改良事業）。

限度額、2,400万円、8,890万円、240万円、550万円、3,020万円、300万円、320万円、1,120万円、1,610万円、1,630万円、1,560万円、6,900万円、以上12件で2億8,540万円でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

まず、歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款1村税、項1村民税、目1個人2億6,605万4,000円、目2法人7,149万4,000円、村民税合計で3億3,754万8,000円となっております。

款同じく項2固定資産税、目1固定資産税5億2,639万4,000円でございます。

14ページをお願いいたします。

中段の款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税20億3,000万円、前年度比較1億円の減でございます。普通交付税が19億2,000万円及び特別交付税が1億1,000万円でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

中段の款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金2億5,213万6,000円。障害者福祉費国庫負担金及び児童手当国庫負担金等でございます。

17ページをお願いいたします。

下の段の款同じく項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金2,786万8,000円、前年度比較1,853万9,000円の増でございます。詳細は、次ページの18ページに記載がございますが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金等でございます。

款項同じく目4土木費国庫補助金1億6,352万4,000円、前年度比較3億7,028万円の減でございます。社会資本整備総合交付金等でございます。

19ページをお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金1億4,051万9,000円。保険基盤安定県負担金及び障害者福祉費県負担金等でございます。

20ページをお願いいたします。

款同じく項2県補助金、目3農林水産業費県補助金8,153万5,000円、前年度比較1,047万7,000円の増でございます。農業費県補助金等でございます。

21ページをお願いいたします。

下のほうの段の款項同じく目5総務費県補助金1,522万1,000円、前年度比較3,419万5,000円の減でございます。熊本地震復興基金交付金等でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄附金4億1,000円でございます。

25ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金4億1,685万1,000円、前年度比較2億2,092万4,000円の増となっております。

財政調整基金繰入金等でございます。

28ページをお願いいたします。

款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債2,400万円でございます。目2公共事業等債9,680万円でございます。目3一般単独事業債3,640万円でございます。目4教育福祉施設等整備事業債1,120万円でございます。目8辺地対策事業債1億1,700万円でございます。村債の合計2億8,540万円で、前年度比較4億1,010万円の減となっております。

次に、歳出でございます。

29ページをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費6,801万4,000円でございます。

30ページをお願いいたします。

下の段の款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2億3,828万円でございます。

33ページをお願いいたします。

下の欄の款項同じく目2財産管理費4,559万2,000円で、前年度比較1億608万8,000円の減でございます。庁舎空調設備改修工事等の減でございます。

37ページをお願いいたします。

款項同じく目8企画費3億807万3,000円でございます。

39ページをお願いいたします。

款項同じく電子計算費8,317万3,000円でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

款項同じく目14防災公園等整備事業費2億8,283万3,000円で、前年度比較3億4,235万円の減でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1億1,750万円でございます。

53ページをお願いいたします。

款項同じく目4障害者福祉費2億4,298万2,000円でございます。

続きまして、56ページをお願いいたします。

款項同じく目7介護保険推進費1億1,572万円でございます。

同じく目8後期高齢者医療費1億2,861万9,000円でございます。

57ページをお願いいたします。

款同じく項2児童福祉費、目1児童福祉総務費1億5,931万円でございます。次の目2児童措置費3億2,874万4,000円でございます。

63ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費1億559万3,000円でございます。

引き続きまして、66ページをお願いいたします。

款項同じく目3環境衛生費1億3,629万9,000円でございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目3工業団地造成事業費1億9,389万9,000円でございます。

86ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、目1非常備消防費1億6,210万3,000円でございます。

続きまして、113ページをお願いいたします。

款11公債費、項1公債費、目1元金11億9,497万1,000円、前年度比較4,789万7,000円の増となっております。

あとは、予備費に546万7,000円を計上しております。

歳入歳出予算の主なものについては以上でございます。

114ページから給与費の明細書でございます。

それと、123ページからは債務負担行為に係る調書となっております。

それと、132ページ、最終ページでございますが、こちらにつきましては地方債に係る調書でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

まず、歳入についての質疑を受け、その後、歳出とし、最後に再度、歳入歳出の質疑といたします。

歳入について、質疑ございませんか。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）歳入について質疑がございませんので、続いて、歳出にいたします。

歳出の質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページは42ページ、委託料の中で防犯灯管理業務委託料が80万9,000円になっております。昨年度79万5,000円と、今年また1万4,000円上がっております。昔は蛍光灯だったので、かなりしょっちゅう切れていることが多ございましたけれども、最近はほとんどもうLEDになっております。だから、あまり切れるということは少ないかと思いますが、もうこれ1万4,000円上がっているというのは、恐らく防犯灯の数が多くなったからだと思います。恐らく今、夜、点検パトロールされると思うけれども、もうLEDの場合には、月に1回か2回でいいんじゃないかと思いますが、もうそろそろ頭打ちにしてもいいんじゃないかと思いますが、この委託料に関して。また恐らく来年もこ

の委託料が何万円か上がるんじゃないかと思います。恐らく防犯灯を増設すれば、これに関して点検パトロールのほうは、これはシルバーか何かに委託したらどうでしょうか。そして、切れているところをその業者に取り替えてもらうというふうなことを、もうそろそろ80万円なら80万円で頭打ちにして、それから来年もどれだけ増えるか分かりませんが……（録音不良）…

すみません、この委託業者をもう先ほど言いましたように、やっぱりシルバーか何かに委託して、財政改革の一環として、そのようなことはできないでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいま、上野議員の質問にお答えいたします。

村内の防犯灯の保守点検業務の委託につきましても、今言われましたとおり、一応うちのほうの積算上は、建築保全事業業務の積算要領というのがございまして、そちらのほうで労務単価等も出して積算のほうをさせていただいております。一応、現地点検につきましてもは月2回、球の切れた場合とかの取替えにつきましてもは随時行っていただくということでお願いをしておると。防犯灯のほうも、今、村が管理している分が550余り、今、管理をしておるような状況でございます。昨年度の議会のごときにございまして、地区を2つに分けたらどうかということでございましたので、今年度、地区を2つに分けて、一応入札のほうも行わせていただいております。それで、業者さんとしてはもう一業者さんが取られているというような状況ではございます。そんな中、今、上野議員が言われましたように、見回りとかそういった部分、これは今までこのやり方でやってきておりますので、その部分がシルバーさんあたりで対応できるのか、その辺はちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）今年から2社の業者さんでやっておられるということをお聞きしまして、今年からやっているならば、もう1社ではちょっとあまりにもよすぎるかなということで、私も昨年提案いたしましたけれども、2社で分けてやっておられるということなら、結構でございます。

この作業日誌なんかはチェックしておられるんですか。月にどのくらい点検されておるのか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）すみません、数につきましても、今、手元にちょっと数字等がございませんので、お答え控えさせて、後で調べてからお答えしたいと思います。よろしいですか。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）結構です、後でお知らせいただければ。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに歳出について質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

ページは111ページです。

総合体育館施設清掃業務委託料ですが、年に何回だとか月に何回だとかどういったところをするだとかという、契約の内容のほうをお知らせください。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

清掃業務のほうは月1回になっております。内容につきましては、アリーナのワックスがけ、トイレの清掃、それと館内ランニングコースの清掃、そして、フロア、ロビー等の清掃、それと、各更衣室の清掃等になっております。

○議長（山下一義君）以上ですか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）外側とかの窓とかの清掃は含まれないんですか。外側から拭く窓とか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）前年度については実施をしておりません。今後、ロビー入り口等につきましては、かなり広うございますので、実施をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

7 番議員、西口君。

○7 番議員（西口義充君）55ページをお願いします、歳出。

民生費、社会福祉費の中で、社会参加促進事業費（自動車改造費助成等）20万円って書いてありますけれども、自動車改造ってどこまでの改造なのか。車購入のときも、障害者の方にはいろんな補助があると思いますけれども、改造費ってどんなのか、ちょっと中身教えてください。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）今のご質問にお答えいたします。

今回は自動車改造費ということで、20万円計上をさせていただいております。こちらにつきましては、令和3年において1件ございましたけれども、改造の内容ということですので、どこまでの改造が対象かというのは、今ちょっと手元に資料がございませんので、確認をさせていただいて、後でお答えさせていただければと思います。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）それでは、歳入歳出含めて、質疑ございませんか。

5 番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは40ページになります。

コンビニ交付システム導入業務委託料とありますけれども、これはどういった内容で、どういった金額を払われるのかをお願いします。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

コンビニ交付システム導入委託料ということで、こちらのほうで予算のほうを計上させていただいております。令和4年度から関係各課ということで、税務課と住民福祉課と導入に向けて協議を行っております。その中で、コンビニでの各種証明書の発行ということで、令和6年度からの導入を目指して進めていければと思っております。基本的には、マイナンバーの所有者のみの発行を予定しております。対象の帳票については、住民票、印鑑証明書、住民票記載事項証明書、課税証明書、所得証明書を予定いたしております。こちらのシステム等の開発委託料ということで、今回計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今まで、自分たちもこういうのを使ったことがないので、内容的なものがよく分かりませんが、これは村内のATMですか。村内で使えるものですか。それとも、村外でも出されるようになるのでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）お答えします。

現在のところ、村内のコンビニでの発行業務を予定しております。将来にわたって、村外のコンビニですとか、県外の方でもマイナンバーカードを所持しておられる方につきまして発行ができるように検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。とても便利にだんだん増えてきたというふうに思っております。

続きまして、ページは37ページになります。

地域おこし協力隊の報酬、8名が2,000万円ほど上がっております。地域おこし協力隊、どういったところの配置になるのか。また、募集がこれは当初予算ということで、今からというふうにはなるかと思っておりますけれども、どういうふうな感じになっておりますでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたしたいと思いま

す。

地域おこし協力隊ということで、現在、令和4年度では6名を予定しておりましたが、現在5名ということで採用させていただいて、観光協会のほうに5名、西原の観光のために頑張っておられます。来年につきましては、当初予算につきまして8名で要求をさせていただいております。その中で、観光協会の増員というところで予定しております。あわせて、ふるさと納税及び移住・定住事業、そちらのほうにも配置して力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

ということは、ふるさと納税ですか、そちらに2名おられるということですか。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）1名でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）これから募集をされるということですが、例えば、地域おこし協力隊というのは1年1年の最長3年ということで、本来であれば、4月1日から来年3月31日で1年で1期ということになりますけれども、こういった当初予算で上げられるということは、これが今から募集、そこからになると、そこ数か月はかかって、例えば、採用が早くても6月ぐらいになりますかね。ずっとその数か月間は、隊員としては短いんですけども、来年の3月31日で1年というふうに見られますので、できれば募集は早めにされて、4月1日からされる。役場職員と同じような募集の仕方の時期がいいのではないかとこのように思っております。

また、もう一つは、今回こうやって地域おこし協力隊が入られるようになるんですけども、そもそも役場職員の人数が、自分が思っているのは、本当に足りていないようになるのではないかとこのように思います。特に今お答えいただきました企画商工課です。こちらのほうは、今現在、体育館のほうもあと1年近くだと思っておりますけれどもありますし、また、ふるさと納税もでございます。また、今からはTSMC関係の工場誘致、工場の整備、そういったものがございまして、全体的に考えると、また水道課、また課長、その辺も増えてくると思っております。そうなった場合に、今の体制で本当にできるのかというのを心配しております。できればちゃんとした人数を把握していただきたいと思っておりますけれども、村長はどういうお考えでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えします。

まず、1点目なんですけれども、地域おこし協力隊なんですけれども、今

回は4月から採用しようかというふうに考えております。前回、予算を上げさせていただいておりました、合格した人が大学生ということで、在学中も最初は来れるという話だったんですけども、きちんと大学を卒業して4月から採用しましょうということで話ができておりますので、今回は4月からの採用になります。以降もできれば、坂本議員が申されましたとおり、4月から雇用ができるようにやりたいとは思っております。ただ、予算で承認していただかないとできませんので、そこら辺は議員の皆さんと相談しながらやっていきたいというふうに思っております。

次に、定員ということなんですけれども、もうそろそろ異動とかを考えないといけない時期でございまして、私も総務課長と副村長と一緒に人事のことを考えて、ほとんど全ての課長さんから要望を聞いております。基本的に、みんな足りないような状況でございまして、先ほど申されましたとおり、今回に限っては水道課が設置されますので、そこでまた課長、係長等増える予定でございまして、これも慎重にやらないと、毎年の経費が上がってくるということで、今年度、令和5年度に限っては、任期付きの職員とかそういうのを取りあえず募集して、中長期の計画を立てて、また議員さんにご提示して相談しながら、今後増やしていくのか、また定数以内でどうやっていくのかを検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0時03分）

（午後 0時03分）

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）34ページです。

財産管理費で、西原村役場庁舎改修工事調査設計委託料1,655万4,000円ですか、西原村の建物も結構年数がたっておりますし、いろんな改修等がだんだん必要になってくるのではないかと考えております。建物を長寿命化に向かっているいろんなことを考えていかなくはいけませんけれども、今、村で長寿命化に対するの管理体制はどうなっているのか、ちょっと質問いたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）西口議員のご質問にお答えいたします。

村内の建物関係なんですけれども、一応、私からの就任した以降のお願いとして、全て長寿命化の調査を1回してもらえないかということで各課に振っております。やはり計画性を持って、どこが何年もつのかとか、早めにしておけば、長くもつとかいうのがございますので、全ての建物に対して、今回、保育園とかあと幾つか挙げていたと思うんですけども、長寿命化の。

それを基に、今後また計画を立てて議員の皆さんにご提示して、5年、10年
なりの補修計画だったり、改修計画を立てていきたいというふうに思ってお
りまして、基本的に最近の補助関係は長寿命化の調査をしていないと何も下
りないということでございます。橋梁とか道路とかと一緒に、そういう面も
含めまして、早めにいろんな事業、コロナの事業とか緊急対策の事業とか当
てはまるものもあるかと思っておりますので、なるべく早期に様々な施設の長寿命
化対策を立てて、議員の皆さん方にご提示して進めていくなればというふう
に思っております。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）いろんな補助事業もあるようでございますので、早
めに管理していけば、建物は結構もてますので、村の財政もいろんな災害が
あって大変だと思いますけれども、いろんな事業を活用しながら前に進めてい
ただくなら、大変うれしく思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

ページは81ページになりますけれども、ここにお池さんの周辺の管理とか
整備とか委託料を出しておられますけれども、本堂の雨どい、そういうところ
に杉の枝とかそういうのがかなりつかえていると思うんですよ。それと、
赤い鳥居があるんですよね、あれの足元、あそこが腐食しとるとですよ。それ
と、ほかのところにもさびが出て塗装が剥けている状況にあります。あそこ
は、今、水がありませんけれども、将来、希望はしているんですけれども、
あそこにたまるようになればいいと。今でも他県からも来られている人おら
れるんですよ。やはりそういうところもきちんとしておかないといけないん
じゃないかなと思うんですが、点検とかそういうのはどういうふうにされて
いますか。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）桂議員のご質問にお答えいたします。

揺ヶ池の公園の建物の件ということでご理解をさせていただいています。
あそこの公園につきましては、清掃管理ということで委託料を組ませていた
だきまして、清掃のほうさせていただいておるところでございます。建物等
の管理につきましては、なかなか政教分離等の話もありますので、村のほう
では直接できない部分もあるかと思っておりますけれども、点検のほうは常にこち
らのほうでして、外観等の目視による調査等は行っておるところございま
す。桂議員の指摘があったところにつきましては、まだこちらは確認不足で
ございますので、1回現場のほうを見させていただいて確認させていただい
ければと思います。

以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）以前は、あそこの水上さんですか、あそこからよく掃除とか管理とかされておったと思うとですよ。ところが、お母さんが最近体調不良でできないようになってきているみたいなんです。あそこをやっぱり他県から来られる人も、先ほど言いましたようにおられるので、きちんと清掃とか、そういうのもやっておかないと、何か見苦しい感じがするんですよ。私も水上さんのところにちょっとお母さんを見に行ったりなんかするものですから、あそこに寄るんですが、やはり何か清掃とか、要するにそういう安全性なものについては確認はしておかないと、何があるか分からないということで、いつもそう思っていたので、今回ちょっと質問させてもらいましたけれども、きちんとした検査をしておいていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）揺ヶ池、ちょうど4月にいつもの例大祭がございます。そこで地元の人とか関係される方が集まられます。そこで相談をして、よりよい方向でやっていきたいというふうに思っております。

また、清掃管理、トイレとかにつきましては、今既にシルバーのほうに恐らく頼んでいる状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）ページは90ページ、小中学校防犯カメラ機器メンテナンス手数料。危機管理に対してちょっとお伺いします。

先ほどテレビを見ておまして、今回、文科省のほうから学校の安全対策、防犯カメラ整備補助率引上げというようなことが報道ありましたけれども、これは埼玉県で起きました戸田市の中学校で教諭が侵入によって高校生に切りつけられた事件なんですけれども、これで安全対策強化が行われるというようなことで、今後、防犯カメラ、校門の施錠はオートロックにして、警察への直接の通報装置を各学校へ整備できるように来年度から支援をするというようなことで、今後、各教育委員会に通知がされると思いますけれども、今カメラというと、学校関係で何台ぐらいすわっとつとつとでしょうか。そして、管理はどなたがされているのかなと思って、ちょっとお伺いします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）西口議員のご質問にお答えいたします。

今、学校に、校門のところが見える形で各1つずつは防犯カメラがついております。これは学校のほうで映像を見られるような管理状態になっております。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）たまにカメラを目にしないときもあると思いますけ

れども、忙しくて。何かそのときの対応として、人が入ったときに、何か音が出るようになってるんですか、なっていないんですか。うちのカメラは、人が来たときはびって誰か来たよというような合図をするようになっておりますけれども、学校のほうではどうですか。なかなかずっとカメラを見ているわけにいかないのです。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

ご心配をおかけしておりますが、現在、学校の入り口等に置いてあるカメラは、常時、職員室から監視をしているというような状況ではございません。何かあったときにというふうなことで、もともと設置しておりました。設置費用等がかさみましたので、そういうふうな状況になっておりますが、今回、今ご案内の国からの政策で、学校の安全・安心を確保するための方策が示されたばかりでございますので、この補助率等がまた決まってくると思いますし、オートロックをどのようにしていくのかとか相談もまたあると思いますので、改めて、相談申し上げた上でやっていきたいと思っております。現在までのところ、カメラを十分に活用して外部からの侵入を防ぐというようなことはできておりません。

以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）学校もいろんな人が出入りされると思っておりますけれども、ちょっと音が出るだけでは、あっ、誰か来たというふうな、誰かが見るんじゃないかなと思っておりますけれども、見られる方は嫌いがあると思っておりますけれども、やはり自分を守るためには、いろんな人が今いますので、うちの知らない人がやはりたまに入ってきますので、画像を見ますけれども、この人なんだろうかという人もいます。やはり音がすると、子どもたちもですけれども、私たちもすぐぱっとカメラを見るようにしておりますので、大分違うと思っておりますけれども、学校はそこで十分管理されておられれば、問題ないと思っております。質問を終わります、これで。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ご心配ありがとうございます。

以前、私は大阪の池田小学校のほうに行ってまいりましたが、どういうふうな状況かといいますと、周りを全て約5m以上ありますか、全部網のフェンスで囲っております。そして、入るときにはインターホン、誰でも入れないんです。インターホンで確認をして入るというような方法になっております。果たしてそれが私たちが求める方法かどうかというのは分かりませんが、そんなふうな状況になった場合には、改めて相談をせないかなというふうに思ってたところでございますが、残念ながら、そういうふうな状況に少しずつなりつつあるのではないかと危惧をしておりますので、

また相談をさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）やはり学校も危機管理マニュアルというのは作っておられると思いますけれども、西原村の防災、いろんな面で見直しは何年かに1回やっておりますけれども、学校でもそういう見直しはしながら、いろんな改革をやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第25号、令和5年度西原村一般会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しましたけれども、先ほど質問が総務課長にありまして、後で回答を述べるということでしたけれども、あしたでよろしいでしょうか。

それでは、本日はこれをもって解散したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は17日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさんでした。

午後 0時20分 散 会

第 5 号 (3 月 1 7 日)

令和5年第1回西原村議会定例会会議録

令和5年3月17日、令和5年第1回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和5年3月17日（金曜日） 議事日程第5号

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第 1 | 議案第26号 | 令和5年度西原村国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 2 | 議案第27号 | 令和5年度西原村介護保険特別会計予算について |
| 日程第 3 | 議案第28号 | 令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 4 | 議案第29号 | 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について |
| 日程第 5 | 議案第30号 | 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について |
| 日程第 6 | 議案第31号 | 令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について |
| 日程第 7 | 議案第32号 | 令和5年度西原村工業用水道事業会計予算について |
| 日程第 8 | 議案第33号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第34号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第10 | 議案第35号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 日程第11 | 発議第 1号 | 西原村議会の個人情報保護に関する条例の制定について |

- 日程第 1 2 発議第 2 号 西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 1 3 発議第 3 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣
について
- 日程第 1 4 組合議会の報告等について
- 日程第 1 5 委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 追加日程第 1 第 2 鳥子工業団地造成に対する住民投票について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	吉井誠君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工係長	堀田和也君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に、昨日の発言の追加及び訂正がありますので、訂正を許可します。

村長、総務課長、住民課長の順にお願いします。

○村長（吉井 誠君）おはようございます。

昨日、住民票等のコンビニ交付をできる範囲はというご質問で、私が村内というふうに最初は申ししていました。今回は全国全てのコンビニから取得できます。マイナンバーカードを持っていることが必要なんですけれども、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○総務課長（林田浩之君）総務課のほうから、昨日、上野議員のほうからご質問がございました村内の防犯灯管理業務についてご説明いたします。

どのくらいの点検をやっているのかということで、月の日数にしましては、月には2日、夜、回っていただくということになっております。

それと、電球の取替えの実績でございますが、これは、すみません、直近でいきますと令和3年度分になります。トータルで取替えたのが115個の電気のほやを取替えをしております。一応、以上になります。

○議長（山下一義君）次に、住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）昨日の令和5年度西原村一般会計予算の中の歳出の中で、西口議員のほうから、民生費の中での社会参加促進事業費、自動車改造費等の助成の状況について、どこまでの改造ができるのかというご質問につきまして、まず対象となる方につきましては、身体障害者手帳の交付を受けている方で、障害区分または障害等級等の要件はございますけれども、障害者の方自らが所有し運転する自動車の改造ということで、運転するために必要な改造ということで社会参加の促進につながることを目的としております。対象となる方の障害の状態に応じた改造となると思われれます。

主な例で申し上げますと、ハンドルにちょっと取っ手、棒がついて回すやつとか、あとはブレーキ、アクセル、あと移乗装置、車椅子の方とかが車に乗り移ったりされる場合などの改造がございます。という形での改造が対象になるという形でございます。

また、昨日、私のほうが実績として令和3年度に1件ありましたというふうに申し上げましたけれども、令和元年度1件の誤りでございました。申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（山下一義君）本日の会議は、お手元に配付の議事日程第5号のとおり

行います。

日程第1、議案第26号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君)おはようございます。

議案第26号についてご説明いたします。

議案第26号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和5年度西原村国民健康保険特別会計予算。

令和5年度西原村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,793万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容につきましてご説明いたします。

7ページの歳入予算をお願いします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税1億7,831万4,000円。現年度分につきましては、1月末の調定を基準に収納率を考慮して算出しております。また、退職被保険者国民健康保険税につきましては、令和元年度において被保険者が0となりましたので、廃目としております。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金6億6,364万6,000円でございます。この交付金につきましては、出産育児一時金、葬祭費、審査支払手数料を除く保険給付費を全額負担する普通交付金と保険者努力支援分、特別調整交付金分、都道府県繰入金、特定健康診査等負担金の項目があ

る特別交付金に分かれております。

8ページをお願いします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金5,492万円でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金などの法定内の繰入れを一般会計からお願いしております。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,000万円でございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

11ページをお願いします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費5億5,700万円。これにつきましては、令和4年度給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し予算計上させていただいております。

12ページをお願いします。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費8,300万円。高額療養費につきましても、令和4年度給付見込額を参考とし、医療費の自然増等を考慮し予算計上させていただいております。

13ページをお願いします。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分1億9,210万8,000円でございます。医療給付費分の事業費納付金とは、県が市町村に交付する保険給付費等交付金の費用に充てるため、県に納める納付金で、その財源は主に保険税となっております。県全体での必要な保険給付費の総額から、市町村ごとの医療費水準や所得水準等を考慮し、熊本県が決定する金額となります。

款3国民健康保険事業費納付金、項2後期高齢者支援金等分5,404万7,000円でございます。こちらも県が社会保険診療報酬支払基金に支払う後期高齢者支援金の費用に充てるため、県に納める納付金となります。

款3国民健康保険事業費納付金、項3介護納付金分1,761万3,000円でございます。こちらも県が社会保険診療報酬支払基金に支払う介護納付金の費用に充てるため、県に納める納付金となっております。

14ページをお願いします。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費651万9,000円でございます。主なものとしましては、12委託料に537万3,000円、特定健康診査等事業に対する委託料を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第26号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第27号、令和5年度西原村介護保険特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第27号につきましてご説明いたします。

議案第27号、令和5年度西原村介護保険特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和5年度西原村介護保険特別会計予算。

令和5年度西原村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,447万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主な内容について説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料1億7,193万8,000円でございます。1月末時点の被保険者数を考慮して算出しております。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金1億1,811万5,000円でございます。これにつきましては、令和4年度の給付見込額を支

出予算の介護サービス諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費を合計した額に国庫負担割合を乗じて計上しております。

同じく国庫支出金で、項2国庫補助金4,896万6,000円でございます。これにつきましては、令和5年度の給付見込額に国庫補助割合を乗じて計上させていただきます。

すみません。先ほど介護給付費等負担金のところで、令和4年度の給付見込額というふうに申しましたけれども、令和5年度の給付見込額ですので、訂正いたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金1億7,851万4,000円でございます。これにつきましては、第2号被保険者である40歳から64歳までの被保険者の保険料を原資としており、令和5年度の給付見込額に第2号被保険者の負担割合を乗じて計上しております。

7ページをお願いします。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金9,676万2,000円でございます。これにつきましても、国庫支出金と同様で、県費の負担割合を乗じて計上しております。

款6繰入金、項1一般会計繰入金1億1,559万6,000円でございます。これにつきましても、令和5年度の給付見込額に村の負担割合を乗じて金額を一般会計から繰入れさせていただきます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容につきましてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1介護サービス等諸費6億3,408万3,000円を計上させていただきます。令和4年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただきます。

款2保険給付費、項3高額介護サービス等費、目1高額介護サービス等費1,436万4,000円でございます。これにつきましては、利用者の自己負担額を超え支払った利用料につきまして、その超えた部分を利用者へ支払うものがございます。これにつきましても、令和4年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただきます。

款2保険給付費、項4特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者サービス等費2,509万2,000円でございます。これにつきましては、低所得者が施設等へ入所されたときの食事、居住費の一部を負担するものがございます。こちらについても、令和4年度の給付見込額を参考とし、利用者数等を考慮し予算計上させていただきます。

12ページをお願いします。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費、目2介護予防ケアマネジメント事業費、

1,861万9,000円と330万円でございます。これにつきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に伴うサービス事業者への委託料及び要支援者・事業対象者の訪問型サービス及び通所型サービスの事業費とケアマネジメント作成委託料として令和5年度の見込額にて計上させていただいております。

款3地域支援事業費、項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費594万円。これにつきましては、地域介護予防活動支援事業委託料等を計上させていただいております。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目4生活支援体制整備事業費393万5,000円でございます。主な内容につきましては、高齢者の介護予防に係るサービス提供体制の検討及び高齢者の地域での支え合い体制づくりを推進していくために、社協に委託し、生活支援コーディネーター等の設置及び運営費等として計上させていただいております。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業費、目5認知症総合支援事業費577万9,000円でございます。主な内容につきましては、高齢化の進展に伴い認知症の方が増加することが予想されることから、認知症地域支援推進員等設置促進事業委託料400万9,000円、社協に委託及び認知症初期集中支援事業委託料177万円、益城病院に委託し、関係機関と連携した体制をつくる費用として計上させていただいております。

款3地域支援事業費、項4地域包括支援センター管理費、目1一般管理費1,243万5,000円でございます。主な内容につきましては、委託料で地域包括支援センター運營業務料として1,153万7,000円を計上させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、令和5年度西原村介護保険特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第28号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君)議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1枚めくっていただきまして、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,507万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳入歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料4,452万1,000円。目2普通徴収保険料2,968万1,000円でございます。後期高齢者医療の保険料につきましては、熊本県後期高齢者医療広域連合の算出した額に、特別徴収分の保険料につきましては60%、普通徴収分につきましては40%の割合で計上させていただいております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金715万5,000円でございます。これは、広域連合等で算出した額を一般会計から繰入れをお願いしております。

目2保険基盤安定繰入金2,503万4,000円でございます。これも広域連合のほうで算定しました金額で、低所得者に属する被保険者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者について保険料を一定割合に減額し、負担を軽減する目的で一般会計から繰入れをいただいております。

次に、目3療養給付費繰入金9,637万円でございます。これは広域連合で算定算出した額で、医療費の総額相当の12分の1を一般会計より繰入れを行っております。

7ページをお願いします。

款5 諸収入、項3 受託事業収入、目1 後期高齢者医療広域連合受託事業収入、節2 一体的実施事業収入807万5,000円でございます。一体的実施事業費用を後期高齢者医療広域連合から受託事業収入として受け入れるものでございます。

歳入の主な内容につきましては以上でございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

款2 後期高齢者医療広域連合納付金、項1 後期高齢者医療広域連合納付金、目1 後期高齢者医療広域連合納付金2億190万7,000円でございます。主な内訳は、保険料徴収分負担金7,420万円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,503万4,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金9,637万1,000円となっております。

9ページをお願いします。

款3 保健事業費、項1 健康保持増進事業費、目3 一体的実施事業費807万5,000円でございます。団塊の世代が後期高齢者医療対象者となることを踏まえ、保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、医療保険制度の適切かつ効率的な運営を図ることを目的とし、介護予防事業へのコーディネートや企画調整、分析を行う保健師等を配置するとともに、高齢者に対する個別的支援や通いの場等への関与を行うための専門的職種職員による支援事業を実施することとしております。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○保健衛生課長（松下公夫君）すみません、1点訂正をお願いします。

○議長（山下一義君）訂正があるようですね。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）第1表で、「歳出予算の流用」と申し上げるところを「歳入歳出予算の流用」というふうに申しておりました。「歳出予算の流用」ですので、訂正をお願いいたします。

○議長（山下一義君）質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第29号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○建設課長(廣瀬 太君) 議案第29号につきましてご説明いたします。

議案第29号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1ページをお願いいたします。

令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算。

令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億387万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

起債の目的、公営企業会計適用債(公営企業会計法適用移行支援業務)。

限度額1,080万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出予算の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道使用料は、前年度の実績を踏まえ6,124万6,000円を計上しております。

目2 その他営業収益、節2 工事申込金は、新規加入分30件とし、1件当たりの加入金11万円を乗じた額330万円を想定し計上しております。

項2 営業外収益、目1 補助金、節1 他会計補助金として、一般会計より災害復旧事業債償還繰入金として1,636万9,000円を計上しております。

款2 繰越金は、前年度の歳出の予備費を繰越額と想定し600万円を計上しております。

8 ページをお願いいたします。

款5 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金、節1 基金繰入金600万円。簡易水道財政基金からの繰入れを計上しております。

款7 村債、項1 村債、目2 水道事業債、節1 簡易水道事業債1,080万円を計上しております。こちらは、昨年度に引き続き、公営企業会計法適用移行に伴う関係経費におきまして、今回全額借入れを行い、財源充当するものでございます。また、これにおいては、今後の各年度の元利償還金に対して55%を一般会計から繰入れを行うことによって、その100%が普通交付税措置されるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1 水道事業費、項1 営業費用、目1 業務費につきまして、主なものとしては、節1 報酬から節4 共済費までは担当職員と会計年度任用職員の人件費でございます。

節10 需用費では、消耗品費に次亜塩素酸ソーダ購入費等76万円。次の10ページ、光熱水費に水源地・配水池電気料1,164万5,000円、修繕費に水道施設修繕費225万円などがございます。

節11 役務費では、水質検査手数料に80万円等でございます。

節12 委託料は、シルバー人材センターへの水道メーター検針委託料139万3,000円、公営企業会計移行支援業務委託料1,089万円などを計上しています。こちらにつきましては、昨年度に債務負担行為設定をお願いしまして、令和6年度から地方公営企業法を適用することに伴い、令和5年度においての必要な移行事務支援の委託費を計上するものでございます。

節14 工事請負費には、村道役場堤下線道路改良工事に伴う配水管布設工事に597万8,000円。こちらについては、道路改良工事に併せて配水管新規布設をすることにより、複数の管路網を構築するものでございます。また、村道小森西原・社司原線配水管布設工事に2,077万6,000円を計上しております。こちらにつきましては、役場南側農免道路敷へ昭和51年に村民グラウンドまで整備された古い管でありまして、本管口径が25ミリと小さいため、今回100ミリに拡大して約830m布設替えすることにより、村内給水区域における秋田原水系のエリア拡大が可能となり、大峯宮山水系を含め将来に向けて安定的な水道の供給を図るものでございます。

11ページにおきまして、項2 営業外費用、目1 企業債償還金として3,112万円を計上しております。

目2 消費税相当額に315万4,000円。

項3 予備費に289万円を計上しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

ちょっとお尋ねですけれども、10ページの水道メーター委託料として上がっておりますが、これ、教えてもらえるんだったら、1戸当たり幾らぐらいのメーターの委託料を払ってもらっているのかということをお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

こちらのほうは、シルバー人材センターに委託をしております、1件当たり120円で行っているところでございます。以上です。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

1件当たり120円ということで聞きましたが、大体何件ぐらいですか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）今、契約件数が約1,800件ほどになっておりますので、その数になるかと思っております。以上でございます。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

今言われた数字で、シルバー人材センターの方が何人ぐらいで回っておられるのかというのをちょっとお尋ねします。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）基本的には1名で回っておられるというところでございます。以上です。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時50分)

(午前11時09分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第30号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

(企画商工係長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工係長(堀田和也君) 議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1 ページ目をお願いいたします。

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計予算。

令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,889万9,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4 ページ目をお願いいたします。

第2表、地方債でございます。

起債の目的、1. 地域開発事業債。限度額4億4,500万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

歳入からご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金1億9,389万9,000円を計上いたしております。

款7村債、項1村債、目1地域開発事業債、節1地域開発事業債4億4,500万円を計上しております。

次に、歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

款1事業費、項1事業費、目1工業団地造成事業につきまして、節8旅費につきましては、工業団地特別委員会費用弁償として1万1,000円を計上しております。

節11役務費につきましては、開発行為変更許可申請手数料として8万8,000円を計上しております。

節12委託料につきまして、変更詳細設計業務委託料750万円、境界杭設置業務委託料1,000万円、里道・水路払下げ地積測量図作成業務委託料340万円、字界変更等分筆測量業務委託料290万円をそれぞれ計上しております。

節14工事請負費につきましては、工業団地調整池整備工事3億3,000万円、工業団地流末排水路整備工事5,000万円、工業団地造成工事（1工区）2億3,500万円を計上しております。こちらのうち、工業団地調整池整備工事3億3,000万円と工業団地流末排水路整備工事5,000万円につきましては、令和4年度に債務負担行為をお願いいたしまして、令和5年度からの工事着工の計画で行うために計上させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

昨日から、ちょっと私、ここ疑義ばかり生じておりますが、今回、歳出全体でいいますと、財政の内訳が6億3,000万円に対しまして地方債が4億4,500万円。また、住民の税金であります一般財源が1億9,389万9,000円組んでいる。国・県支出金は全く補助金がない。あとは、地方債、借金ですね。借金して、また村民が返さんといかんですけれども、これは交付税措置があるかと思いますが、この交付税措置ってどのくらいあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）堀田議員のご質問に対し、ご説明いたします。

今回歳入で上げております起債につきまして、地域開発事業債になります。

こちらのほうが、地方公共団体が内陸工業用地等造成事業もしくは住宅用地造成事業を新たに実施する場合において、原則として起債予定額の総額が一定の基準未満の規模の事業が対象ということになっております。

こちらの起債につきましては、交付税等の措置はございません。あくまで用地を造成して売買をした金額で返済するという形になっておりますので、交付税措置はございません。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ということであれば、完全に売れないと、昨日も言いましたね、特別会計にしたということであれば、完全に売買が成立しないと、ずっと私ら一般会計、一般財源で賄わなければならない。果たして住民は不安じゃないんでしょうか、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）住民さん、不安は正直ございまして、あるかとは思いますが。前の第1回目の工業団地に対しまして、予算を組むときに、議決をいただきました。どこの町村も、県なり国なり工業団地をつくるときは、一番いいのが、企業さんが決まって、それから工業団地を整備するのが、もう本当に一番いいことかと思えます。

しかし、こういう状況の中で、工業団地を相手先がないのに、これまでいろんな自治体、国・県がつくってこられております。それは、やはりこの先のおおの市の発展等を目指して、こういう事業に頑張ってみようじゃないかということで、つくられてきたものと思っております。

西原村に関しましても、議会のほうでご承認いただいて、工業団地をつくるということで頑張っているところでございます。リスクに関しては、堀田議員が申されますとおり、ないということとは言えません。逆に、あると思えます。しかし、それに向かって村の発展のために頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）私もリスクを大概考えております。ですから、今の工業団地にはずっと反対しているわけでございますが、今回の通称迫谷、買収を今されておると思いますが、総買収面積と、では買収した面積に対して工業団地面積と、今回、この間ちょっと断面図、議会にはまだ提示されておられませんね。

ここが、私が前回全協で言った後出しじゃんけんじゃないけれども、都合の悪いところは先に出さない。というところが、どういうことかという、断面図は出しておられんですね。平面図だけ。

じゃ、今回のあの用地、盛土。そしたら、必ずのり面が出ますね。ということは、平面図でしか私たちは見ておりません。平面図の面積はどれだけですよと言え、ああ、それだけ確保できたのとなりますが、この断面図を見

ると、のり面が出てくると、登記法上は平面でいきますよね、のり面ののり
尻からいくから。でも、じゃ、のり面を引いた使用可能な面積はどれだけか。
これをちょっと教えていただきたい。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時22分）

（午前11時27分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）堀田議員のご質問に対し、回答いたします。

まず、今回工業団地の買収の面積ということで、12万199㎡、約12haの買
収の予定でございます。今回造成を行う一応今6区画を計画しておりますけ
れども、6区画の平場の合計につきましては、現在の計画のところでは7万
2,000㎡になります。こちらの差額の面積につきましては、調整池の分と山
際の道路の分、こちらのほうは含まれております。差額の面積が含まれてお
ります。あと、それぞれののり面とかの面積については個別にまた詳細にし
ないとちょっと分からないと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今回これに書いてあります1工区だけの事例をち
ょっとお願いします。もうここは出ているか。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）今回の計上させていただいた1工区につしまし
ては、場所で行きますと、県道の迫ノ谷のヘアピンカーブから2つ目の団地
の分及び山際の道路路盤、そこまでの工事を計画しております。のり面工に
つしましては面積で1万1,000㎡というところで工事を予定しております。
以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）すみません、ちょっと今の説明で分かりにくかった
んですけれども、下の二区画をやるんですか。2区画って言われていたと思
うんです。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）尾崎議員の質問にお答えします。

すみません、下から二区画目というところのご理解をお願いします。よろ
しくをお願いします。

○1番議員（尾崎幸穂君）一番下のは入っていないということですよ。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）今回は下から2段目になります。なぜ一番下をしないか

と申しますと、県道のS字があるんですけれども、あれを改修していただけるといことで話が進んでおりまして、それが決まるまでは、まだ1段目は手をつけなくて、下から2番目から始めることになります。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）じゃ、その二区画目、登記簿上でいう平面図の面積で使用面積、もうこれで予算を出しておるといことであれば数字が出ておるはずですので、そこの回答をお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）堀田議員のご質問に対してお答えいたします。

今の二区画目の面積といことで、平場の面積が1万9,700㎡を予定しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）そのうちの使用面積を聞いているんですけれども、さっきから。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）お答えします。

先ほど1万9,700㎡言いました、こちらのほうが使用面積、要するに平場の面積で計画をいたしております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）全体の面積は。のり面も含めた面積はどれでしょうかといことです。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時33分）

（午前11時50分）

○議長（山下一義君）すみません、皆さんに諮ります。食事をしてからでいいですかね。まだ平面図とか持ってくるそうですから、もっと時間かかりそうですから。食事先にして、それから再開しましょうか。ちょうど13時から次再開しますので、よろしくお願いたします。

教育長のほうが教育委員会等の会議がありまして、午後から欠席しますので、よろしくお願しておきます。

続きまして、暫時休憩して、食事取ってから行います。以上です。

（午前11時51分）

（午後 0時59分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工係長、説明をお願いいたします。

○企画商工係長（堀田和也君）ご説明申し上げます。

工場の立地につきましては、工場立地法に基づいて工場を建築してもらうようになっております。こちらのほうが、対象業種等が定められておりまして、敷地面積が9,000㎡以上または建築面積が3,000㎡以上の施設が対象ということになっております。こちらの準則のほうの内容についてということですが、生産施設、工場本体が敷地の大体30%から65%以内……。

○議長（山下一義君） 取消しをお願いいたします。

村長。

○村長（吉井 誠君） 堀田議員のご質問にお答えいたします。

当該工区の全体の敷地面積が、現在のところ、まだ決定ではございません。おおよそでお聞き願えればと思います。全体で2万2,750㎡です。うち、平地が1万9,700㎡、のり面が3,050㎡です。割合からしますと、平地が86.5%——おおよそですね——のり面が13.5%になります。以上です。

○議長（山下一義君） 4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君） 一応工業の来られるところは1万9,700㎡建てられるということで、先走って回答いただきましたが、建物というのは建蔽率がございます、その面積全てフルフルに使うということは、宅地にしろ工業用地にしても違うと思います。ですから、この建蔽率というのはどのくらいか、お尋ねいたします。

○議長（山下一義君） 企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君） 堀田議員のご質問に対してご説明いたします。

建蔽率ということでお伺いしました。こちらにつきましては、工場立地法によりまして、対象工場につきましては製造業、電気供給業等々ございまして、かつ敷地面積は9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の施設が対象となります。お尋ねの建蔽率につきましては、工場本体が敷地の30%から65%以内ということで、こちらのほうは建てられる工場の業種により異なります。建蔽率につきましては、なおかつ環境施設が25%以上、うち緑地面積が敷地の20%以上とすることというふうに定められております。こちらの環境施設ということですが、屋外運動場、広場、太陽光発電施設等というところで挙げられております。以上でございます。

○議長（山下一義君） 4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君） ということであれば、この面積より30%、建蔽率はそれ以上建てられないということになると、この面積からまだ減ることと理解してよろしいですね。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 建物面積からすると、そうなります。以上です。

○議長（山下一義君） ほかに質疑ありませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君） 下のほうは大分広いようですが、上の3つのほうは

多分狭くなると思います。村長は製造業の方に来てほしいと言われていましたが、その上の狭いところでも製造業が入るぐらいの倉庫が造れるのか、一区画で倉庫と駐車場などが賄えるのかお伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

これは、私の記憶によりますと、全協でも最初のほうでご説明させたと思います。2haから3haが一番工業団地で需要があるということを一応県のほうからお聞きをしまして、2haから3haというのを3つ造るようになっておりました。残りは、銀行とか金融機関から聞いて、工場と別に事務所とかそういう用地でも需要があるということをお聞きしていましたんで、ある程度のニーズに応えるべく、このような区分けにしているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）先ほどの質問、ちょっと前の前に戻りますけれども、これ起債、お金を借りるということでございますが、起債先というのは銀行であり民間であり、いろいろ先があります。今、金利もあります。金利が、私がいつも懸念しているのが、そこ何万円の金利だったら何銭の世界かもしれないませんが、億がずっと続いていくと、金利もばかにならないと思う。この融資申込先はどこを検討されておりますか。

○議長（山下一義君）企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えします。

現在のところ、民間の金融機関を考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

今さっきずっといろいろと説明いただいておりますが、事業が年度別計画というのを令和4年度から予算立ててされているんですが、令和5年度は、今回、調整池とか流末排水、それと、1区画するということで予算が上がっております。今後、どのような計画を持っていつ頃までに大体終わって、そして、誘致をしていくのか、そこをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

全部できるのは、恐らく来年度以降になるかと思います。ただ、先ほど申しております下から2番目につきましては、今年いっぱいを目標にできないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）それでは、企業誘致するのに、いつぐらいから企業誘致できるのかというのもあるわけですよね。できていないのに、企業誘致

できないので。そこらあたりも考えて、少なくとも何年度ぐらいまではかかるかなど。それから先でないと思致ができない。

それと、あそこを盛土するわけですよ。そしたら、すぐ工場とか建てるわけには多分いけないと思うんですよ。そこらあたりはどのようになっておりますか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えいたします。

現在、ある程度の計画が出ております。それで、企業さんから図面を頂けないかということで、もう平面図などをお配りしているところでございます。造るのと一緒に企業誘致も並行して進めているところでございます。もしかしたら、今、着工する前であったら、区画の変更、例えば2haを3haにしたとか、そういうオーダーもできるということで、企業さんや金融関係とかそういうのには話をしながら、企業誘致を並行して行っているところでございます。

また、盛土に関しましてちょっと説明をさせていただきます。

今回の工業団地造成に伴う盛土の設計につきましては、国土交通省から出されています宅地防災マニュアルの解説に準拠して設計を行っております。まず、造成予定地のボーリングによる地質調査を行い、その土地の地盤の強度や地震動に対する地盤の強さなどを解析します。このボーリング結果に基づき、盛土の高さとのり面の傾斜を検討し、あわせて、盛土の安定解析を行い、盛土の崩壊や変形の有無を判断します。これらの調査や解析に基づき、様々な工法の検討をしておりますが、今回におきましては、費用の面から最も安くなる、構造物を用いない工法で決定をしております。

盛土の強度につきましては規定されました基準がございまして、盛土の施工状況に応じて様々な検査や品質管理を行いながら、現地の盛土材の強度を確認する必要があるとございます。その盛土の品質管理を行う検査としましていろいろございますが、代表的なものが土の粒度試験、また、密度試験、突き固め試験、室内コンシュースーC B R試験などがございます。盛土材の品質によっては、規定の強度を得ることができないことがございます。その場合は、地盤改良の石灰処理やセメント処理などを検討し、規定強度の確認を行い、施工をします。また、盛土の施工につきましては、施工管理基準が定められておりますので、必要な手順及び作業方法、施工機械の選定、使用方法など施工計画書を作成し、工事を行うこととなっております。

なお、開発協議の申請に当たっては、事前に、熊本県の建築課、河川課など関係各課から技術的な提案やご意見、指摘事項を踏まえて計画を進めているところでございます。現在のところ、工業団地造成の盛土部盛土工に関しましては、指摘事項等は現在のところあっておりません。盛土工法に関しましては、熊本地震により被害を受けました集落再生や宅地復旧事業等で数多

く経験させていただきました。被害が大きかった集落に関しましては、10m前後の盛土も多くございます。中には、今回のように10m前後の盛土も多数経験しており、現在のところ、その地盤が下がったという事例は一件もない状況でございます。この地震で培った工法を糧に、工業団地造成事業に職員の力を集結して取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今説明をいろいろと聞きましたけれども、やはり今テレビ等でも言っているんですが、盛土に対する、国民、やっぱり不安を持っておられる方がかなり多いと思うんですね。何でここに盛土をするようなところに選んだのかなと。私がもうずっと言っているのはそこなんですよね。何でそこを選んだのかなと、そこがどうしても私が拭い切れないところ。というのは何でかといったら、うちが地震のときに、やはり一番弱いところに崩れて、そこで家が潰れておるわけですよ。そうすると、やはりその怖さというのがずっと頭の中にあるわけですね。それと、西原村の住民の方もかなりの人がやっぱりそういうのを経験されておる。そういうところで、今回でも、何で盛土するようなところにしたかという声を私にはどんどん言ってこられるわけですよ。それだから、ここで皆さん方にもやっぱり分かってもらいたいのは、その怖さというのをもう忘れていないんじゃないかなというのがあります。

先ほどから盛土の話をされましたけれども、じゃ、6区画造ったと。この前、堀田議員も言われましたけれども、6区画が埋まるまで、やはり自分ところ、村でそれ全部管理せないかんですよ。そういうのも考えれば、本当に6区画売れるまでに、どれぐらい管理とかそういうのでもお金が要るのかなと。そういうものを私たちも考えながら質問をさせてもらっておるとですよ。そういうところはどうお考えか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）盛土に関しましては、熱海市だったですか、壊れたりとかしているところがございまして、やはり不安要素はあると思います。ただし、先ほど申しましたように、熊本地震で復旧しました盛土部、特に古閑とかは3段を2段とかに盛って、高いところでは10mを超えるところもございます。そこで、まだ変状が全くないような状況ではございます。そこら辺で、恐らく桂議員の宅地も一部盛土をしております、恐らく変状はないかというふうに思っております。

なぜそういう丘陵地を適地として選んだかということでございますけれども、まず、平地の場合はほとんどが優良農地でございまして、1種農地であったり、民家に近かったりとか、例えば村民グラウンド近辺であれば断層に近いということで、以前、あそこら近辺を工場として立地されようかという

企業さんが地震前にあったんですけれども、やっぱり断層に近いということが原因で村外のほうに立地をされた経緯がございます。設計会社とかに伺ってみますと、やはり断層に相当近いところはなかなか企業が立地できないということを聞いております。

また、丘陵地を選んだのは、耕作関係もところどころ放棄されているところもあったりとか、家から離れているとか様々な要件、上水道、排水、それから、工業用水、高圧、光ケーブルなどなど、様々な条件を選定して適地にしたつもりでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）先ほど地盤が沈下しているとかはないと言われましたけれども、うちあたりは擁壁をして、そして固めてやっているところですよ。今度の場合は擁壁じゃなく、のり面をそのままの状況で、そしてそこを固めるんでしょうけれども、やはりそこはちょっと違うと思うんですよ。副村長は国土交通省から来られているから、そういうことはないですよと言われるかもしれませんが、住民の感情からすると、そうじゃないんじゃないかなというふうに私は感じており、だから、それがあるから、ずっと今までノーと言っているんですよ。そういうこともあって、ここにおられる皆さん方がどういうふうな判断をされるか分かりませんが、私たちは住民の代表としてここに来て質問をしているわけですから、住民の人たちの声も聞きながらやってもらいたいというのが私たちの気持ちです。そういうことでございます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）もう本当に村のことを思っている言葉と認識しております。数が多いから突き進むのではなくて、やっぱり少数派というか、意見があることを真摯に受け止めて、できるだけ——全部が全部とはいきませんが——意見を聞きながら、不安を取り除きながらやっていきたいというふうに思っております。もう本当に大きな金額が動きます。TSMCとかの立地とか、熊本県全体がこういう状況の中で、売れる売れないは本当にリスクではございますが、もう今が千載一遇のチャンスであるということは共通した思いだと思います。

このような認識の下、熊本県はもとより、県内市町村、特にTSMC周辺の市町村につきましては、もう本当に活発な動きが見られております。周りの市町村長に話を伺いますと、やはり工場の立地、工業団地を造りたいということで、話を聞いていまして、様々な水問題とか近隣に住宅地が多いとか交通の面とか、工業用水、上水道、市町村によっては下水道もございまして、そこら辺、周辺市町村もやっぱりいろんな問題を抱えておられます。西原村も様々な問題もございましてけれども、皆さんと一緒にあって少しでもよくな

るように頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）私たちは企業が来てくれれば一番いいと思っております。企業に来てほしいというのがあります。だから、住民の人たちも、それは思っておられると思っているんですね。企業が来てくれればいいけれどもな。でも、あそこに本当に来るとやというのが素直な気持ちであると思っているんですね。

それと、調査されたんですね、いろいろと先ほども言われたように、ボーリングして調査したとか、そういうものを工業団地をこういうふうにしてやっておるけれども、こういう調査はしているんですよと、やっぱり住民が安心するようなことを出していかないと、住民の人たちからするとそういうのを見てないやないですか。だから、そこらあたりが足りていないと思う。先ほど堀田議員が言われたように、後出しって、後出しじゃ駄目よって、先にこういうことやるんだということをやってもらわないと、議員は判断できませんですよ。後で言われて、ああ、そうだったとやとしかならんじゃないですか。そういうところをやはりきちんとやっていかないといけないかなというふうに思っておりますので、今後は、そういうふうなところで、何でも一緒ですよ、皆さん方が納得できるようなことをやってもらいたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員がおっしゃいますとおり、説明が説明不足というか、そういうのはもう大いに反省をしております。ただ住民さんに早くから本当は出せばいいんですけれども、開発協議とか地権者さん等もおられますので、そこら辺は今後は議員さんの方々とどこまで出していいとか、そういうのを相談しながらやっていければというふうに思います。

また、今後は広報紙とかホームページを通して、できるだけ住民さんに、これだけじゃないんですけれども、ほかの事業についても情報公開できるように努めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）動議を言います。今、ある程度、やっここで納得できるような、できないような資料がそろったかと思えます。

そこで、住民の人たちの、先ほど言われて、私たちも住民の代表です。ですから、これを住民投票に諮ってはいかがという提案をいたします。といいますのが、住民投票をして、住民の方が半分以上認めれば、私たちも住民が納得できるならいいんだよって。反対が多かったら、やはり住民は反対しているというのが、先ほど民間から借りると係長が言いました。金利をずっと住民の税金で賄わないといかん、売れるまでですよ。私は住民納得するのか

と思います。ということで、住民投票を提案いたします。

○議長（山下一義君）ただいま、4番議員、堀田議員から動議が提出されました。

暫時休憩します。

（午後 1時24分）

（午後 1時25分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

この動議は、会議規則第16条の規定により、1人以上の賛成者が必要です。賛成者がありますか。

桂議員。

○9番議員（桂 悦朗君）私は賛成しております。

この話は、住民の方からも署名運動しようということが出ておったんですよ。

○議長（山下一義君）ちょっと待ってくださいね、桂議員。

賛成者がありますので、この動議は成立しました。

暫時休憩します。

（午後 1時26分）

（午後 1時27分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、賛成者がありましたので、4番議員の堀田議員より提案の動議が出されましたので、動議を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることについて採決を採ります。

この際、採決によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成の方は起立でお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時28分）

（午後 1時29分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの動議につきまして、追加日程の議題とすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

（起立多数）

○議長（山下一義君）賛成多数ですね。

ということは、したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに可決されました。

それでは、準備ができるまで休憩いたします。
暫時休憩します。

(午後 1時30分)

(午後 2時14分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、第2鳥子工業団地造成に対する住民投票についてを議題とします。

内容の説明を提出者、堀田議員に求めます。

(4番議員 堀田直孝君 登壇 説明)

○4番議員(堀田直孝君) 提出者、4番議員、堀田です。

読み上げます。

令和5年3月17日、西原村議会議長、山下一義様。

発議者、堀田直孝、同賛成者、桂悦朗。

第2鳥子工業団地造成に対する住民投票について。

西原村議会会議規則第14条の規定により、上記のとおり、住民投票の実施を提案します。

提出の理由。

第2鳥子工業団地造成事業に対し、村民の中には不信感を持つ住民が多い。そこで、住民投票において、再度、信任を諮る必要があるということであり、住民の中には、私たちの税金がこんなに多くこの事業に使われるのかと不満を持つ人が多いです。また、今回の新年度予算を審議する中でも、説明不足が多々あると思います。こちらから要求したのに対しての資料の提出しかございません。そういう中で、一般財源の支出が今後多く見込まれます。起債についても、先ほど言いましたとおり、金利、支払い、全部一般財源で賄わなければならない。また、事業が終わるまで、全てこの事業を一般財源で見なければならないということで、この一般財源の支出が多く見込まれる中で住民が納得するか、非常に不安であります。

そこで、この事業を進めるに当たっては、これを払拭するためにも住民投票を行い、賛成者が多数であれば、我々議員も安心して、今後、審議していくことができると思います。また、この住民投票で、逆に、反対者が多ければ、この事業の見直しというのを考えて、やはり1回ここで住民のほうに諮っていくということが私は大事じゃなかろうかと思えます。これが提案をする理由でございます。以上でございます。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員(坂本隆文君) 5番、坂本です。

投票の内容は、何を投票したいというふうに言われているのかがちょっと明確ではないと思います。

○4番議員（堀田直孝君）今後の鳥子工業団地の造成事業そのものです。

ただ住民のほうで、今の事業に対して進めていいよということなのか、いや、これはちょっと見直したほうがいいんじゃないというお諮りを住民に問いかけるということです。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

反対討論をさせていただきます。

工業団地の件で、私も周りの人からたくさんことを言われております。しかしながら、前向きな考えのことばかり言われて、いつするんだと、早くしてくれと、そういう意見ばかりで、あそこにするなどか、工業団地を造るなどか、私の周りでは一言も一人もおりません。私の周りではそういう感じであったので、また、逆に、もう毎日、TSMC関連のニュースが流れております。そこで言われているのが、西原村の名前が一切出てこない。菊陽町、大津町、合志町、そういうところがいっぱい出てきて、西原村は何をしているんだと、逆に急いで進めと、将来のことを考えてやれと、私はそういうふうに言われております。住民投票を言われます前に、私はそういう人たちの支持者がたくさんおられますので、それよりも前に進めてほしいと。

まだ、今の説明の中で、やはり我々議員に対しても住民に対しても、もう少し説明が足りなかったんじゃないかというようなことが、やはり反対の声があるという意見の中で言われておりますので、そこを強く皆様方には分かっていたらき一つ一つ進んでいけば、その説明を我々議員にも、まだ言われないこともあると思いますけれども、まず、結局は自分たちが何がしてほしいかという、工場を建ててもらいたい、それが西原村のためだと私は思っております。そうなれば人口も増えます。そういうことを自分たちは考えております。じゃ、そこに対していかに早くするかというのが私の目標であります。今こうやって、いろんな毎日、今日もニュースでやっておりますけれども、周りのニュースが本当に羨ましく感じます。西原村はそれがまだ一つもできておりません。だから、住民投票を、私の考えはする必要がなく、このまま進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

今、坂本議員が言われたということは、住民の中には、いろんな考えを持たれた方がいっぱいおられると思うんです。私には、逆に署名運動をしますという話が来ておったんですよ。でも、署名運動となると、個人個人では言っても、もう自分たちがそこに持って行って署名をお願いしますってなかなか言えないところがあるし、どういう文章を作って署名運動していいのか分からないという人たちがおられたんですよ。そういう中で、いろんなところから、私が全くこれ知らなかったときに、最初に言われたのが議員になる前だったです。そこに工業団地を造るとりたいと。何であんなところにやって言わしたけん、どこですかって聞いたら、迫ノ谷だと。やっぱり実際、場所的に、何でそこに盛土までしてから造るとやという話だったです。そやけん、盛土をするんじゃないくて、切土だったら安心して建てられるとじゃなかとねって。だけ、そういうところは何で見つけたったとやという話でございました。

だから、これはもう住民に聞いてみなくて分からないのは、知らない人がいっぱいおるんですよ、そういう話を知らない人。工業団地があそこのできるというの知らない人もおりますよ。でも、場所を言って、どこがいいかというたときに、どうなのかな。私自身も最初に何であそこかなという、自分が住民の中の一人だったんですよ、それで。だから、今ここでこういう議論をせないかんというのは、行政的にもうちょっと最初に議員さん方にきちんとした説明をする、そしてましてや皆さん方が本当に納得してあそこにしておるんであれば、何でもなかったと思います。そうじゃないと思うんですよ。一部の人を知ったと。あとの人は知らなかったんじゃないかなというぐらいに、そんな感じの議会だったと思うんです。だから、議員は、住民の代表としてここに出てきておるんですよ。だから、やっぱり自分たちは自分ただの思いで言っておるんじゃないんです。

やっぱりいろんな人と話しながら、その中で、どういう西原村をつくっていかないかんのかな。いろんな人がおりますよ。工業団地が大事かって、それとも、スーパーば持ってきたほうがまだ大事ぞって、住民のことをどやん思っとなんかと言われる人たちも多いんですよ。そういうところに、常にやっぱり考えとかないかんと思うんですよ。じゃ、ほんなら、人口増やすために、実際、売って工業団地ができた、そしたら従業員が増える、そしたらそういう人たちが西原村に住むかもしれませんよね。しかし、それも大事です。これまで村長とも話をしました。それも大事です。しかし、ほかにもやっぱりやらなくてはならない、西原村は、これはこのままでいいのかというのは、人口を増やしてでもやっぱりしていかないかんこともあるんじゃないかなと、ほかに。それも考えてやっていかないと、ただ工業団地、工業団地ってやっておって、そこに10億円以上使ってやっておる。違うんです、住

民は、おい、税金をそぎゃん使うちか、どなんすつとや、ほんなこつ取り戻せるとやってという不安を持っている人も多いと思うとですよ。だから、そういうところもやっぱり本当に議員が言ってから、やっぱりきちんと説明ができるようなことを最初から進めてほしかったなというふうに思っており、住民の人は、やっぱり署名運動をしたいという人たちがあって、それはちょっと待ってってというふうな感じで止めているところもありました。だから、そういう面では、やはり皆さん方の声を聞くということのも大事じゃないかなということで、私は賛成したいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかにありませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

反対意見をお出しいたします。

私も、あそこの場所に工業団地を造るのは反対だという意見も聞きますし、早く何で進めないんだという話も聞きます。ですが、工業団地を造ること自体を知らない人もいます。なので、この今の状態で住民投票をしたところで、本当の村民皆さんの民意かどうか分かりません。私たちもこうやって今まで討論をして議論をして、何となく分かってきたり、やっぱりまだ分からないところがあったり、突き詰めたりしたいところもあります。そういうところを住民さんも知りたいと思います。

去年の全協のときに私は村長に言いました、住民説明はしないんですかと。そこが分からないと、賛成も反対も言えないと思います。せっかく住民投票をすると言うのであれば、お金をそこにかけてしまうわけですので、本当に分かった状態で住民投票するなら分かるんですが、今の状態では、言っはなんですが、無駄なような気がします。なので、住民投票をするよりも住民へ説明会、もちろん私たち議員も入れた中での説明会をして、住民にも議員にもはっきりと分かるような体制を取った上で進めるのか進めないのか。村長は聞いて実行ということを言っておられますので、そこで判断をしていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかにございませぬか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

住民投票することに賛成の方はご起立ください。

（起立少数）

○議長（山下一義君）起立少数。

よって、この件は否決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時29分）

(午後 2時30分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工係長より文言の修正があるそうですので、お願いします。

○企画商工係長(堀田和也君)議案の第30号になります。ページは1ページになります。上のほうから4行目になります。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分というふうに記載をしておりますけれども、これの補正のという3文字の削除をお願いいたしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(山下一義君)それでは、質疑を受け付けます。質疑ございませんか。
(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君)質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員(桂 悦朗君)9番議員、桂です。

この工業団地造成については、私は常々から言っておりましたけれども、私この予算に対してじゃなくて、ここにするというそのときから、ここはちょっと不信感があって、先ほど住民投票と言われたように、住民の中でも、私に言ってこられる方は何でやということによって来られています。私自身も、あそこに盛土してまでせにやいかんような工業団地になぜするのか、ほかになかったのかな、やっぱりそこらあたりを最初からきちんとみんなで見てもらって、そして、本当にここしかなかったというのであれば、私も賛成していたと思うんですが、そうじゃなかったということで、いつも言っているように、その点がありましたので、私は反対したいと思っております。以上です。

○議長(山下一義君)ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君)討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山下一義君)賛成多数であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第31号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算についてを議題とします。

内容の説明を企画商工係長に求めます。

(企画商工係長 堀田和也君 登壇 説明)

○企画商工係長（堀田和也君）議案第31号についてご説明いたします。

議案第31号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算、熊本県阿蘇郡西原村。

1 ページをお願いいたします。

令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算。

令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ77万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきまして、ご説明申し上げます。

6 ページ目をお願いいたします。

歳入予算でございます。

款3財産収入、項1財産売払収入、目1不動産売払収入、節1土地売払収入1,000円を計上しております。

なお、こちらの予算につきましては、造成工事が完了し、売買単価等が確定したときに、補正予算にて計上させていただければと思います。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金77万円を計上しております。

7 ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

節9旅費につきまして、河原校区活性化特別委員会開催時費用弁償として、1万1,000円を計上しております。

節12委託料につきまして、河原地区定住促進宅地造成分筆測量業務委託料として、76万円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）訂正があるそうですので、企画商工係長。

○企画商工係長（堀田和也君）すみません、訂正申し上げます。

予算書の7ページになります。

節の9旅費と申しましたところ、節の8旅費に訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番、高本です。

関連でちょっとお尋ねしたいというのは、村長のほうに伺いたいんですけども、6ページに関連するわけですけども、不動産売却でお支払いするというので計上されておりますけれども、これは当然ながら、あの辺一帯を完成されて、経費あたりのそこから算出されるというふうに認識しております。ただ、せんだってから私が一番気にしておりますが河原の活性化ということで、あそこに3戸かな、住宅を計画されておるわけですけども、要綱あたりで河原のほうに校区で行かれた方々が100万円だったり、そういった補助があるということでございますので、せつかくなれば、そういうのをわざわざ、わざわざって失礼ですけども、そういったところを求めてこられる方々に対しまして、やっぱり西原村といたしましては歓迎すべきではなかろうかというふうに思っております。

前回の要綱の中でも、39歳の年齢を撤廃してほしいという言葉が投げかけております。子どもの方は39歳以上の方でもやっぱり小学校あたりに就学させている世帯もあろうかと思っておりますけれども、その辺を考慮して、できるだけやっぱり河原の活性化に一步でも近づくために、この辺の売払いをされるときにはやっぱり宣伝効果あたりをきちっと整えた上で頑張っていたきたいと思うんですけども、村長、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えいたします。

前回の議会でも、高本議員がお尋ねになられました現行の改正はできないかという話でございます。あれから私もいろいろ考えまして、河原集落だけではなく、山西方面でも過疎になっているところ、高齢化率が相当高いところもございます。後々は、そちらにもつなげていけるんじゃないかということで考えております。条件はもう幾らでも緩和はできると思うんですけども、やはりどこかで線を引かないと、もう何でもありというか、前回と同じように、少なくとも1年ぐらい様子を見させていただいて、先ほど言われましたとおり、申請はされたんですけども、こういう理由でもらえなかったとかそういうのもございますので、これはというときには話を聞いて、議会の皆さんに提案させてもらって遡及という、地震でよく使ったんですけども、遡及して与えたりという方法もできますので、よろしければもうちょっと様子を見ながら慎重に進めていきたいというふうには思っております。

議員が言われますとおり、活性化については今年から1人職員を任期付で雇用して、集中的に活性化につなげていきたいというふうにも計画しております。そこら辺も踏まえて、職員が配置されると住民さんの声も聞けますし、

よそから来た人も、どんどんPRしながらやっていくなればというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

ホームページには、今年1回か2回載ったと思いますけれども、空き地バンク、これはもう造成事業ですけれども、タイアップしてやっていくような形のほうがいいのかなど。そうやって見つけて村で買うまではないかも、そこ辺の検討はまだいろいろあるでしょうけれども、そこらあたりも一緒に取り組んでいくべきではないかと思いますが。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員のご質問にお答えいたします。

先ほど話しましたとおり、令和5年度から任期付の職員を雇用する予定でございます。また、地域づくりからも応援をお願いして、宅地バンクであったり、河原地区の定住促進であったり、村外へのPRも含め、強力に頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 2時44分）

（午後 3時00分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第32号、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○建設課長(廣瀬 太君)議案第32号につきましてご説明いたします。

議案第32号、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算。

2ページをお願いいたします。

令和5年度西原村工業用水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和5年度西原村工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりと定める。

(1) 給水事業所数8ヶ所、(2) 年間総給水量34万5,290m³、(3) 1日平均給水量946m³、(4) 主要な建設改良事業8,580万円。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2,785万6,000円、第1項営業収益1,709万3,000円、第2項営業外収益1,076万2,000円、第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2,785万6,000円、第1項営業費用2,286万8,000円、第2項営業外費用72万5,000円、第3項特別損失1,000円、第4項予備費426万2,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,580万円は、建設改良積立金800万円及び損益勘定留保資金780万円で補填するものとする。)

収入。

第1款資本的収入7,000万円、第1項企業債7,000万円。

支出。

第1款資本的支出8,580万円、第1項建設改良費8,580万円。

3ページをお願いいたします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、工業用水道本管布設事業。

限度額、7,000万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第6条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費888万5,000円。

(2) 交際費0円。

たな卸資産購入限度額。

第7条、棚卸資産の購入限度額は、5万円とする。

令和5年3月8日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。

16ページをお願いします。

令和5年度西原村工業用水道事業会計予算説明書。

収益的収入及び支出。

まず、収入ですが、本年度の給水事業所も、冒頭に申しあげましたように8か所でございます。1日の給水量としましては、昨年度実績として946^mを予定しております。超過料等については、当初予算では加味しておりません。

よって、水道事業収益における給水収益を1,709万2,000円計上しております。

17ページからの支出の水道事業費用につきましては、目1原水及び浄水費が前年比21万5,000円の増額。これは主に水源地や配水池電気料の増額でございます。

目3総係費、前年度比310万8,000円の増額。これは、企業の契約水量増の要望による水源開発を含んだ施設整備に伴う基礎調査業務委託料603万円を計上しており、それ以外には職員の人事異動に伴う人件費の減が主なものでございます。

款4予備費も、前年比157万9,000円減額の426万9,000円を計上いたしております。

19ページをお願いします。

資本的収入及び支出。

まず、資本的収入におきましては、支出に計上しております本管布設工事費に対し、今後の工業用水道事業における設備投資を鑑みた上で、今回、企業債を財源充当するために、7,000万円を計上するものでございます。

資本的支出におきましては、目1の配水設備工事費8,580万円を計上しております。新工業団地の詳細設計などの進捗に合わせ、既存鳥子工業団地の既設管から団地内村道敷及び新工業団地区域までの区間の里道敷約960mにおいて、新たに減圧弁を設置した上で工業用水道本管を布設するものでございます。

主なものとしては以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

現在、給水量は足りているということだったと思います。たしか工業団地をちょっと広げる話にはなっていたと思うんですが、その際、給水量は足りるようになるのかということをお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）ただいまの質問にお答えいたします。

現在、工業用水の配水能力が1日当たり1,200 tでございます。現在の1日当たりの契約水量が約900 t 強ということで、約300 t 弱ぐらいの日常の余力というのはあったんですけれども、昨日、村長のほうが新聞記事をお配りしたとおりでございまして、三井ハイテックさんのほうから、ほんのしばらく、先日の話ではあるんですけれども、増量の要望がちょっとございまして、それはあくまでも口頭のお話の中ではあったんですけれども、その要望を全て受け入れるということであれば、今の能力をどうしてもちょっと超えてしまうというところで、それに伴って、本来であれば、この予算を考えていたときにはまだそういう話もございませんでしたので、今の余力の分をまた新たな工業団地のほうに送水できるかというふうなところも考えてはおったんですけれども、最近のこの三井ハイテックさんのお話があったところで、新たにまた水源の確保等も考えて、企業さんの要望あたりも受け入れられるような体制を早急に整えていかなければというふうにご考えているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

これが何年前なのかちょっと分からないですけれども、随分前に、堀場さんのほうの工業用水が足りなくなって、簡易水道をつなげたということがあったらしいです。これがもう外してあるのかどうかというのもちょっとまだ調べられてはないんですけれども、まず、そこがちゃんと外されているのか、その段階で給水量が足りているのか、今現在。もしこれがつないだままであるというのなら、ちょっと話が変わってくるんじゃないかなということでもっと質問させていただきます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

確かに言われていましたとおり、一時的に堀場さんに水を提供したことがございます。その後、工業団地工業用水として水を提供しておりまして、その後、堀場さん自身でボーリングをされておりまして、契約は完全に切っては

いないんですけれども、非常時として、工業用水の契約をいただいているのが現状でございます。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）契約が続いているということで、簡易水道をつなげて、それを工業用水としての契約であるということですか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）すみません。説明がちょっと足りなくて。

簡易水道を一旦その分は解約されて、工業用水に変更してつなぎ替えて、それで、ボーリングをされて、今、非常用ということで契約はいただいております。以上です。すみません。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、令和5年度西原村工業用水道事業会計予算について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第33号から日程第10、議案第35号までの工事請負変更契約の締結についてを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、一括議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）まず、議案第33号を説明いたします。

議案第33号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、社交辺維第3号、医王寺向小川線（麦の庄大橋）橋梁補修工事。

2、変更前契約額8,527万5,520円（税抜額7,752万3,200円）、変更後契約額9,696万9,400円（税抜額8,815万4,000円）、1,169万3,880円の増。

3、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市東区小峯1丁目6番85号102、会社名、株式会社ウィルテック、代表者、代表取締役、永田壮弘。

医王寺向小川線（麦の庄大橋）橋梁補修工事につきましては、令和4年9月第3回定例会におきまして、契約締結の議決をいただいたところでありませう。今回は、請負契約金額の変更をお願いするものでございませう。

変更の主な内容といたしまして、橋梁上部工における主桁や横桁を主とした塗装塗り替え工に当たり、鋼材に防食塗装として施工してある既設の塗膜中に鉛の有害物質が含まれることから、菊池労働基準監督署の指導により、作業従事者への安全対策が必要となり、新たに環境対策資機材、安全衛生防護具を追加することによる変更増でございませう。

次のページに参考資料としまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付してございませう。

続きまして、議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、社交辺維第4号、医王寺向小川線（長迫大橋）橋梁補修工事。

2、変更前契約額7,396万4,000円（税抜額6,724万円）、変更後契約額8,811万6,600円（税抜額8,010万6,000円）、1,415万2,600円の増。

3、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市東区榎町7番17号、会社名、株式会社アイエスティー、代表者、代表取締役、高野太。

医王寺向小川線（長迫大橋）橋梁補修工事につきましては、令和4年9月第3回定例会におきまして、契約締結の議決をいただいたところでありませう。今回は、請負契約金額の変更をお願いするものでございませう。

変更の主な内容といたしまして、着工前の測量結果に伴い、ひび割れ注入工、断面修復工の数量変更及び鋼材欠損箇所における部材取替え工を追加するものでございませう。また、橋梁上部工における主桁や横桁を主とした塗装塗り替え工に当たり、鋼材に防食塗装として施工してある既設の塗膜中に鉛の有害物質が含まれることから、菊池労働基準監督署の指導により、作業従事者への安全対策が必要となり、新たに環境対策資機材、安全衛生防護具を追加することによる変更増でございませう。

次のページに参考資料としまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付してございませう。

続きまして、議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月8日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、辺第1号、堀切多々良線道路改良工事。

2、変更前契約額1億803万9,800円（税抜額9,821万8,000円）、変更後契約額1億2,181万2,900円（税抜額1億1,073万9,000円）、1,377万3,100円の増。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役、藤川俊光。

堀切多々良線道路改良工事につきましては、令和4年12月第4回定例会におきまして、変更契約締結の議決をいただいているところであります。改めて、請負契約金額の変更をお願いするものでございます。

変更の主な内容といたしまして、のり面を掘削したところ、転石が多く確認され、張り芝による植生が不可となったため、のり面保護の全体の8割をモルタル吹付工へ変更するものでございます。また、ブロック積み施工に当たり、本事業の測量設計後において、村道南側に圃場整備事業が施工され、地盤高が変更されたことにより、国の施工基準に基づき、中型ブロック積みから大型ブロック積みへの規格変更による変更増でございます。

次のページに参考資料としまして、公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑をされる際には、議案番号を述べて質疑をお願いします。質疑ございませんか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

すみません、議案第33号と第34号です。防食塗装の中に鉛が入っていて、防護具が新たに必要となっておりますが、これは、最初から分かっていたわけではなく、後からそれが分かったということですか。それとも、それが入っているから、防護具が必要ですよと後から言われたということですか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）ただいまのご質問にお答えいたします。

この橋梁の件につきましては、もともと補修の調査の段階で有害物質があるけれども、そこまで量は多くない、少量であるということで、防護服とかそういう対応は不要ではないかという判断で設計のほうを行っていましたところ、やはり少量でも対応をしなければならないということで労働監督署の

ほうから指導がありましたので、その分が新たにやはり追加変更となったというところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）これに反対することはないんですけれども、最初から入れておかないと、急にこんなに金額が上がってというふうにやっぱり見たときに思ってしまうので、そこは最初からしっかりと確認をしていただきたかったと思います。以上です。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）お答えいたします。

今後から、さらにその辺をもう早めに打合せ等を行いながら、精査したところで発注という形で行っていきたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論は一議案ごとに行います。

議案第33号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第34号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

続いて、議案第35号について討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第35号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

日程第11、発議第1号、西原村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、中西義信君に求めます。

(6番議員 中西義信君 登壇 説明)

○6番議員(中西義信君) 発議第1号、令和5年3月17日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村村議会議員、中西義信。

賛成者、同じく堀田直孝、同じく高本孝嗣。

西原村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

この議案は、第4号ぐらいに出た議案と同じ内容でございます。したがって、皆さんにお配りの概要の一部をこれから朗読いたします。

制定の趣旨、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、現行の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を新たな個人情報保護法に統合するものです。また、現行の所管を各地方公共団体から個人情報保護委員会へ移行し、適用については、地方公共団体の中に議会も含まれていましたが、地方公共団体の議会については国会や裁判所と同様に独立性を確保するという考え方から、独自に条例を制定するものです。

施行期日は令和5年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長(山下一義君) ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第1号、西原村議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

日程第12、発議第2号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を提出者、高本孝嗣君に求めます。

(2番議員 高本孝嗣君 登壇 説明)

○2番議員(高本孝嗣君) 発議第2号、令和5年3月17日、西原村議会議長、山下一義様。

提出者、西原村議会議員、高本孝嗣。

賛成者、同じく小城保弘、賛成者、同じく西口義充。

西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び西原村議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出の理由。

西原村課設置条例の一部改正に伴い、地方自治法第109条第1項の規定により、条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由であります。今回の定例会の議案第2号で審議しました課設置条例において、水道課が新たに設置されたことに伴い、西原村議会委員会条例との整合性を図る必要があるため、今回の提出となりました。以上です。

ご審議方よろしく願います。

○議長(山下一義君) ただいま提出者より内容の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者に質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第2号、西原村議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

日程第13、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第3号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第14、組合議会の報告を行います。

組合議会からの報告がございましたらお願いします。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

令和5年第1回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和5年2月6日に熊本市自治会館において開催されましたので、報告いたします。

本議会では、議案第1号から第10号までの議案が上程されました。

主な事項については、令和5年度当初予算におきまして、議第9号の令和5年度熊本県後期高齢者医療連合一般会計予算では、予算の総額2億6,478万2,000円のうち、主要な項目で、歳入、市町村負担金2億6,017万9,000円、繰越金400万円。歳出、一般管理費2億6,135万5,000円、その他議会費242万7,000円。

議第10号、令和5年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算では、予算の総額3,126億458万5,000円。主な項目の内訳は、歳入、市町村支出金529億4,722万1,000円、国庫支出金1,059億8,527万6,000円、県支出金262億5,767万2,000円、支払基金交付金1,224億314万2,000円。歳出、一般管理費9億9,670万5,000円、保険給付費3,088億9,260万7,000円、保健事業費13億8,856万9,000円というものでしたが、全ての議案におきまして、採決の結果、賛成多数で可決されました。

以上、広域連合の議会報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

2番議員、高本君。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 報告）

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本でございます。

令和5年第1回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会が、令和5年2月22日、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室において開催されましたので報告いたします。

議案第1号から議案第8号までの8件提出されました。

主な内容につきまして、次のとおりでございます。

第1号議案につきましては、令和4年11月25日に専決処分された熊本県市町村総合事務組合の組織する地方公共団体の数の減少に伴う規約の変更に伴

う専決処分^{（一）}の報告及び承認を求めることについてであります。

議案第2号については、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてです。このことについても、公共団体の数の減少に伴う規約の変更であります。

議案第3号については、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合個人情報保護法施行条例の制定についてであります。

議案第4号については、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合職員の定年に関する条例の全部を改正する条例の制定であります。

議案第5号については、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合職員の再任用に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

議案第6号については、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合監査委員の選任同意についてであります。嘉島町より選任されておられました蜂屋誠氏の再任に伴う選任同意であります。

議案第7号については、令和4年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算（第2号）についてであります。

主な補正の内容については、収入で、資源物売却代379万7,000円及びごみ袋売却代478万7,000円の増額。歳出では、ごみ袋作成費478万7,000円の増額及び予備費に1,118万7,000円の増額でありました。

議案第8号については、令和5年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計予算についてであります。

歳入歳出それぞれ5億4,325万8,000円とし、昨年度当初予算より2,051万9,000円の増額であります。主な増額については、歳入では、組合分担金1,722万円、ごみ袋売却代金958万円であります。歳出では、光熱水費1,598万円、ごみ袋作成費958万円であります。ちなみに、組合分担金については合計3億7,466万円に設定されており、均等割が30%、人口割が70%で各町村計算されており、西原村の人口は6,879人でありました。均等割3,746万6,000円、人口割で3,569万4,000円となっております。

以上、報告いたしますけれども、全員賛成で議案が終わっております。

以上、報告終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようですから、これで組合議会報告を終わります。

日程第15、委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、中西義信君、総務福祉常任委員会委員長、堀田直

孝君、産業教育常任委員会委員長、高本孝嗣君、議会広報常任委員会委員長、坂本隆文君。以上の方から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申出がっております。

事件、理由等については、記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(山下一義君) 異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって、令和5年第1回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさんでした。

午後 3時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

8 番議員 上 野 正 博

9 番議員 桂 悦 朗